

情報公開制度及び 個人情報保護制度の運用状況

平成 27 年 度

枚 方 市

目 次

I. 情報公開制度の運用状況

1. 情報公開の請求	1
(1) 処理状況	1
(2) 実施機関別請求状況	1
(3) 部分公開、非公開の適用条項	3
(4) 請求者の内訳	3
(5) 実施の方法	4
2. 情報公開の申出（任意的な公開）	4
(1) 処理状況	4
(2) 実施機関別申出状況	5
(3) 実施の方法	6

II-1. 個人情報保護制度の運用状況

1. 自己情報開示等の請求	7
(1) 処理状況	7
(2) 実施機関別請求状況	7
(3) 部分開示、非開示の適用条項	8
(4) 実施の方法	9
2. 個人情報ファイル	9
(1) 届出状況	9
3. 個人情報の目的外利用	10
(1) 条例第9条第1項第5号の規定による目的外利用の状況	10

II-2. 特定個人情報保護制度の運用状況

1. 自己情報開示等の請求	21
2. 特定個人情報ファイル	21

目 次

Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員	22
(1) 審議会委員	22
2. 審議会開催状況	23
(1) 開催日及び諮問案件	23

Ⅳ. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員	26
(1) 審査会委員	26
2. 諮問した不服申立ての処理状況	26
(1) 処理状況	26
3. 審査会開催状況	27
(1) 開催状況及び諮問案件	27

参考資料

1. 情報公開の請求の内容等	29
2. 情報公開の申出の内容等	46
3. 自己情報開示等の請求の内容等	63
4. 審議会への諮問及び答申の内容等	73
5. 審査会答申	100
6. 条例及び施行規則	119
枚方市情報公開条例	119
枚方市情報公開条例施行規則（様式省略）	125
枚方市個人情報保護条例	127
枚方市個人情報保護条例施行規則（様式省略）	136
枚方市特定個人情報保護条例	140
枚方市特定個人情報保護条例施行規則（様式省略）	148
枚方市附属機関条例（一部抜粋）	153

I. 情報公開制度の運用状況

1. 情報公開の請求

(1) 処理状況

平成27年度の情報公開請求は、95件ありました。

情報公開請求に対する処理状況を見ると、全部公開が37件、部分公開が45件、非公開が2件、公文書不存在が10件、取下げが1件で、公開率は97.6%でした。

表1 情報公開請求処理状況

区 分	平成27年度	平成26年度
請 求 者 数	79人	93人
請 求 件 数	95件	127件
処 理 状 況	全 部 公 開	37件
	部 分 公 開	45件
	非 公 開	2件
	不 存 在	10件
	取 下 げ	1件
	却 下	1件
公 開 率	97.6%	100%
不 服 申 立 て	1件	1件

(注) 公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (請求件数 - 取下げ等) × 100

※ 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが81件（土木部14件、福祉部9件など）、教育委員会に対するものが7件、上下水道事業管理者に対するものが6件（水道部2件、下水道部4件）などでした。

表2 実施機関別請求件数

(単位:件)

実施機関名		請求件数	処 理 状 況					
			全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	却下
市	行政改革部	—	—	—	—	—	—	—
	政策企画部	6	2	3	—	1	—	—
	市民安全部	5	4	1	—	—	—	—
	総務部	7	3	3	—	1	—	—
	財務部	6	3	2	—	1	—	—
	地域振興部	5	2	3	—	—	—	—
	健康部	5	2	3	—	—	—	—
	福祉部	9	1	8	—	—	—	—
	子ども青少年部	6	4	1	—	1	—	—
	環境保全部	5	—	3	2	—	—	—
	環境事業部	1	—	1	—	—	—	—
	都市整備部	9	3	6	—	—	—	—
	土木部	14	5	5	—	3	1	—
	公共施設部	3	2	—	—	1	—	—
	会計課	—	—	—	—	—	—	—
市立病院事務局	—	—	—	—	—	—	—	
小 計		81	31	39	2	8	1	—
教育委員会	管理部	—	—	—	—	—	—	—
	学校教育部	6	6	—	—	—	—	—
	社会教育部	1	—	1	—	—	—	—
小 計		7	6	1	—	—	—	—
選挙管理委員会		—	—	—	—	—	—	—
公平委員会		—	—	—	—	—	—	—
監査委員		—	—	—	—	—	—	—
農業委員会		—	—	—	—	—	—	—
固定資産評価審査委員会		—	—	—	—	—	—	—
上下水道事業管理者	水道部	2	—	1	—	1	—	—
	下水道部	4	—	3	—	1	—	—
	小 計	6	—	4	—	2	—	—
病院事業管理者		1	—	1	—	—	—	—
議 会		—	—	—	—	—	—	—
合 計		95	37	45	2	10	1	—

(3) 部分公開、非公開の適用条項

部分公開及び非公開と決定したものについて、非公開部分の理由として適用した条項の内訳は、条例第6条第1号の個人に関する情報が31件、同条第2号の法令秘情報が1件、同条第3号の法人等に関する情報が27件、同条第6号の意思形成過程情報が3件、同条第7号の事務事業執行過程情報が15件でした。

表3 部分公開、非公開の適用条項 (単位:件)

区	分	平成27年度	平成26年度
請	求	95	127
部	分	47	43
条	例		
第6条第1号	個人に関する情報	31	26
第2号	法令秘情報	1	1
第3号	法人等に関する情報	27	13
第4号	国等との協力関係情報	—	—
第5号	任意提供情報	—	—
第6号	意思形成過程情報	3	—
第7号	事務事業執行過程情報	15	15
第8号	公共の安全と秩序の維持に関する情報	—	—

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

(4) 請求者の内訳

請求者の内訳は、市内に住所を有する者が68人、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が7人、市内の事務所又は事業所に勤務する者が2人、市税の納税義務を有する者が1人、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものが1人でした。

表4 請求者の内訳 (単位:人)

区	分	平成27年度	平成26年度
市内に住所を有する者		68	87
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体		7	5
市内の事務所又は事業所に勤務する者		2	1
市内の学校に在学する者		—	—
市税の納税義務を有する者		1	—
実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの		1	—
合	計	79	93

(5) 実施の方法

公開及び部分公開と決定したものの公開方法は、閲覧のみが4件、閲覧及び写しの交付が5件、写しの交付のみが70件でした。

なお、情報公開請求の場合、手数料は無料ですが、写しの交付に係る費用については、請求者の負担となります。

表5 実施の方法

区 分	平成27年度	平成26年度
閲覧のみ	4件	1件
閲覧及び写しの交付	5件	1件
写しの交付のみ	70件	92件

(注) 請求者の都合による写しの交付のみの未実施が、平成27年度に3件あります。

2. 情報公開の申出 (任意的な公開)

(1) 処理状況

平成27年度の情報公開申出は、72件ありました。

情報公開申出に対する処理状況を見ると、全部公開が45件、部分公開が26件、公文書不存在が1件、公開率は100%でした。

表6 情報公開申出処理状況

区 分	平成27年度	平成26年度
申出者数	53人	41人
申出件数	72件	54件
処 理 状 況	全部公開	45件
	部分公開	26件
	非公開	1件
	不存在	1件
	取下げ	1件
	却下	1件
公開率	100%	100%

(注) 公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (申出件数 - 取下げ等) × 100

※ 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

(2) 実施機関別申出状況

実施機関別の申出状況は、市長に対するものが61件、教育委員会に対するものが2件、上下水道事業管理者に対するものが6件などでした。

表7 実施機関別申出件数

(単位:件)

実 施 機 関 名	申出件数	処 理 状 況						
		全部公開	部分公開	非 公 開	不 存 在	取 下 げ	却 下	
市	政 策 企 画 部	1	1	—	—	—	—	—
	市 民 安 全 部	5	4	1	—	—	—	—
	総 務 部	1	1	—	—	—	—	—
	財 務 部	2	1	1	—	—	—	—
	地 域 振 興 部	2	1	1	—	—	—	—
	健 康 部	2	2	—	—	—	—	—
	福 祉 部	1	—	1	—	—	—	—
	子 ども 青 少 年 部	4	4	—	—	—	—	—
	環 境 保 全 部	10	4	5	—	1	—	—
	環 境 事 業 部	1	—	1	—	—	—	—
	都 市 整 備 部	19	16	3	—	—	—	—
	土 木 部	6	2	4	—	—	—	—
	公 共 施 設 部	7	4	3	—	—	—	—
小 計	61	40	20	—	1	—	—	
教 育 委 員 会	管 理 部	1	1	—	—	—	—	—
	学 校 教 育 部	1	1	—	—	—	—	—
	社 会 教 育 部	—	—	—	—	—	—	—
小 計	2	2	—	—	—	—	—	
上 下 水 道 事 業 管 理 者	水 道 部	1	1	—	—	—	—	—
	下 水 道 部	5	—	5	—	—	—	—
小 計	6	1	5	—	—	—	—	
病 院 事 業 管 理 者	3	2	1					
合 計	72	45	26	—	1	—	—	

(注) 申出のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

(3) 実施の方法

公開及び部分公開と回答したものの公開方法は、写しの交付のみで71件でした。

なお、情報公開申出の場合、手数料として1件300円を徴収しています。また、写しの交付に係る費用については、申出者の負担となります。

表8 実施の方法

区 分	平成27年度	平成26年度
閲 覧 の み	一件	一件
閲覧及び写しの交付	一件	一件
写しの交付のみ	71件	52件

(注) 申出者の都合による未実施が、平成26年度に1件あります。

Ⅱ－１．個人情報保護制度の運用状況

１．自己情報開示等の請求

(1) 処理状況

平成２７年度の自己情報開示等請求は９２件あり、全て開示請求で、訂正、削除及び目的外利用等中止の請求はありませんでした。

自己情報開示請求に対する処理状況を見ると、全部開示が５９件、部分開示が２２件、非開示が３件、不存在が５件、取下げが３件で、開示率は９６．４％でした。

表９ 自己情報開示等請求処理状況

区 分		平成２７年度	平成２６年度
		自己情報開示請求	自己情報開示請求
請 求 者 数		７３人	６４人
請 求 件 数		９２件	７９件
処 理 状 況	全 部 開 示	５９件	４５件
	部 分 開 示	２２件	２４件
	非 開 示	３件	一件
	不 存 在	５件	８件
	取 下 げ	３件	２件
	却 下	一件	一件
開 示 率		９６．４％	１００％
不 服 申 立 て		３件	１件

(注) 1 自己情報訂正請求、自己情報削除請求及び自己情報目的外利用等中止請求の欄は省略しています。

(注) 2 開示率＝(全部開示件数＋部分開示件数) ÷ (請求件数－取下げ等) × 100

※ 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが７６件（財務部３７件、市民安全部１９件、福祉部９件など）、教育委員会に対するものが８件、固定資産評価審査委員会に対するものが７件などでした。

表10 実施機関別請求件数

(単位:件)

		請求件数	処 理 状 況					
			全部開示	部分開示	非開示	不 存 在	取 下 げ	却 下
市 長	政策企画部	1	—	—	1	—	—	—
	市民安全部	19	3	13	2	—	1	—
	総務部	—	—	—	—	—	—	—
	財務部	37	34	1	—	1	1	—
	健康部	6	4	2	—	—	—	—
	福祉部	9	7	1	—	—	1	—
	子ども青少年部	3	2	1	—	—	—	—
	都市整備部	1	1	—	—	—	—	—
小 計		76	51	18	3	1	3	—
委員会	学校教育部	8	2	3	—	3	—	—
固定資産評価審査委員会		7	5	1	—	1	—	—
監査委員	水道部	—	—	—	—	—	—	—
監 査 委 員		1	1	—	—	—	—	—
合 計		92	59	22	3	5	3	—

(注) 請求のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

(3) 部分開示、非開示の適用条項

部分開示及び非開示と決定したものについて、非開示部分の理由として適用した条項の内訳は、条例第16条第2項第2号の個人の評価、判定、診断等に関する情報が4件、同項第3号の事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報が4件、同項第4号の本人以外のものに関する情報が22件でした。

表11 部分開示、非開示の適用条項

(単位:件)

区 分		平成27年度	平成26年度
請 求 件 数		92	79
部 分 開 示 及 び 非 開 示 件 数		25	24
条例第16条第2項第1号	法令等の規定によるもの	—	1
第2号	個人の評価、判定、診断等に関する情報	4	1
第3号	事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報	4	2
第4号	本人以外のものに関する情報	22	23
第5号	審議会の意見を聴いたもの	—	—

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

(4) 実施の方法

開示及び部分開示と決定したものの開示方法は、閲覧のみが1件、閲覧及び写しの交付が19件、写しの交付のみが60件でした。

なお、自己情報開示請求の場合、手数料は無料ですが、写しの交付に係る費用については、請求者の負担となります。

表12 実施の方法

区 分	平成27年度	平成26年度
閲覧のみ	1件	4件
閲覧及び写しの交付	19件	2件
写しの交付のみ	60件	63件

(注) 請求者の都合による未実施が、平成27年度に1件あります。

2. 個人情報ファイル

(1) 届出状況

各実施機関が作成した個人情報ファイルは、平成28年3月31日現在、1112件あります。

実施機関別の届出状況は、市長が841件（福祉部193件、健康部164件、市民安全部128件、財務部101件など）、教育委員会が120件（学校教育部101件、社会教育部14件など）、選挙管理委員会が9件、農業委員会が13件、上下水道事業管理者が72件、病院事業管理者が55件、議会が2件です。

表 1 3 実施機関別届出件数

(平成 2 8 年 3 月 3 1 日現在、単位：件)

実 施 機 関 名		届 出 件 数	実 施 機 関 名	届 出 件 数
(1)	行 政 改 革 部	1	(3) 選 挙 管 理 委 員 会	9
	市 民 安 全 部	1 2 8	(4) 公 平 委 員 会	—
	政 策 企 画 部	1 3	(5) 監 査 委 員	—
	総 務 部	4	(6) 農 業 委 員 会	1 3
	財 務 部	1 0 1	(7) 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	—
	地 域 振 興 部	2 5	(8) 水 道 事 業 管 理 者 下 水 道 部	1 2
	健 康 部	1 6 4		6 0
	福 祉 部	1 9 3	小 計	7 2
	子 ども 青 少 年 部	5 3	(9) 病 院 事 業 管 理 者	5 5
	環 境 保 全 部	4 1	(10) 議 会	2
	環 境 事 業 部	1 1	(1) ~ (10) の 合 計	1 1 1 2
	都 市 整 備 部	9 0		
	土 木 部	1 7		
	公 共 施 設 部	—		
会 計 課	—			
小 計	8 4 1			
(2) 教 育 委 員 会	管 理 部	5		
	学 校 教 育 部	1 0 1		
	社 会 教 育 部	1 4		
	小 計	1 2 0		

3. 個人情報の目的外利用

(1) 条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定による目的外利用の状況

条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定により個人情報の目的外利用をしたのは 8 3 件で、実施機関内（市長、教育委員会及び上下水道事業管理者）及び実施機関相互（市長と教育委員会、市長と上下水道事業管理者など）での利用です。

<参考> 個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号

正当な行政執行又は市民の福祉の向上のため、特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

表1 4 目的外利用の状況

NO	目的外利用した課名	個人情報保管する課名	利用を認められた個人情報の名称	利用を認められた個人情報の項目	利用目的	利用を認められた方法	利用を認められた期間
1	資産税課	市民室	(1)戸籍謄本 (2)除籍謄本 (3) (住民基本台帳)	氏名、続柄、住所、異動年月日、消除日	固定資産税納税義務者の死亡に係る相続人の調査のため	文書	随時
2	資産税課	都市整備推進室	長期優良住宅建築等計画認定台帳	申請者の氏名・住所、申請地の地名・地番、建物の床面積・構造、工事完了予定日、事前協議番号、認定番号、申請年月日、建物の階数	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	文書	随時
3	資産税課	開発調整課	建築確認申請受付交付カード	建築主の氏名・住所、建築予定物件の所在地・建物の種類・構造・床面積、平面図、立面図	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	文書	随時
4	資産税課	開発調整課	建築計画概要書	建築主の氏名、申請地の地名・地番、確認番号、確認日、完了検査日	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	電算処理	随時
5	資産税課	建築安全課	建築基準法違反調査報告・措置関係綴	対象建築物の所在地、用途、構造、床面積、図面（平面図、立面図等）、建築主の住所・氏名	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	文書	随時
6	農政課	資産税課	土地課税台帳	町丁コード、本番、枝番符号1、枝番、未番、市街化区分、地目、地積、登記名義人、登記名義人住所	経営所得安定対策等推進事業に係る水田所在確認及び新規就農者への農地確保に伴う適地農地調査のため	閲覧	随時
7	健康総務課	危機管理室	東日本大震災に係る市内避難者	氏名、世帯員数	枚方市健康・医療・福祉・福祉フェスティバルにおける市内避難者支援のため	文書	平成27年10月25日から 平成27年10月25日まで
8	国民健康保険室	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、個人番号、世帯番号、異動日、異動届出日、異動事由、町名コード	国民健康保険業務における世帯構成等の確認のため	電算処理	随時

NO	目的外とした課名	個人情報保管する課名	利用を認めた個人情報の名称	利用を認めた個人情報の項目	利用目的	利用を認めた方法	利用を認めた期間
9	国民健康保険室	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、国籍、現住所、転出先・転入前住所、世帯主、世帯番号、個人番号、在留資格・期間、異動届出日、異動事由、転出日、転届出日、住定日、住定届出日、住民日、住民届出日	後期高齢者医療被保険者資格を適正に管理するため	電算処理	随時
10	国民健康保険室	市民税課	(1)個人基本台帳 (2)世帯員一覧ファイル (3)課税台帳ファイル (4)資料ファイル (5)給与支払報告書綴 (6)市・府民税申告書綴	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、所得の額・種類、控除額、市民税賦課額	後期高齢者医療被保険者の一部負担金の割合判定、高額医療費の算定及び保険料の賦課のため	電算処理	随時
11	国民健康保険室	市民税課	(1)個人基本台帳 (2)事業所基本台帳 (3)世帯員一覧ファイル (4)課税台帳ファイル (5)資料ファイル (6)給与支払報告書綴 (7)市・府民税申告書綴	氏名、生年月日、性別、個人番号、徴収区分、更正理由、収入・所得情報、控除情報、繰越純損、繰越雑損、専従者情報	国民健康保険料の適正な賦課決定のため	閲覧	随時
12	国民健康保険室	生活福祉室	生活保護ケースファイル	個人番号、保護の開始・廃止年月日	国民健康保険被保険者資格を適正に管理するため	電算処理	随時
13	国民健康保険室	生活福祉室	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人等支援給付システムファイル	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、ケース番号、保護の開始・廃止・停止・再開年月日	後期高齢者医療被保険者の適用除外判定のため	電算処理	随時
14	国民健康保険室	高齢社会室	介護保険被保険者資格ファイル	個人番号、徴収区分コード	特別徴収開始候補対象者の把握のため	電算処理	随時
15	国民健康保険室	高齢社会室	介護保険サービス費給付対象者一覧	氏名、生年月日、性別、被保険者番号、保険者番号、対象年月、自己負担額	医療及び介護の自己負担額を合算して限度額を超えた対象者に高額介護合算療養費の支給申請書を送付するため	電算処理	随時
16	国民健康保険室	高齢社会室	介護保険料納付管理ファイル	宛名コード、保険料納付額	後期高齢者医療保険料の適正な賦課決定のため	電算処理	随時

NO	目的外とした課名	個人情報を保管する課名	利用を認めた個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利用目的	利用を認めた方法	利用を認めた期間
17	年金児童手当課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、国籍、居住地、方書、転出先・転入前住所、個人番号、続柄コード、性別コード、続柄コード、住民届出日、移転日、移転届出日、転出日、転出届出日、取消事由コード、取消日、取消届出日、異動事由コード、異動日、異動届出日、在留資格コード、住基法30条の45の区分、在留期間	外国人の児童手当及び子ども手当受給資格審査、国民年金第1号被保険者資格取得審査並びに国民年金加入勧奨のため	電算処理	随時
18	年金児童手当課	生活福祉室	生活保護ケースファイル	個人番号、氏名、生年月日、性別、住所、方書、ケース番号、扶助費目、保護の開始・廃止・停止・停止解除年月日、世帯類型、地区名	国民年金の法定免除の適用のため	文書	随時
19	保健衛生課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先住所、世帯、世帯主、世帯番号、個人番号、異動日、異動届出日、異動事由、転出日、転出届出日、住民日、住民届出日、方書、取消届出日、取消事由、消除日、取消日、処理日、誤謬、コード等、死亡日	狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防接種に係る業務に必要のため	閲覧	随時
20	保健予防課	障害福祉室	自立支援医療(精神通院)事務連絡等級 自立支援医療(精神通院)進達綴	自立支援医療(精神通院)受給の有無、有効期限、通院先医療機関、使用している健康保険種別	自動車税減免申請についての生計同一証明書交付に係る受給資格要件確認及び精神障害者等に係る申請通報または届出があったものについて調査を行うため	文書	随時
21	保健予防課	障害福祉室	精神障害者保健福祉手帳事務連絡等級	精神保健福祉手帳所持の有無、等級、有効期限、更新手続の有無	自動車税減免申請についての生計同一証明書交付に係る受給資格要件確認及び精神障害者等に係る申請通報または届出があったものについて調査を行うため	文書	随時
22	保健センター	広報課	点字・録音広報読者名簿	氏名、住所	保健センターだより等の行政情報(point字版・音訳版)を送付するため	文書	随時

NO	目的とした利用名	個人情報 保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利 用 目 的	利 用 を 認 め た 方 法	利用を認めた期間
23	保健センター	生活福祉室	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人等支援給付システムファイル	氏名、生年月日、性別、住所、ケース番号	生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者の検診の予約及びフォローを実施するため	閲覧	随時
24	保健センター	子育て支援室	保育児童台帳	氏名、生年月日、住所、保育所在籍状況	乳幼児健診未受診児の実態把握のため	電算処理	随時
25	保健センター	子育て支援室	保育児童台帳	氏名、生年月日、住所、認定子ども園在籍状況	乳幼児健診未受診児の実態把握のため	文書	随時
26	保健センター	医療助成課	医療助成事務支援システム 「子ども医療費助成」「ひとり親家庭医療費助成」「身体及び知的障害者医療費助成」の各給付ファイル	各医療の受給者に対する医療助成状況	乳幼児健診未受診児の状況把握のため	文書	随時
27	保健センター	学務課	私立幼稚園就園補助金の対象者データ	氏名、住所、生年月日、所属幼稚園名、申請日	乳幼児健診未受診者の状況把握のため	文書	随時
28	障害福祉室	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、生年月日、個人番号、通称名、性別、世帯番号、前住所、続柄、転出予定地、異動日、異動届出日、異動事由、消除日	障害福祉サービス等の支給決定事務の効率化のため	閲覧	随時
29	障害福祉室	生活福祉室	ケアプラン	ケアプランの有無	介護保険法に基づくケアプランと障害者総合支援法に基づくケアプランとの重複確認のため	文書	随時
30	障害福祉室	高齢社会室	介護給付費資格照合表	居住サービス等の利用の有無	介護保険法に基づくケアプランと障害者総合支援法に基づくケアプランとの重複確認のため	文書	随時
31	障害福祉室	高齢社会室	介護保険要介護認定情報	要介護状態区分、認定の有効開始日・終了日	障害福祉サービスの支給決定にあたり、申請者の資格確認が必要であり、介護保険情報とシステム連携し、業務の効率化を図るため	閲覧	随時

NO	目的とした利用名	個人情報保管する課名	利用を認めた個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利用目的	利用を認めた方法	利用を認めた期間
32	障害福祉室	高齢社会室	高額介護サービス費給付対象者一覧	自己負担額、負担上限額、高額介護サービス費	高額障害福祉サービス等給付費の算出を行うにあたり、介護保険の利用者負担額についても合算の対象となるため	文書	随時
33	高齢社会室	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転入前・転出先住所、世帯主、個人番号、在留資格・期間、各異動年月日	外国人の介護保険被保険者資格の把握、保険料の賦課及び給付に係る処理のため	電算処理	随時
34	高齢社会室	国民健康保険室	(1)国保資格(個人・世帯)マスターファイル (2)国保収納マスターファイル	氏名、生年月日、続柄、住所、資格異動の記録、収入状況、保険料賦課・納付額、納付の記録	介護保険第2号被保険者の資格及び賦課状況を把握するため	電算処理	随時
35	高齢社会室	国民健康保険室	国民健康保険資格ファイル	国保保険者番号、国保被保険者証番号、都道府県コード、市町村コード、個人区分コード、個人番号、国保世帯加入日・離脱日、退職当日・非該当日、カナ氏名、生年月日、性別コード	介護保険及び国民健康保険の給付の突合を行い、二重給付の情報を得ることにより、介護保険給付及び国民健康保険医療給付の適正化を図るため	電算処理	随時
36	高齢社会室	国民健康保険室	後期高齢被保険者資格ファイル	個人区分コード、個人番号、被保険者番号、被保険者資格取得事由コード・取得年月日・喪失事由コード・喪失年月日、保険者番号適用開始・終了年月日、氏名、生年月日、性別コード、住所、作成年月日、作成時刻	高額医療合算介護サービス費及び高額介護療養費の支給額と計算時に世帯特定を行うとともに、介護保険及び後期高齢者医療の給付の突合を行い、二重給付の情報を得ることにより、介護保険給付及び後期高齢者医療給付の適正化を図るため	電算処理	随時
37	高齢社会室	年金児童手当課	老齢福祉年金受給者名簿	氏名、生年月日、住所、証書番号、支給状況	介護保険料の適正な賦課決定のため	電算処理	随時
38	高齢社会室	生活福祉室	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人支援給付システムファイル	氏名、生年月日、住所、個人番号、世帯番号、世帯員番号、保護開始・廃止・停止・停止解除日、介護保険料賦課額、地区名、担当者名	介護保険料の算出、介護保険利用者の負担軽減、介護保険適用除外施設入所者の管理を行うため	電算処理	随時
39	高齢社会室	障害福祉室	適用除外施設(入所・退所)連絡票	氏名、住所、性別、生年月日、入退所した施設・年月日	介護保険適用除外施設入所者の管理のため	文書	随時

N0	目的外利用名	個人情報を保管する課名	利用を認められた個人情報の名称	利用を認められた個人情報の項目	利用目的	利用を認められた方法	利用を認められた期間
40	臨時福祉給付金	市民室	住民基本台帳	氏名、個人番号、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、通称名、前住所、転入前住所、世帯番号、世帯主名、異動日、異動事由、住定日、転出地住所、消除日、外国人住民日	適正な臨時福祉給付金支給事務のため	閲覧 電算処理	随時
41	臨時福祉給付金	国民健康保険室	国民健康保険資格ファイル	氏名、生年月日、住所、個人番号、記号番号、資格取得日、資格喪失日	適正な臨時福祉給付金支給事務のため	閲覧	随時
42	臨時福祉給付金	国民健康保険室	後期高齢者医療資格ファイル	氏名、生年月日、住所、個人番号、被保険者番号、資格取得日、資格喪失日	適正な臨時福祉給付金支給事務のため	閲覧	随時
43	臨時福祉給付金	障害福祉室	施設入所支援	施設入所者の氏名、性別、生年月日、入所等年月日、区分、子である児童	入所者本人へ臨時福祉給付金を支給するため	文書	随時
44	子ども青少年課	市民室	住民基本台帳	氏名、性別、通称名、生年月日、現住所、個人番号、世帯番号、続柄、異動日、異動届出日、異動事由	ひとり親家庭等対象事業の申請者の世帯構成等及び母子寡婦福祉資金貸付事業に係る債務者の所在等の確認のため	閲覧 電算処理	随時
45	放課後児童課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、住所、個人番号、世帯番号、届出年月日、異動事由、異動年月日	留守家庭児童会室への入室資格の確認のため	閲覧	随時
46	子育て支援室	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、性別、生年月日、続柄、本名、通称名、個人番号、世帯番号、町名コード、異動事由、異動年月日、届出年月日	保育所体験事業、枚方版ブックスタート事業及び乳児家庭全戸訪問事業の対象者への事業参加通知を送付するため	閲覧 電算処理	随時
47	減量総務課	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、性別、生年月日、通称名	ごみ減量意識に関するアンケート調査を実施するため	文書	平成27年6月15日から 平成27年8月31日まで
48	環境衛生課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳 (3)地番図	土地(家屋)所有者の氏名・住所(納税通知書送付先)、地番、家屋番号	空地及び空家の管理指導を行うため	閲覧	平成27年4月8日から 平成28年3月31日まで

NO	目的とした利用名	個人情報 を保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利 用 目 的	利 用 を 認 め た 方 法	利用を認めた期間
49	環境公害課	建築安全課	(1)建設リサイクル法届出綴 (2)建設リサイクル法受付台帳	届出者の氏名・住所・連絡先、 工事場所、工事の着手(完了) 予定日、解体建築物の構造・用 途・階数・床面積、アスベスト 届出の状況	解体工事等における石綿物の飛 散防止施策の実施のため	電算処理	随 時
50	淀川衛生事業所	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性 別、続柄、現住所、転出先・転 入前住所、世帯主、住民となっ た年月日、住民届出日、異動 日、異動届出日、住定事由、住 定事由届出日、在留資格、勤務 先名、勤務先住所、在留期間	し尿処理手数料の徴収のため	閲 覧	随 時
51	淀川衛生事業所	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地(家屋)所有者(管理者) の氏名、住所、評価額	し尿処理手数料の適正な滞納整 理のため	文 書	随 時
52	淀川衛生事業所	上下水道局 お客センター	使用者マスターファイル	転出(転居)先住所	し尿処理手数料の徴収のため	文 書	随 時
53	都市計画課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地(家屋)所有者(納税義務 者)の住所・氏名、所在、地 番、地目、地積、都市計画道路 補正の適用の有無と補正率、家 屋番号、構造、床面積	都市計画の変更予定地内物件の 把握とその地権者に対する案内 文送付に利用するため	電算処理	随 時
54	連続立体交差課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地・家屋所有者の氏名・住 所、地番、地目、地積、納税義 務者、家屋番号、種類・構造、年 延床面積、土地評価額、建築年 次評価額、平面図	京阪本線連続立体交差事業にお ける事前調査において、相上人 や補償物件内容等を特定する必 要があるため	文 書 電算処理	平成27年4月10日から 平成28年3月31日まで
55	建築安全課	資産税課	家屋課税台帳	家屋所有者の氏名・住所	アスベスト等に関する調査、 フロアマップ調査及び再調査 の対象となる建築物の所有者を 把握するため	文 書 電算処理	随 時
56	道路管理課	市民税課	軽自動車課税台帳	軽自動車課税者の住所・氏名	市道管理に必要なため	閲 覧	随 時
57	道路管理課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地(家屋)所有者の氏名・住 所、納税通知書の送付先	市道管理に必要なため	閲 覧	随 時

NO	目的外利用を した課目	個人情報を 保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利用目的	利用を 認めた方法	利用を認めた期間
58	道路整備課	資産税課	土地課税台帳	土地所有者の氏名・住所、土地の所在・地番・地目・地積、評価額、税額	道路事業予定地の土地所有者との連絡のため	文書	随時
59	給水管理課	上下水道局 お客センター	(1)水栓マスターファイル (2)使用者マスターファイル (3)調定マスターファイル	使用者氏名・住所、電話番号、水栓番号(A・B)、業種、メータ番号・口径、訂正水量、調定年月、地区番号	枚方市水道施設情報管理システムにデータを取り込み、各種業務(断水情報、水理解析、管網計算等)に利用するため	電算処理	随時
60	給水管理課	上下水道局 お客センター	(1)水栓マスターファイル (2)使用者マスターファイル (3)調定マスターファイル	使用者氏名・住所・番号・電話番号、水栓番号(A・B)、業種、メータ番号・口径、訂正水量、調定年月、地区番号	水道施設情報管理システムにおいて、各種業務に利用するため	電算処理	随時
61	水道工務課	資産税課	土地課税台帳	土地所有者の氏名、住所	私道所有者に対する承諾書郵送先確認のため	文書	随時
62	上下水道局 お客センター	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、生年月日、個人番号、世帯員氏名、転居年月日、転入年月日	水道料金等減免資格認定のため	閲覧 電算処理	随時
63	上下水道局 お客センター	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、生年月日、個人番号、世帯番号、転居年月日、転入年月日	下水道事業受益者に対する負担金の請求及び未収金徴収のため	閲覧 電算処理	随時
64	上下水道局 お客センター	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳 (3)土地評価参考図	土地所有者の氏名・住所、地番、地目、地積、家屋番号、面積、課税状況	下水道事業受益者に対する負担金賦課のため	閲覧	随時
65	上下水道局 お客センター	年金児童手当課	特別児童扶養手当資格喪失届一覧表・特別児童扶養手当支給区分変更者一覧表	証書番号、受給者氏名、個人番号、住所、停止年月日、理由	水道料金等減免資格認定のため	文書	随時
66	上下水道局 お客センター	年金児童手当課	児童扶養手当資格ファイル	証書番号、受給者氏名、個人番号、住所、喪失年月日、理由	水道料金等減免資格認定のため	文書	随時
67	上下水道局 お客センター	生活福祉室	生活保護ケースファイル	世帯主氏名、住所、廃止年月日、世帯員氏名、居住地、施設等入退所年月日	水道料金等減免資格認定のため	文書	随時
68	上下水道局 お客センター	障害福祉室	身体障害者手帳更正指導台帳・療育手帳交付台帳・精神障害者保健福祉手帳事務連絡	氏名、個人番号、住所、交付日、再交付日、障害の等級、有効期限、喪失年月日	水道料金等減免資格認定のため	文書	随時

NO	目的外利用を した課名	個人情報を 保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利用目的	利用を 認めた方法	利用を認めた期間
69	上下水道局 お客センター	市民税課	市民税業務ファイル	合計所得金額、所得の内訳、分離所得、市民税額、府民税額、年税額、専従者控除額、資料番号、控除対象配偶者、扶養人数、専従者区分、専従者人数	水道料金等減免資格認定のため	電算処理	随時
70	上下水道局 お客センター	高齢社会室	要介護認定情報	要介護状態区分、認定日、有効期間	水道料金等減免資格認定のため	文書	随時
71	下水道整備室	資産税課	土地課税台帳	納税義務者の氏名・住所	私道所有者に対する確認書及び承諾書郵送先確認のため	文書	随時
72	下水道整備室	資産税課	土地課税台帳	土地評価額、地積	下水道整備に伴う借地契約金額算定のため	文書	随時
73	下水道管理課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地(家屋)所有者の氏名・住所、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積	下水道改造資金の助成を行うにあたり、必要のため	閲覧	随時
74	下水道管理課	生活福祉室	生活保護ケースファイル	供用開始される地区内にて、生活保護受給者が所有する建築物の件数	下水道改造資金の助成を行うにあたり、必要のため	文書	随時
75	下水道管理課	上下水道局 お客センター	(1)水栓マスターファイル (2)使用者マスターファイル (3)調定マスターファイル	氏名、住所、下水道使用料の徴収の有無	水洗化促進業務を行うにあたり、必要のため	閲覧	随時
76	学校給食課	教育総務課	校務支援システム	公立中学校1・2年生及び公立小学校6年生の氏名、所属校名、学年、組・席番	中学校給食予約管理事務を行うにあたり、必要のため	電算処理	随時
77	学校規模調整課	資産税課	固定資産課税課税台帳	土地所有者の氏名・住所、土地の所在地番・地目・地積・評価額・税額	学校用地使用料算出に係る課税状況等の確認のため	閲覧	随時
78	児童生徒支援室	子育て支援室	(1)保育所入所申込書 (2)保育児童台帳	特別な配慮を要する幼児の氏名・性別・生年月日・住所・保護者氏名・保育所名	就学指導のため	文書	平成27年5月26日から 平成27年7月31日まで
79	学務課	市民室	(1)住民基本台帳 (2)戸籍簿	戸籍筆頭者氏名、本籍地	学齢簿の作成並びに就学時健康診断通知及び就学通知の郵送に利用するため	閲覧	随時

NO	目的外利用名	個人情報を保管する課名	利用を認められた個人情報の名称	利用を認められた個人情報の項目	利用目的	利用を認められた方法	利用を認められた期間
80	学務課	市民室	住民基本台帳	世帯主氏名、保護者氏名、世帯員氏名、世帯番号、個人番号、住所、生年月日、性別、続柄	就学事務や、就学援助費、就学奨励費、就園奨励費、子ども・子育て支援新制度に係る認定、奨学金に係る業務を行うに当たり、必要のため	電算処理	随時
81	社会教育課	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、通称名、生年月日、性別	枚方市成人祭事業に伴う住所確認・アンケート発送のため	閲覧	平成27年9月1日から 平成28年3月31日まで
82	選挙管理委員会事務局	市民室	住民基本台帳	DV等被害に係る支援対象者の氏名・生年月日・性別・住所・個人番号	閲覧に供する選挙人名簿抄本からDV等被害に係る支援対象者を除外するため。	文書	随時
83	農業委員会事務局	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)税宛名システム	納税義務者の氏名・生年月日・性別・続柄・住所、世帯、共有構成員、所在地、市街化区分、土地評価情報(地目・地積)、登記情報	農地情報管理システム運用に係る固定データ確認のため	電算処理	随時

Ⅱ－２．特定個人情報保護制度の運用状況

１．自己情報開示等の請求

(1) 処理状況

平成２７年度に自己情報開示等請求はありませんでした。

２．特定個人情報ファイル

(1) 届出状況

各実施機関が作成した特定個人情報ファイルは、平成２８年３月３１日現在、２６件あります。
届出を行った実施機関は市長のみで、他の実施機関から届出はありませんでした。

表１４－２ 実施機関別届出件数（平成２８年３月３１日現在、単位：件）

実 施 機 関 名		届 出 件 数
市 長	市 民 安 全 部	３
	総 務 部	２
	健 康 部	１２
	福 祉 部	７
	子 ども 青 少 年 部	２
合 計	２６	

※届出のあった実施機関（部）のみ掲載しています。

Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員

(1) 審議会委員

審議会は、13人の市民及び学識経験者の委員で構成され、枚方市附属機関条例の規定により「枚方市個人情報保護条例及び枚方市特定個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項」、「情報公開制度、個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度の運営に関する重要事項」について調査審議し、実施機関に意見を述べることができます。

表15 審議会委員名簿

(平成28年3月31日現在)

役職	氏名	推薦団体・役職等
会長	深海 悟	大阪工業大学 教授
副会長	道上 達也	弁護士
委員	山田 幸治	枚方市PTA協議会
委員	奥 正嗣	大阪国際大学 元教授
委員	木田 ミツ	枚方・交野地区更生保護女性会
委員	笹田 庄次	枚方市コミュニティ連絡協議会
委員	坂口 孝司	枚方市青少年育成指導員連絡協議会
委員	田代 香織	一般社団法人枚方市医師会
委員	谷本 和子	関西外国語大学 教授
委員	富田 朝己	枚方市民生委員児童委員協議会
委員	畑山 満則	京都大学防災研究所 教授
委員	林 文子	枚方地区人権擁護委員会
委員	山下 安則	北大阪商工会議所

2. 審議会開催状況

(1) 開催日及び諮問案件

平成27年度の審議会は、以下のとおり5回開催されました。

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成27年5月26日（火）

諮問事項

- 第472号 食物アレルギーチェックシステムに係る個人情報の電算処理について
- 第473号 食物アレルギーチェックシステムにおける通信回線による結合について
- 第474号 健康管理システムに係る個人情報の電算処理項目の追加について
- 第475号 産業廃棄物指導課が所管する事務・事業に係る個人情報の電算処理について
- 第476号 プレミアム付商品券発行事業に係る個人情報の電算処理について
- 第477号 福祉的配慮が必要な府民に対する生活支援事業に係る個人情報の外部提供について
- 第478号 災害情報システムに係る個人情報の収集等の一般的制限の特例について
- 第479号 災害情報システムに係る個人情報の本人以外のものからの収集について
- 第480号 災害情報システムに係る個人情報の外部提供について
- 第481号 災害情報システムに係る個人情報の電算処理について
- 第482号 災害情報システムにおける電子計算組織の通信回線による結合について
- 第483号 各業務システムにおいて電算処理する個人情報の項目の追加について
- 第484号 社会保障・税番号制度に係る本市における特定個人情報の保護への対応について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成27年7月14日（火）

諮問事項

- 第485号 プレミアム付商品券発行事業に係る個人情報の電算処理項目の追加について

第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成27年8月28日（金）

諮問事項

- 第486号 登記・供託オンライン申請システムの利用に伴う個人情報の電算処理について
- 第487号 登記・供託オンライン申請システムの利用に伴う電子計算組織の通信回線による結合について
- 第488号 登記・供託オンライン申請システムの利用に伴う個人情報の電算処理について

- 第489号 登記・供託オンライン申請システムの利用に伴う電子計算組織の通信回線による結合について
- 第490号 地域活性化支援センターイベント申込システムの更新に伴う個人情報の電算処理項目の追加について
- 第491号 地域活性化支援センターイベント申込システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について
- 第492号 コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付業務に係る個人情報の伝送項目の追加について
- 第493号 個人番号カード交付予約受付事務に係る個人情報の電算処理について
- 第494号 個人番号カード交付予約受付事務における電子計算組織の通信回線による結合について
- 第495号 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業における電子計算組織の通信回線による結合について
- 第496号 個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書の第三者点検について

報告事項

- 報告第1号 枚方市個人情報保護条例第9条第1項第5号による目的外利用について
- 報告第2号 個人情報ファイルについて

その他

- 本市の施設等における防犯カメラの設置状況について
- 街頭における防犯カメラの設置状況について
- 開発作業場所における監視カメラの設置状況について

第4回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成27年11月25日(水)

諮問事項

- 第497号 学校園メール配信システムに係る個人情報の電算処理項目の追加について
- 第498号 学校園メール配信システムに係る個人情報の伝送項目の追加について
- 第499号 中学校給食予約管理事務に係る個人情報の電算処理について
- 第500号 中学校給食予約管理事務における電子計算組織の通信回線による結合について
- 第501号 市立図書館コンピュータシステムの更新に伴う個人情報の電算処理について
- 第502号 市立図書館コンピュータシステムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について
- 第503号 ひらかた地域医療連携ネットワークにおける個人情報の電子計算組織の通信回線による結合について
- 第504号 電子情報処理組織の取扱いに適合しない戸籍のイメージ取り込みによる電

子データ化における個人情報の電算処理項目の追加について

第505号 管轄法務局への戸籍副本等の送付事務に係る個人情報の伝送項目の追加について

第506号 社会保障・税番号制度における情報連携を行うためのシステムに係る特定個人情報の電算処理について

第507号 税総合システムの再構築に伴う特定個人情報の電算処理について

報告事項

報告第1号 行政不服審査法の改正に伴う対応について

第5回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成28年2月24日（水）

諮問事項

第508号 枚方市立やすらぎの杜総合管理システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について

第509号 道路及び道路附属施設に関する要望、苦情等処理事務に係る個人情報の電算処理について

第510号 年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給事務に係る個人情報の一般的制限の特例について

第511号 年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給事務に係る個人情報の本人以外のものからの収集について

第512号 年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給事務に係る個人情報の電算処理について

第513号 屋外広告物等に関する事務に係る個人情報の電算処理項目の追加について

第514号 総合文化施設整備における寄附收受事務に係る個人情報の電算処理について

第515号 統合型地理情報システムの更新に伴う個人情報の電算処理について

第516号 統合型地理情報システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員

(1) 審査会委員

審査会は、5人の学識経験者の委員で構成され、枚方市情報公開条例第14条第1項、枚方市個人情報保護条例第26条第1項又は枚方市特定個人情報保護条例第26条第1項に規定する不服申立てについて審査します。

表16 審査会委員名簿

(平成28年3月31日現在)

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等
委 員	松 本 哲 治	同志社大学大学院司法研究科教授
委 員	片 桐 直 人	大阪大学大学院高等司法研究科准教授
委 員	山 本 香 織	弁 護 士
委 員	小 関 伸 吾	弁 護 士
委 員	横 内 恵	大阪経済大学経営学部講師

(注) 委員の任期は、平成28年10月14日までの2年間

2. 諮問した不服申立ての処理状況

(1) 処理状況

平成27年度に審査会に新たに諮問した不服申立ては3件で、自己情報開示請求に係る決定について（市長に対するもの）でした。

平成27年度に審査会で審査された諮問案件は3件で、3件全てについて同年度に答申がありました。

表17 諮問した不服申立ての処理状況

(単位：件)

区 分	申立て件数	処 理 内 訳					審 査 中
		却 下	全部認容	一部認容	棄 却	取 下 げ	
情 報 公 開	—	—	—	—	—	—	—
自己情報開示等	3	—	—	2	1	—	—

3. 審査会開催状況

(1) 開催状況及び諮問案件

平成27年度は、次の案件の審査のため、2回開催されました。

案件① 「住民票（除票）交付申請並びに誓約書（1件）」の非開示決定に係る異議申立てに対する決定について

案件② 「相談記録」の部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

案件③ 「自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書類（5件）」の部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成27年11月16日（月）

審査事項

案件①、案件②及び案件③について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成28年1月29日（金）

審査事項

案件①、案件②及び案件③について

表18 諮問された不服申立ての内容等

（平成28年3月31日現在）

不服申立日	申立てに係る情報の内容及び実施機関	決定内容等	諮問日、答申日及び決定内容
異議申立て H27.8.26 自己情報開示	自己登録情報、医療機関使用及び関連する 内容情報（カルテ、診断書など）、各証明発行 記録及び必要とされた法人、行政などへの 発行提供、その他民事に関する記録 ※上記 などの手続記録一式のうち、市民室所管分 <公文書名> 住民票（除票）交付申請並びに誓約書（1 件） 市長（市民室）	非開示 第16条 第2項第4号	諮問日 H27.8.26 答申日 H28.2.18 答申内容 一部認容 決定日 H28.3.11 決定内容 答申どおり

不服申立日	申立てに係る情報の内容及び実施機関	決定内容等	諮問日、答申日 及び決定内容
<p>異議申立て H27. 8. 26</p> <p>自己情報開示</p>	<p>自己登録情報、医療機関使用及び関連する 内容情報(カルテ、診断書など)、各証明発行 記録及び必要とされた法人、行政などへの 発行提供、その他民事に関する記録 ※上記 などの手続記録一式のうち、保健予防課所 管分</p> <p><公文書名> 相談記録</p> <p>市長（保健予防課）</p>	<p>部分開示</p> <p>第16条 第2項第2号</p> <p>第16条 第2項第4号</p>	<p>諮問日 H27. 8. 26</p> <p>答申日 H28. 2. 18 答申内容 棄却</p> <p>決定日 H28. 3. 11 決定内容 答申どおり</p>
<p>異議申立て H27. 8. 26</p> <p>自己情報開示</p>	<p>自己登録情報、医療機関使用及び関連する 内容情報(カルテ、診断書など)、各証明発行 記録及び必要とされた法人、行政などへの 発行提供、その他民事に関する記録 ※上記 などの手続記録一式のうち、障害福祉室所 管分</p> <p><公文書名> 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定 申請書類（5件）</p> <p>市長（障害福祉室）</p>	<p>部分開示</p> <p>第16条 第2項第2号</p>	<p>諮問日 H27. 8. 26</p> <p>答申日 H28. 2. 18 答申内容 一部認容</p> <p>決定日 H28. 3. 11 決定内容 答申どおり</p>

参 考 资 料

1. 情報公開の請求の内容等

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
1	H27. 4. 7	<p>〇〇町集会所新設に伴う助成金の交付決定に係る回議書、補助金交付申請書、事業計画書、予算書及び財産目録。同集会所の助成金の支払いに係る決裁書類一式。※個人情報及び印影を除く <対象文書> ①地区集会所新設に伴う助成金の交付決定並びに助成金交付について(昭和57年3月15日市長決裁) ②補助金等交付申請書(昭和57年3月10日收受) ③事業計画書 ④予算書(建設資金計画書) ⑤財産目録 ⑥地区集会所助成金の支拂について(昭和57年3月25日市長決裁) ⑦事業完了報告書 ⑧請求書 ⑨決算書 ⑩補助金等領収書 ※個人情報及び印影を除く</p>	市民安全部 市民活動課	H27. 4. 16	公開	H27. 4. 21	写し	
2	H27. 4. 8	<p>①〇〇自治会館建設助成金交付申請書 ②同自治会館の立替え工事に対する確認済証及び検査済証 <対象文書> 〇〇自治会館建設助成金の交付に係る次の書類 ①自治会館建設助成金交付申請書②自治会館建て替えに関する要望書③事業計画書④歳入歳出予算書⑤自己資金計画書⑥見積書⑦平面図、断面図、現況図・求積図及び立面図⑧建替え後の写真⑨自治会会則、役員名簿、細則及び運営規約⑩総会議事録⑪建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証⑫建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証⑬建築確認申請意見書⑭交付決定通知書</p>	環境事業部 東部清掃工場	H27. 4. 20	部分公開 6-1 6-3	H27. 4. 21	写し	
3	H27. 4. 13	設計書(平成26年度中宮浄水場11号ろ過池砂等入替委託に係るもの)	上下水道局 水道部 浄水課	H27. 4. 21	部分公開 6-3 6-7	H27. 4. 28	写し	
4	H27. 4. 14	青少年育成指導員校区内活動実施報告書(平成26年4月～平成27年3月まで分)(〇〇小学校区分)(印影を除く)	子ども青少年部 子ども青少年課	H27. 4. 28	公開	H27. 4. 28	写し	
5	H27. 4. 14	平成26年度自治会等代表者名簿(校区、自治会コード、自治会名称及び代表者名に限る)	市民安全部 市民活動課	H27. 4. 22	公開	H27. 4. 28	写し	
6	H27. 4. 17	添付資料(写真)にある「震度表示器」に係る全ての書類 <対象文書> 計測震度計設置事業(大阪府)に伴う震度表示盤(一式)	市民安全部 危機管理室	H27. 4. 28	部分公開 6-1 6-3	H27. 5. 7	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
14	H27.4.30	今年〇〇公園に新設された掲示板の占有許可申請書とその許可書 ＜対象文書＞ ①公園占有許可申請書 平成27年1月26日收受 土公第〇〇号 ②公園占有許可書(長期) 平成27年1月26日付け 土公第〇〇号	土木部 公園課	H27.5.14	部分公開 6-1	H27.5.14	写し	
15	H27.5.1	添付資料(写真、地図)にある〇〇保育所フエンスに掲出されている卒業記念 絵に係る許可文書	子ども青少年部 子育て支援室	H27.5.18	不存在 ※1			
16	H27.5.28	〇〇自治会から提出された申入書(平成27年5月1日受理) ＜対象文書＞ 申入書(平成27年5月1日收受 都調第〇〇号)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27.6.5	部分公開 6-3	H27.6.5	写し	
17	H27.5.28	①調整の申出書(本件請求に対応するもの) ②①に関して市が発出した通知書	環境保全部 環境衛生課	H27.6.5	非公開 6-3 6-7			
18	H27.5.28	平成26年度路面清掃委託に係る金入設計書	土木部 道路補修課	H27.6.4	部分公開 6-7	H27.6.11	写し	
19	H27.5.28	招提大谷2丁目污水管改良工事 楠葉朝日3丁目污水管改良工事 上記に係る金入設計書	上下水道局 下水道部 下水道施設維持課	H27.6.9	部分公開 6-7	H27.6.11	写し	
20	H27.5.29	中高層建築物建築協議書(平成27年4月6日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27.6.12	部分公開 6-1 6-3	H27.6.12	写し	
21	H27.5.29	建築行為等に伴う事前協議書(平成27年5月26日受付〇〇枚-〇〇号)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27.7.2	部分公開 6-1 6-3	H27.7.2	写し	決定期間 延長通知 H27.6.12
22	H27.6.1	環境紛争調整の申し出書(平成27年4月14日受付分)に対して〇〇からの回答 書 ＜対象文書＞ 調整申出に対する建築主の回答書	環境保全部 環境衛生課	H27.6.5	非公開 6-3 6-7			
23	H27.6.10	出口汚水中継ポンプ場沈砂池設備増設工事(平成25年6月発注分)の金入設計 書	上下水道局 下水道部 下水道施設維持課	H27.6.24	部分公開 6-7	H27.6.25	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
24	H27. 6. 12	①シテイプロモーションビデオ(ムービー)の製作に至った経緯のわかる書類 ②市政アドバイザーの依頼に関する回議書(平成24年度) ＜対象文書＞ ①・シテイプロモーションムービーの製作について【方針決裁】(平成26年4月17日決裁) ・都市ブランド推進チーム設置要綱の制定について(平成25年6月25日決裁) ・都市ブランド推進チーム員の選出依頼について(平成25年6月25日決裁) ・都市ブランド推進チーム員の任命について(平成25年6月27日決裁) ②・枚方市市政アドバイザーの依頼について(平成24年4月17日決裁)	政策企画部 都市戦略室 政策企画課	H27. 6. 25	部分公開 6-1	H27. 6. 25	写し	
25	H27. 6. 22	・平成26年度卒業生進路先一覧表(平成27年3月31日現在) ・平成26年度枚方市立中学校進路総括(19校分)	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H27. 7. 3	公開	H27. 7. 9	写し	
26	H27. 6. 26	市長公約の進捗状況がわかるもの(直近) ＜対象文書＞ 市長公約の進捗状況一覧(平成27年6月1日現在)	政策企画部 都市戦略室 政策企画課	H27. 7. 8	公開	H27. 7. 9	写し	
27	H27. 6. 30	貴市の平成26年度包括外部監査人候補者選定に関し、下記内容を含む一切の文書。 (1)包括外部監査人候補者の人数及び各候補者の氏名・資格 (2)包括外部監査人候補者選定の経過 (3)包括外部監査人候補者選定の基準(評価項目・各項目の配点等) (4)各候補者の評価点(各評価項目ごとの点数等を含む) (5)包括外部監査人候補者として選定された者の氏名・住所・生年月日・資格・所属・経歴・包括外部監査に係る経歴 (6)(5)の者を選定した具体的理由 ＜対象文書＞ ①平成26年度枚方市包括外部監査人の選考に係る諮問について(平成25年7月29日市長決裁) ②平成25年度第1回枚方市包括外部監査人選定審査会の開催について(平成25年8月5日副市長決裁) ③平成25年度第1回枚方市包括外部監査人選定審査会の資料の確定及び送付について(平成25年8月29日総務部長決裁) ④平成26年度枚方市包括外部監査人募集要項・提案書様式の決定及び公表について(平成25年9月6日総務部長決裁) ⑤平成25年度第2回枚方市包括外部監査人選定審査会の開催について(平成25年11月12日副市長決裁) ⑥平成26年度枚方市包括外部監査人の1次選考(書類審査)通過者の決定について(平成25年12月5日総務部長決裁) ⑦平成25年度第3回枚方市包括外部監査人選定審査会の開催について(平成25年12月18日副市長決裁) ⑧平成26年度枚方市包括外部監査人候補者の確定について(平成26年2月4日市長決裁)	総務部 コンプライアンス 推進課	H27. 7. 14	部分公開 6-1 6-3 6-7	郵送	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
28	H27.7.3	平成26年度 枚方市緊急通報 保守通報対応報告書 平成26年度 月別設置台数増減一覧表 平成26年度 月別緊急通報受信件数一覧表 月別受信件数 内訳(真報件数・誤報件数) ※個人情報情報を除く <対象文書> ①平成26年度 緊急通報サービスマニュアル ②枚方市緊急通報システム(高齢社会室)業務委託計算書 ③通報受信データ	福祉部 高齢社会室	H27.7.16	公開	H27.7.21	写し	
29	H27.7.21	①枚方市立小中学校校長会の会議録及びメモ(2014年度卒業式及び2015年度入学式に係る指示伝達が議題となっているもの) ②2015年度入学式における国歌斉唱時の不起立教員調査 <対象文書> ①平成26年度第7回定例校長会要点記録及び配布資料 ②平成26年度第10回定例校長会要点記録及び配布資料 ③平成26年度第11回定例校長会要点記録及び配布資料 ④平成27年度臨時校長会並びに臨時園長会要点記録及び配布資料 ⑤平成27年度第1回定例校長会並びに第1回定例園長会要点記録及び配布資料 ⑥平成27年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱に係る状況調査について(依頼)[鑑文及び調査用紙](平成27年3月27日付け教委小中第〇〇号) ⑦入学式の国旗掲揚・国歌斉唱に係る状況調査(報告)[平成27年度小学校用] ⑧入学式の国旗掲揚・国歌斉唱に係る状況調査(報告)[平成27年度中学校用] ⑨平成27年度入学式の実施状況について(通知)[平成27年4月2日付け事務連絡(重要)](鑑文及び様式1) ⑩平成27年度入学式の実施状況について(報告)[71校園分] ※①～⑤の配布資料については、入学式及び卒業式に係る指示伝達事項に関するものに限る。	教育委員会 学校教育推進室 教育指導課	H27.8.4	公開	H27.8.4	閲覧、写し	
30	H27.7.24	市道「岡東・川原町1号線」上、モスバーガー店舗前舗道内において、「誘導ブロックの設置位置」の移設工事が為されている。 ア 標記の工事に関する「正式工事名」はなんであったのか。 イ 標記工事の必要性を判断するに至った動機・端緒・理由、工事的について。 ウ その工事期間、工事範囲について(必要に応じて図面を添付いただきたい)。 エ 工事達成に要した所費用の総額について。 <対象文書> 岡東川原町1号線他道路補修工事(H26-20)に係る次の図書 ①執行伺回議書 ②工事請負契約書(変更契約書を含む) ③計画平面図(図番1に限る)	土木部 道路補修課	H27.8.6	部分公開 6-3	H27.8.6	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
31	H27.7.27	土地境界確認書 申請地 枚方市〇〇町〇〇及び〇〇 簿冊番号〇〇-〇〇-〇〇	財務部 財産区事務局	H27.8.6	部分公開 6-1 6-3	H27.8.7	写し	
32	H27.7.28	別添資料(写真、地図)にある看板A、Bの設置に係る文書 (同一施設浄水場、他水道局施設にある看板AとBの意味不明。参考資料添付)	上下水道局 水道部 浄水課	H27.8.10	不存在 ※2			
33	H27.7.29	・犬、ねこの出入表(平成26.4.1～平成27.7.29)、収容動物個体管理表(平成26.4.1～平成27.7.29)、動物の保管等業務委託契約書(平成26.27)、上記に係る委託料について、犬の保管等業務完了届(平成26年度分)、犬の保管等業務委託(平成26年度分)に係る支出命令書、犬・猫引取申請書(平成26.4.1～平成27.7.29)全て、犬保管等業務委託に係る委託料積算(平成26年度分)、猫(平成27年度〇〇)譲渡に関する書類一式 <対象文書> ①犬出入り表(平成26年度) ②犬出入り表(平成27年度) ③猫出入り表(平成26年度) ④猫出入り表(平成27年度) ⑤収容動物個体管理表(平成26年度) ⑥収容動物個体管理表(平成27年度) ⑦平成26年度犬の保管等業務委託契約書 ⑧平成27年度動物の保管等業務委託契約書 ⑨完了届(26.11.25收受保衛食第〇〇号) ⑩完了届(27.5.8收受保衛食第〇〇号) ⑪犬の保管等業務(上半期分)支出命令書 ⑫犬の保管等業務(下半期分)支出命令書 ⑬犬・猫引取申請書(26.4.1から27.7.29の期間に収受した文書) ⑭犬保管業務委託に係る委託料積算(平成26年度) ⑮譲渡申請及び誓約書(猫)団体等(27.6.12收受保衛食第〇〇号)	健康部 保健所 保健衛生課	H27.8.4	部分公開 6-1 6-3	H27.10.15	写し	
34	H27.7.29	・犬、ねこの出入表(平成26.4.1～平成27.7.29)、収容動物個体管理表(平成26.4.1～平成27.7.29)、動物の保管等業務委託契約書(平成26.27)、上記に係る委託料について、犬の保管等業務完了届(平成26年度分)、犬の保管等業務委託(平成26年度分)に係る支出命令書、犬・猫引取申請書(平成26.4.1～平成27.7.29)全て、犬保管等業務委託に係る委託料積算(平成26年度分)、猫(平成27年度〇〇)譲渡に関する書類一式のうち、犬・猫所有権放棄届および収容時調査票 <対象文書> ①犬・猫所有権放棄届(平成26.4.1～平成27.7.29) ②収容時調査票(平成26.4.1～平成27.7.29)	健康部 保健所 保健衛生課	H27.9.18	部分公開 6-1	H27.12.3	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
35	H27.7.29	<p>請求内容又は請求公文書名</p> <p>・犬、ねこの出入表(平成26.4.1～平成27.7.29)、収容動物個体管理表(平成26.4.1～平成27.7.29)、動物の保管等業務委託契約書(平成26.27)、上記に係る委託料について、犬の保管等業務完了届(平成26年度分)、犬の保管等業務委託(平成26年度分)に係る支出命令書、犬・猫引取申請書(平成26.4.1～平成27.7.29)全て、犬保管等業務委託に係る委託料積算(平成26年度分)、猫(平成27年度〇〇)譲渡に関する書類一式のうち、犬回収・保管・処分依頼書、猫回収・保管・処分依頼書、犬処分通知書、猫処分通知書、送致に係る収容時調査票および個体カルテ <対象文書> ①犬回収・保管・処分依頼書(平成26.4.1～平成27.7.29) ②猫回収・保管・処分依頼書(平成26.4.1～平成27.7.29) ③犬処分通知書(平成26.4.1～平成27.7.29) ④猫処分通知書(平成26.4.1～平成27.7.29) ⑤①、②に係る収容時調査書(平成26.4.1～平成27.7.29) ⑥個体カルテ(平成27.4.1～平成27.7.29)</p>	健康部 保健所 保健衛生課	H27.10.23	部分公開 6-1	H27.12.3	写し	
36	H27.7.29	<p>平成26年度枚方市職員募集要項(Ⅳ) ・平成24年度(後期日程)枚方市職員募集要項(Ⅲ) ・大阪府職員派遣等受け入れの依頼について(平成26年度当初) ・平成26年度当初大阪府職員派遣、人事交流及び市町村研修生受入等について(回答) ・(様式1)大阪府職員の派遣について(依頼)…獣医師及び薬剤師分 ・(様式2)勤務条件説明書…保健衛生課課長及び食品衛生グループ課長代理(統括)分</p>	総務部 人材育成室 人事課	H27.8.6	公開	H27.10.15	写し	
37	H27.8.12	<p>平成26年5月14日、平成26年7月8日 府市打合わせ資料 長尾船橋線拡幅の検討状況のわかるもの <対象文書> ①内里高野道線について(会議録)(平成26年5月14日) ②内里高野道線について(記録)(平成26年7月8日) ※長尾船橋線拡幅の検討状況に係る部分に限る。</p>	土木部 土木総務課	H27.8.21	部分公開 6-3	H27.8.24	写し	
38	H27.8.21	<p>①枚方市立長尾中学校で平成26年度に実施された全ての定期テスト(第3学年で実施された実力テストを含む、全学年の5教科分)の問題用紙と模範解答(現存分のみ) ②枚方市立東香里中学校で平成26年度に実施された全ての定期テスト(第3学年で実施された実力テストを含む、全学年の5教科分)(第3学年で実施された定期テストを除く)の問題用紙と模範解答(現存分のみ) ③枚方市立第四中学校で平成26年度に実施された全ての定期テスト(第3学年で実施された実力テストを含む、全学年の5教科分)の問題用紙と模範解答(現存分のみ)</p>	教育委員会 学校教育部 教育推進室 教育指導課	H27.9.4	公開	H27.9.9	写し	
39	H27.8.25	枚方市市道 消火栓標識柱一覧(2015年7月) 道路占用許可申請書(枚方市指令土管占〇〇第〇〇号)に伴う、占用状況の確認資料	土木部 道路管理課	H27.8.28	公開	H27.9.4	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
40	H27. 8. 26	「枚方市地域防災計画 平成27年3月 P117にある ①震度表示盤の取扱い説明書②震度表示盤の設置場所・枚方市役所(災害対策本部室 別館4階、本館・別館ロビー、宿直室)の詳細設置を明示した図面」について ＜対象文書＞ 「GTA-60表示盤取扱説明書」 「大阪府震度情報ネットワーク 配線系統図」	市民安全部 危機管理室	H27. 9. 11	公開	H27. 9. 11	写し	
41	H27. 9. 1	添付資料(写真A・B、地図)にある看板の設置に係る占用許可(協定外地にある又協定にこのような看板設置はない、協定外事項である)に係る書類 ※個人情報及び印影を除く ＜対象文書＞ 道路占用許可書(枚方市指令土管占〇〇第〇〇号)※個人情報及び印影を除く	土木部 道路管理課	H27. 9. 4	公開	H27. 9. 14	写し	
42	H27. 9. 3	枚方市〇〇町〇〇の確認審査報告書(建築計画概要書を除く)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 9. 15	部分公開 6-1 6-3	H27. 9. 15	写し	
43	H27. 9. 4	本庁舎消防計画の一部見直しについて(平成27年1月30日 総務部長決裁)	総務部 総務管理課	H27. 9. 10	公開	H27. 9. 11	写し	
44	H27. 9. 16	特定粉じん排出等作業実施届出書(枚方市〇〇町〇〇)、石綿排出等作業実施届出書(枚方市〇〇町〇〇)、石綿濃度測定計画届出(枚方市〇〇町〇〇)の内、施工業者、測定業者、石綿の種類(石綿の使用場所を含む)、工程表 ＜対象文書＞ 特定粉じん排出等作業実施届出書(平成27年9月1日付け環公第〇〇号)、石綿排出等作業実施届出書(平成27年9月1日付け環公第〇〇号)及び石綿濃度測定計画届出書(平成27年9月1日付け環公第〇〇号)(現場組織図、計画行程表、分析結果報告書、石綿障害予防規則第3条第2項に基づく事前調査における石綿分析結果報告書(証明書)に限る。)	環境保全部 環境公害課	H27. 9. 28	部分公開 6-1	H27. 9. 28	閲覧	
45	H27. 9. 25	平成28年度中学校用教科用図書採択に係る教科書の閲覧に関するアンケート	教育委員会 学校教育部 教育推進室 教育指導課	H27. 10. 9	公開	H27. 10. 9	写し	
46	H27. 10. 8	総合評価一般競争入札「新病院建物総合維持管理業務委託(25SC-1)」における落札者が提出した提案部分に係る書類(業務提案書別添2技術的評価(有資格者名簿)を除く) ＜対象文書＞ 市立ひらかた病院新病院建物総合維持管理業務委託業務提案書 二冊(2技術的評価、3社会的価値評価)	市立ひらかた病院 事務局 総務課	H27. 11. 24	部分公開 6-1 6-3 6-7	未実施		決定期間 延長通知 H27. 10. 22

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
47	H27.10.13	平成27年度路線価格算定表 (路線番号:〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇)	財務部 税務室 資産税課	H27.10.27	公開	H27.10.27	閲覧、写し	
48	H27.10.15	枚方市〇〇町〇〇地区の土壌・地下水汚染に関する、当初の現地確認状況及び土壌・地下水の分析結果(日時と場所と測定値) ※既に測定結果を報道発表している調査及び発生源における調査に係る結果報告書類を除く <対象文書> ①平成26年度 公害苦情調査票(受付・処理状況)(整理番号市-〇〇) ②平成26年4月15日付け計量証明書(平成26年4月15日付け〇〇~〇〇) ③浸出水その他の水質試験結果報告書(平成26年8月29日収受環公第〇〇号) ④枚方市〇〇町〇〇環境調査(北側井戸) ⑤枚方市〇〇町〇〇環境調査(周辺地) ⑥平成27年度工場等水質分析委託(公共用水域分)6月1回目報告書	環境保全部 環境公害課	H27.10.28	部分公開 6-1 6-3	H27.10.30	写し	
49	H27.10.15	平成26年度及び27年度犬の保管等委託契約の締結についての回議書(添付書類を含む) <対象文書> ①犬の保管等委託契約の締結について(平成26年3月28日健康部長決裁) ②動物の保管等委託契約の締結について(平成27年3月31日健康部長決裁)	健康部 保健所 保健衛生課	H27.10.22	公開	H27.12.3	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
50	H27. 10. 16	請求内容又は請求公文書名 枚方市職員が構成する労働組合の要求に対する答弁・回答(平成26年度分、平成27年度分) ＜対象文書＞ ・人事院が検討している「給与制度の総合的見直し」等に関する要請書に対する回答について(平成26年6月18日 総職第58号) ・「2014年夏季重点要求書」の回答について(平成26年6月20日 総職第32号) ・「予算・人員要求書」の回答について(平成26年7月8日 総職第133号) ・「2014年職員採用・人事制度に関わる要求書」の回答について(平成26年7月8日 総職第134号) ・「男女平等に関する要求書」の回答について(平成26年7月8日 総職第135号) ・平成26年度賃金確定・秋期年末総合生活改善に関する団体交渉に係る覚書(平成26年12月10日締結) ・「枚方市職労2015年度統一要求書」の回答について(平成27年3月17日 総職第294号) ・「2015年春闘要求書」の回答について(平成27年3月17日 総職第296号) ・「要求書」の回答について(平成27年3月31日 総職第319号) ・平成26年10月7日付け要求に関する団体交渉に係る覚書(平成27年3月31日締結) ・2015年夏季一時金等に関する団体交渉に係る覚書(平成27年6月24日締結) ・「2015年夏季重点要求書」の回答について(平成27年6月24日 総職第29号) ・「予算・人員要求書」の回答について(平成27年7月9日 総職第60号) ・「2015年職員採用・人事制度に関わる要求書」の回答について(平成27年7月9日 総職第62号) ・「男女平等に関する要求書」の回答について(平成27年7月9日 総職第61号)	総務部 人材育成室 職員課	H27. 10. 21	部分公開 6-3	H27. 10. 21	写し	
51	H27. 10. 20	枚方市環境公害課が実施する騒音規制法に規定する枚方市域の騒音常時監視測定(道路に面する地域に限る。)の位置を示した図面 ＜対象文書＞ 環境騒音測定結果(平成26年度測定)(様式1-3 騒音測定地点に係る調査票(個票)に限る。)	環境保全部 環境公害課	H27. 10. 23	部分公開 6-1	H27. 10. 23	写し	
52	H27. 10. 23	平成28年度使用中学校用教科書の見本について(学校からの意見書)(全19中学校分)	教育委員会 学校教育部 教育推進室 教育指導課	H27. 11. 6	公開	H27. 11. 6	写し	
53	H27. 10. 27	平成27年評価替えに係る鑑定評価員会議録 ＜対象文書＞ ①枚方市市税事務所第1回評価員会議議事録 ②枚方市市税事務所第2回評価員会議議事録 ③枚方市市税事務所第3回評価員会議議事録	財務部 税務室 資産税課	H27. 11. 10	部分公開 6-1 6-2 6-3	H27. 11. 11	閲覧、写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
54	H27. 10. 29	楠葉台場跡史跡公園予定地(区画整理事業保留地)の鑑定評価資料一式(保留地部分) ＜対象文書＞ 不動産鑑定評価書及び意見書(H27. 8. 31)	教育委員会 社会教育部 文化財課	H27. 12. 17	部分公開 6-1 6-3	H27. 12. 21	閲覧	
55	H27. 11. 6	平成24基準年度及び平成27基準年度の路線価算定表において次のことがわかる書類などについて ①路線の最小有効部分が4m未満であっても、路線の状況等を総合的に勘案した上で4mと判断した決定に係る文書 ②その他条件の「調整評点」の適用・不適用・正負の符号比準値の決定に係る文書	財務部 税務室 資産税課	H27. 11. 20	不存在 ※3			
56	H27. 11. 12	保育所調書の職員配置等の状況、施設職員の給与(平成27年度分)	福祉部 福祉指導監査課	H27. 11. 26	部分公開 6-1 6-3	H27. 11. 30	写し	
57	H27. 11. 17	土地境界確認書 簿冊番号〇〇-〇〇-〇〇 財産区財産 枚方市〇〇町〇〇 簿冊番号〇〇-〇〇-〇〇 財産区財産 枚方市〇〇町〇〇 個人情報及び印影を除く	財務部 財産区事務局	H27. 12. 2	公開	H27. 12. 2	写し	
58	H27. 11. 20	都市計画審議会会議録(平成6年8月8日、9月9日、9月19日)及び配布資料の内資料1の(2)と資料3 (第2名神自動車道に関する議論の部分) ＜対象文書＞ ・平成6年度第3回枚方市都市計画審議会速記録 ・平成6年度第4回枚方市都市計画審議会会議録 ・平成6年度第5回枚方市都市計画審議会会議録 ・平成6年度第3回枚方市都市計画審議会 資料1の(2)及び資料3	都市整備部 都市計画課	H27. 12. 4	部分公開 6-1	H27. 12. 4	写し	
59	H27. 11. 26	建築確認申請書(建築確認番号 第H26確認建築枚方市〇〇号、建築確認年月日 平成26年10月23日)の添付図書である地質調査報告書 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 12. 3	公開	H27. 12. 7	写し	
60	H27. 11. 26	保育所等の利用調整の基礎点と調整点に関する基準(利用の手引き以外のも の) ＜対象文書＞ 枚方市支給認定及び保育所等の利用調整に関する規則	子ども青少年部 子育て支援室	H27. 12. 4	公開	郵送	写し	
61	H27. 12. 2	枚方市立蹠生生涯学習市民センター・蹠生図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者 指定申請書に添付された事業計画書及び収支予算書	地域振興部 生涯学習課	H27. 12. 9	部分公開 6-3	H27. 12. 10	写し	
62	H27. 12. 3	動物の保管等業務委託契約書に係る委託料積算(平成27年度)について ＜対象文書＞ 犬保管等業務委託に係る委託料積算(平成27年度)	健康部 保健所 保健衛生課	H27. 12. 4	公開	H27. 12. 22	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
63	H27.12.3	請求内容又は請求公文書名 次の路線名に係る路線認定調査 京阪天ノ川第1号線～京阪天ノ川第10号線、御殿山禁野線、禁野渚線、禁野枚方線、西禁野第1号線～西禁野第19号線	土木部 道路管理課					取下げ
64	H27.12.8	添付資料(写真、地図)にある看板AとBの設置に係る文書(回議書、図面、仕様書等) ＜対象文書＞ ・回議書(陸上競技場施設改修工事)(平成23年9月30日付け決裁) ・陸上競技場施設改修工事 設計図 〇〇-〇〇 ・(仮称)枚方市立陸上競技場新設工事 設計図 〇〇-〇〇、〇〇、〇〇	公共施設部 施設整備室	H27.12.22	公開	H27.12.24	写し	
65	H27.12.14	現市長と寄附申出者との面会の記録(日時、同行者、やりとりの内容) ＜対象文書＞ ①寄附申出者との美術館協議(要旨) ②寄附申出者との美術館面談(要旨)	地域振興部 文化振興課	H27.12.28	部分公開 6-1 6-6	H27.12.28	写し	
66	H27.12.25	平成27年度地域密着型サービスの選考に関する得点明細 各審議会委員のコメントシート ＜対象文書＞ ・平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者選考に関する評価得点明細 ・平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者選考に関する評価コメントシート	福祉部 高齢社会室	H28.1.7	部分公開 6-3 6-7	H28.1.8	写し	
67	H28.1.7	保育の実施に関する要綱の制定及び改正の決裁文書 ＜対象文書＞ 枚方市保育所入所措置条例施行規則の全部改正及び保育の実施に関する要綱の制定について 保育の実施に関する要綱の一部改正について(平成11年11月1日施行) 保育の実施に関する要綱の一部改正について(平成12年1月31日施行)	子ども青少年部 子育て支援室	H28.1.19	公開	H28.1.26	閲覧、写し	
68	H28.1.13	地域密着型サービス事業計画書①～⑧添付含む 書面審査における評価項目1～11配点 採点結果 委員採点シート ※個人情報及び印影を除く ＜対象文書＞ 平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者の選考に係る次の文書 ①応募法人(8法人)が提出した次の書類 ・地域密着型サービス整備事業計画書(概要) ・地域密着型サービス整備事業計画書 ・整備資金計画書 ・運営にかかわる資金計画書 ②評価得点明細 ③委員採点シート	福祉部 高齢社会室	H28.2.29	部分公開 6-1 6-3 6-7	H28.3.1 写し	決定期間 延長通知 H27.1.28	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
69	H28.1.15	現市長と寄附申出者との面会の記録(日時、同行者、やりとりの内容) (対象文書) ①寄付申出者との美術館協議(要旨) ②寄付申出者との美術館面談(要旨)	地域振興部 文化振興課	H28.1.29	部分公開 6-1 6-6	H28.2.1	写し	
70	H28.1.21	平成27年9月2日付け都査第○○号 宅地造成工事に関する許可申請書の添付図書である土地利用計画図(参考 図)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28.1.25	公開	H28.1.26	写し	
71	H28.1.22	○○と現市長との面会記録(日時・同行者・やりとりの内容)	政策企画部 秘書課	H28.2.4	不存在 ※4			
72	H28.1.22	4コミュニティ(○○・○○・○○・○○)協議会会長との面会記録(日時・同行 者・やりとりの内容) <対象文書> 地元4校区(○○地区・○○地区・○○地区・○○地区)コミュニティ協議会会 長との意見交換会(進行表)	地域振興部 文化振興課	H28.2.4	公開	H28.2.4	写し	
73	H28.1.22	平成27年10月6日以降(11月20日を含む)美術館寄付者側と市側(地域振興部) との面会記録(日時・同行者・やりとりの内容) <対象文書> ①公用車No. 25 運行日誌(平成27年10月6日) ②公用車No. 17 運行日誌(平成27年10月7日) ③公用車No. 151 運行日誌(平成27年10月9日) ④公用車No. 28 運行日誌(平成27年10月20日) ⑤公用車No. 113 運行日誌(平成27年11月20日) ⑥公用車No. 28 運行日誌(平成27年11月26日) ⑦公用車No. 23 運行日誌(平成27年11月27日) ⑧公用車No. 82 運行日誌(平成27年12月18日) ⑨公用車No. 123 運行日誌(平成27年12月22日) ⑩公用車No. 20 運行日誌(平成27年12月28日) ⑪公用車No. 124 運行日誌(平成28年1月4日) ⑫公用車No. 131 運行日誌(平成28年1月13日) ⑬公用車No. 60 運行日誌(平成28年1月14日) ⑭公用車No. 72 運行日誌(平成28年1月15日) ⑮公用車No. 21 運行日誌(平成28年1月18日) ⑯公用車 HV2 運行日誌(平成28年1月21日)	地域振興部 文化振興課	H28.2.4	公開	H28.2.4	写し	
74	H28.1.25	枚方寝屋川消防組合新消防本部庁舎建設工事(建築工事) 設計図面 図面番号○○-○○ ○○ 水利標識	公共施設部 施設整備室	H28.2.1	公開	H28.2.1	写し	
75	H28.1.28	添付資料(写真・地図)にある掲示板A及びBの設置に係る許可	土木部 公園課	H28.2.8	不存在 ※5			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
76	H28. 2. 1	請求内容又は請求公文書名 生き生きマイレージ事業に関する次の書類 ①変更契約書(平成26年度) ②セミナー等資料 ＜対象文書＞ ①ひらかた生き生きマイレージ事業変更契約書(平成26年度) ②第1回ひらかた生き生きマイレージ事業サポーター現任研修 ③ひらかた生き生きマイレージ事業サポーター現任研修(第2回) ④第6回ひらかた生き生きマイレージ事業サポーター養成研修 ⑤第1回ひらかた生き生きマイレージ事業受入施設(特別養護老人ホーム)情報交換会	福祉部 高齢社会室	H28. 2. 15	部分公開 6-1	H28. 2. 15	写し	
77	H28. 2. 5	平成26年9月10日に入札された大規模盛土造成地質調査委託の報告書閲覧。 住居地は公開されたマップで、大規模盛土造成地となっている。このため、調査内容、使用資料、調査精度等を知りたいために、調査報告書の閲覧を請求します。 ＜対象文書＞ 大規模盛土造成地質調査委託報告書	都市整備部 開発指導室 開発審査課	H28. 2. 15	部分公開 6-1	H28. 2. 24	閲覧、写し	
78	H28. 2. 10	寺嶋宗一郎元市長が昭和42年に退任した際に、同人に対して支払われた一般の退職手当の金額及び算定式を記載した文書。山村富造元市長が昭和50年に退任した際に、同人に対して支払われた特別退職手当及び一般の退職手当の金額及び算定式を記載した文書 ＜対象文書＞ ①前枚方市長寺嶋宗一郎氏に対する退職手当金の支給について(昭和42年5月20日市長決裁) ②前市長山村富造氏の退職手当の支給について(昭和50年8月13日市長決裁)	総務部 人材育成室 職員課	H28. 2. 16	公開	H28. 2. 19	写し	
79	H28. 2. 10	寺嶋宗一郎元市長が昭和42年に退任した際に、同人に対して支払われた一般の退職手当の金額及び算定式を記載した文書	総務部 人材育成室 職員課	H28. 2. 16	不存在 ※6			
80	H28. 2. 15	①平成26年度介護予防ポイント事業収支予算書 ②平成26年度介護予防ポイント事業決算書	福祉部 高齢社会室	H28. 2. 29	部分公開 6-1	H28. 3. 9	写し	
81	H28. 2. 17	「添付資料(写真・地図)にある消火栓標識柱とその添加看板に係る許可」に係る書類 ＜対象文書＞ 道路占用許可書(枚方市指令土管占〇〇第〇〇号) 道路占用許可書(枚方市指令土管占〇〇第〇〇号)	土木部 道路管理課	H28. 2. 23	公開	H28. 3. 1	写し	
82	H28. 2. 17	情報公開決定通知書(施整第〇〇号、平成28年2月1日付)にある水利標識設計図面図面番号〇〇-〇〇の作成に係る根拠となる書類	公共施設部 施設整備室	H28. 2. 24	不存在 ※7			

番号	請求日	請求内容及は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
83	H28. 2. 19	地元調整の状況(〇〇分)(平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者選考に関する提出書類)	福祉部 高齢社会室	H28. 3. 3	部分公開 6-1 6-3	H28. 3. 4	写し	
84	H28. 2. 19	①枚方市退職手当審査委員会への就任のお願い(平成25年6月3日付け総職第〇〇号)の写し ②経歴書(退職手当審査会5委員分) ③枚方市退職手当審査会の開催について(お知らせ)(平成25年7月23日付け事務連絡)の写し ④委嘱状(退職手当審査会5委員分)の写し ⑤枚方市退職手当審査会の開催について(お知らせ)(平成25年6月2日付け総職第620号)の写し ⑥委員報酬振込口座振込依頼書(退職手当審査会5委員分) ⑦次第(平成25年度第2回枚方市退職手当審査会分) ⑧聴聞における当事者側と行政側の主張内容についての論点整理 ⑨枚方市退職手当審査会の開催について(お知らせ)(平成25年9月19日付け総職第141号)の写し ⑩次第(平成25年度第3回枚方市退職手当審査会分) ⑪枚方市退職手当審査会の開催について(お知らせ)(平成25年10月11日付け総職第165号)の写し ⑫次第(平成25年度第4回枚方市退職手当審査会分) ⑬枚方市退職手当審査会の開催について(お知らせ)(平成25年10月30日付け総職第182号)の写し ⑭次第(平成25年度第5回枚方市退職手当審査会分) ⑮答申案 ⑯平成25年分給与所得の源泉徴収票の送付について(平成26年1月6日付け退職手当審査会委員分)の写し	総務部 人材育成室 職員課	H28. 3. 22	部分公開 6-1 6-7	H28. 3. 24	写し	決定期間 延長通知 H28. 3. 4
85	H28. 2. 29	宇山保育所、蹉蛇保育所、小倉保育所、宮之阪保育所、中宮保育所、北牧野保育所民営化後に行った保護者アンケートの様式及び集計結果	子ども青少年部 子育て支援室	H28. 3. 25	公開	未実施		決定期間 延長通知 H28. 3. 14
86	H28. 3. 4	添付資料(写真、地図)にある道路(部)に係る直近の道路工事決裁(全書類)	土木部 道路補修課	H28. 3. 14	不存在 ※8			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
87	H28. 3. 8	窓口対応(入所申込)における注意喚起に関する供覧文書(平成27年9月以降) (対象文書) ①新聞記事2部 ②入所申込み受付での注意点について ③水室保育園新園舎について ④窓口における取扱注意について ⑤平成28年4月選考関係について ⑥保健センターからの連絡について ⑦枚方市内認可外保育施設一覧について ⑧問合せ相談記録 ⑨世帯履歴2部	子ども青少年部 子育て支援室	H28. 3. 31	部分公開 6-1	未実施		決定期間 延長通知 H28. 3. 22
88	H28. 3. 9	伏見隆市長就任後において開催された都市経営会議の審議資料及び会議録 <対象文書> ①都市経営会議審議資料及び会議録(平成27年9月24日開催分) ②都市経営会議審議資料及び会議録(平成27年10月14日開催分) ③都市経営会議審議資料及び会議録(平成28年1月13日開催分) ④都市経営会議審議資料及び会議録(平成28年2月16日開催分) ⑤都市経営会議審議資料及び会議録(平成28年2月22日開催分)	総合政策部 企画課	H28. 4. 22	公開	H28. 4. 25	閲覧	決定期間 延長通知 H28. 3. 17
89	H28. 3. 9	伏見隆市長就任後において開催された都市経営会議の審議資料及び会議録 <対象文書> ⑥都市経営会議審議資料及び会議録(平成27年10月2日開催分) ⑦都市経営会議審議資料及び会議録(平成27年11月9日開催分) ⑧都市経営会議審議資料及び会議録(平成28年1月18日、21日開催分) ⑨都市経営会議審議資料及び会議録(平成28年2月1日、2日開催分)	総合政策部 企画課	H28. 4. 22	部分公開 6-3 6-6 6-7	H28. 5. 9	閲覧	決定期間 延長通知 H28. 3. 17
90	H28. 3. 11	平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者選考に関する評価得点明細	福祉部 高齢社会室	H28. 3. 15	部分公開 6-3 6-7	H28. 3. 16	写し	
91	H28. 3. 15	地域密着型介護老人施設の建設に当たり地元住民から提出されている建設 反対嘆願書 <対象書類> 高齢者施設設置について要望(平成27年10月20日收受 福高高第〇〇号)	福祉部 高齢社会室	H28. 3. 25	部分公開 6-1	H28. 3. 28	写し	
92	H28. 3. 17	添付資料(写真・地図)にある掲示板の設置許可に係る文書	上下水道局 下水道部 下水道管理課	H28. 3. 30	不存在 ※9			
93	H28. 3. 24	「添付資料(写真・地図)にある電柱と電柱添加突出広告板の設置許可(文書) ※印影を除く」のうち、「電柱の設置許可(文書)」 <対象文書> 道路占用許可書(枚方市指令土管占〇〇第〇〇号)	土木部 道路河川管理課	H28. 4. 4	公開	H28. 4. 5	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
94	H28. 3. 24	「添付資料(写真・地図)にある電柱と電柱添加突出広告板の設置許可(文書) ※印影を除く」のうち、「電柱添加突出広告板の設置許可(文書)」	土木部 道路河川管理課	H28. 4. 4	不存在 ※10			
95	H28. 3. 29	開発行為変更許可申請書(H23. 10. 17受付 枚方市〇〇町〇〇)及び宅地造成 に関する工事の変更許可申請書(H23. 10. 17受付 枚方市〇〇町〇〇)に係る 構造計算書及び箱型構造物の図面	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 3. 29	公開	H28. 4. 1	写し	

不在の理由

- ※1 卒業記念作品については施設長の判断により掲示しており、許可文書は作成していないため。
- ※2 当該看板は、設置後概ね十年程度経過し、保存年限を経過していると考えられ、現に保管、保存している文書の中に該当するものは含まれていないため。
- ※3 請求に係る文書は作成していないため。
- ※4 現市長が「市民無視の美術館建設は白紙に戻し、再検討を求め市民・団体」と面会した事実が存在しないため。
- ※5 本件請求に対応するのは、当該掲示板に係る占有許可申請書だが、該当する文書の提出を受けていないため。
- ※6 現に保管・保存する文書を検索したが、該当する文書を見つけないことのできなかったため。
- ※7 当該図面の作成に係る根拠となる規程等はなく、また、図面作成に係る協議については口頭で行い、それについて記載した文書は作成していないため。
- ※8 当該箇所直近の道路工事は平成21年に実施しており、工事決裁文書の保存年限は5年であることから、直近の道路工事は保存年限を経過しており、廃棄したため。
- ※9 該当する申請が出されていないため。
- ※10 占用許可申請が無いため。

2. 情報公開の申出の内容等

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
1	H27. 4. 2	①平成21年頃に村野の支援学校について村野地区で開催された地元説明会の議事録 ②同支援学校の設置について大阪府に対して枚方市長から提出された要望書(又は類するもの) ＜対象文書＞ ①平成21年7月17日に開催した地元説明会の会議録 平成21年8月18日に開催した地元説明会の会議録 ②平成20年9月10日付け企画第51号「高等支援学校の開設など、支援教育の拡充について」 平成20年10月2日付け企画第54号「高等支援学校の候補地について」	政策企画部 都市戦略室 政策企画課	H27. 4. 16	公開	H27. 4. 16	写し	
2	H27. 4. 9	①設計書(平成25年度 交通量調査業務委託に係るもの) ②設計書(平成26年度 交通量調査業務委託に係るもの) ③設計書(平成25年度 面的評価業務委託に係るもの) ④設計書(平成26年度 面的評価業務委託に係るもの)	環境保全部 環境公害課	H27. 4. 21	部分公開 6-7	H27. 4. 22	写し	
3	H27. 4. 15	ばい煙発生施設設置事業場一覧(大気汚染防止法に基づき各事業場より届出のあった情報をまとめた資料)(平成24年3月31日現在) ※必要項目:工場又は事業場の名称及び所在地、ばい煙施設の種類の対象文書 ・ばい煙発生施設対象事業所情報(平成24年3月31日現在)(工場又は事業場の名称及び所在地、ばい煙施設の種類の種類に限る)	環境保全部 環境公害課	H27. 4. 24	公開	H27. 7. 17	写し	
4	H27. 4. 17	岡東自動車駐車場竣工図(〇〇-〇〇-〇〇-〇〇)	土木部 交通対策課	H27. 4. 20	公開	H27. 4. 20	写し	
5	H27. 4. 17	出口ふれあい公園の土壌改良に関する書類	環境保全部 環境公害課	H27. 4. 24	不存在 ※1			
6	H27. 4. 27	①開発事業に伴う事前協議申請書(平成27年4月1日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成27年4月22日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成27年度受付番号〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成27年4月2日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成27年4月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 5. 8	公開	H27. 5. 11	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
7	H27. 4. 28	枚方市大字穂谷〇〇-〇〇(平成13年9月12日枚方第〇〇-〇〇号)砂防指定地内行為許可申請書の内、排水計画、防災計画平面図、防災計画書、水理計算書、法面安定計算書及び土質調査結果に限る。 ＜対象文書＞ 一般廃棄物埋立処分場の終了に伴う整備工事 砂防指定地内行為許可協議書	環境事業部 東部清掃工場	H27. 5. 12	部分公開 6-1	H27. 5. 12	写し	
8	H27. 5. 7	枚方市岡東町自動車駐車場指定管理に係る事業計画書(現指定管理者分)及び収支予算書(別添資料を除く) ＜対象文書＞ 岡東町自動車駐車場の現指定管理者が提出した次の書類 ①事業計画書 ②収支予算書	土木部 交通対策課	H27. 5. 13	部分公開 6-1 6-3	H27. 5. 15	写し	
9	H27. 5. 26	〇〇新築計画について、〇〇自治会から都市整備部に提出された要望に関する書類 弁護士名で提出された書類に限る ＜対象文書＞ 申入書(平成27年5月1日收受都調第〇〇号)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 6. 5	部分公開 6-3	H27. 6. 8	写し	
10	H27. 5. 26	①開発事業に伴う事前協議書(平成27年4月27日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成27年5月14日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成27年度受付番号〇〇～〇〇) ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 6. 2	公開	H27. 6. 2	写し	
11	H27. 6. 3	新第1学校給食共同調理場建設工事の方針決裁と施工決裁(これに類するものを含む)の回議書 ＜対象文書＞ 平成26年8月1日付け回議書 「(仮称)新第1学校給食共同調理場建設工事について」	教育委員会 管理部 学校給食課	H27. 6. 11	公開	H27. 6. 26	写し	
12	H27. 6. 3	管理棟、水質試験棟更新工事(建築工事)の方針決裁と施工決裁(これに類するものを含む)の回議書 ＜対象文書＞ 回議書「中宮浄水場管理棟・水質試験棟更新事業に係る方針の決定について」 回議書「中宮浄水場管理棟・水質試験棟更新事業に係る方針の決定について(変更)」 回議書「管理棟・水質試験棟更新工事(建築工事)」 回議書「管理棟・水質試験棟更新工事(建築工事)」(第1回変更) 回議書「管理棟・水質試験棟更新工事(建築工事)」(第2回変更)	上下水道局 水道部 浄水課	H27. 6. 17	公開	H27. 6. 26	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
13	H27.6.3	申出内容又は申出公文書名 市立枚方市民病院改築工事(旧病院解体工事)の方針決裁と施工決裁(これに類するものを含む)の回議書 <対象文書> 回議書「市立枚方市民病院改築工事(旧病院解体工事)の施工について」	市立ひらかた病院 事務局 経営企画課	H27.6.15	公開	H27.6.26	写し	
14	H27.6.3	①新第1共同給食調理場建設工事 ②新消防本部庁舎建設工事 ③市民病院解体工事 ④上下水道局管理棟・水質試験棟建設工事 上記各工事に係る決裁の回議書 了 契約締結決裁 イ 施行(又は設計)決裁 ※現有分に限る。 <対象文書> (仮称)新第1学校給食共同調理場建設工事 回議書	公共施設部 施設整備室	H27.6.16	公開	H27.6.26	写し	
15	H27.6.3	①新第1共同給食調理場建設工事③市民病院解体工事④上下水道局管理棟・水質試験棟建設工事 上記各工事に係る次の決裁の回議書 了 契約締結決裁 ※現有分に限る。 <対象文書> ・仮契約締結回議書「(仮称)新第1学校給食共同調理場建設工事」 ・契約締結回議書「市立枚方市民病院改築工事」 ・契約締結回議書「管理棟・水質試験棟更新工事(建築工事)」 ・変更契約締結回議書「管理棟・水質試験棟更新工事(建築工事)」(第1回目変更分) ・変更契約締結回議書「管理棟・水質試験棟更新工事(建築工事)」(第2回目変更分)	財務部 総合契約検査室	H27.6.11	公開	H27.6.26	写し	
16	H27.6.23	別紙墓地経営許可申請書類一覧記載の書面のうち、〇〇が墓地経営許可申請の事前相談において貴市(環境衛生課)に提出した書類 <対象文書> 〇〇が墓地経営許可申請の事前相談において市に提出した次の書類 ①委任状②履歴事項全部証明書③〇〇責任役員名簿④宗教法人規則 ⑤理由書⑥責任役員会議事録⑦会計報告(決算報告書・収支計算書・貸借対照表・正味財産増減計算書・所得金額計算書)⑧預金残高証明書⑨〇〇収支計算書⑩位置図⑪住宅地図の写し⑫墓地計画図	環境保全部 環境衛生課	H27.7.30	部分公開 6-1 6-3	郵送	写し	決定期間 延長通知 H27.7.7

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
17	H27. 6. 24	①開発事業に伴う事前協議申請書(平成27年5月28日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成27年6月23日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成27年度受付番号〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成27年6月9日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号、平成27年6月11日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 6. 30	公開	H27. 7. 2	写し	
18	H27. 6. 25	回議書「新消防本部庁舎建設工事に伴う単価及び見積り価格の算定について」(平成25年12月27日決裁)(添付書類は除く)	公共施設部 施設整備室	H27. 7. 3	公開	H27. 7. 21	写し	
19	H27. 7. 3	旧市立枚方市民病院解体工事における特定粉じん排出等作業、石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分見取り図 <対象文書> ①特定粉じん排出等作業実施届出書(平成26年11月6日付)のうち施工計画図 ②特定粉じん排出等作業実施届出書(平成26年11月20日付)のうち施工計画図 ③石綿排出等作業実施届出書(平成26年11月20日付)のうち施工範囲図(平面図) ④特定粉じん排出等作業実施届出書(平成26年12月11日付)のうち施工計画図	市立ひらかた病院 事務局 経営企画課	H27. 7. 16	公開	郵送	写し	
20	H27. 7. 7	自治会等代表者名簿(縦覧用) 平成27年7月8日発行分(町名、番地及び電話番号等を除く。)	市民安全部 市民活動課	H27. 7. 17	公開	郵送	写し	
21	H27. 7. 8	旧市立枚方市民病院に係るアスベスト使用有無に関する事前調査結果 <対象文書> 「市立枚方市民病院改築工事基本設計等業務委託 建築物その他調査の内建築物調査」のうち有害物質調査報告書(旧病院)	市立ひらかた病院 事務局 経営企画課	H27. 7. 16	部分公開 6-1	郵送	写し	
22	H27. 7. 9	枚方寝屋川消防組合新消防本部庁舎建設工事に係る次の文書 ①免震積層ゴム支承製作・検査要領書 ②工事検査請求書 ③工事検査報告書(立会検査議事録含む) ④ゴム材料試験成績書 性能検査成績書 鋼材検査証明書 規格鋼板剪断証明書 出荷証明書 ⑤構造計算依頼書	公共施設部 施設整備室	H27. 7. 23	部分公開 6-1 6-3	H27. 7. 24	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
23	H27.7.9	平成27年度枚方市市民公益活動補償保険に係る次の文書 ①賠償責任保険証券 ※約款及び特約を除く ※個人情報及び印影を除く	市民安全部 市民活動課	H27.7.23	公開	郵送	写し	
24	H27.7.9	保険証券(枚方子どもいきいき広場活動(公益活動)災害補償保険に係るもの)(平成27年度分) ※明細書を含む ※約款及び特約を除く ※個人情報及び印影を除く	子ども青少年部 子ども青少年課	H27.7.22	公開	郵送	写し	
25	H27.7.9	保険証券(「平成27年度留守家庭児童会入室児童にかかる傷害保険」に係るもの) ※約款及び特約を除く ※個人情報及び印影を除く	子ども青少年部 放課後児童課	H27.7.22	公開	郵送	写し	
26	H27.7.9	平成27年度「日々雇用者(雇い上げ)普通傷害保険」保険証券 ※明細書を含む ※約款及び特約を除く ※個人情報及び印影を除く ＜対象文書＞ 保健福祉事業の医療等業務総合賠償保険・傷害保険、加入者証(平成27年度日々雇用者(雇い上げ)傷害保険分) ※印影を除く	健康部 保健所 保健センター	H27.7.23	公開	郵送	写し	
27	H27.7.9	①保険証券「市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品動産保険」平成27年度契約分(平成27年5月15日契約) ※添付書類を除く ※約款及び特約を除く ※個人情報及び印影を除く ②仕様書「市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品動産保険」平成27年度契約分(所蔵作品一覧を除く)	地域振興部 生涯学習課	H27.7.21	公開	郵送	写し	
28	H27.7.9	①連続立体交差課所管車両任意保険の保険証券(契約日:平成27年5月28日) ②自動車損害保険(市民貸出車両)の保険証券(契約日:平成27年3月16日) ※①②とも明細書を含む、約款及び特約を除く、個人情報及び印影を除く	総務部 総務管理課	H27.7.23	公開	郵送	写し	
29	H27.7.9	保険証券(平成27年度交通専従員傷害補償保険に係るもの) ※約款及び特約を除く ※印影を除く	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H27.7.22	公開	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
30	H27.7.13	<p>指定避難所である小中学校(以下5校)の体育館に使用している板ガ ラスの種類と面積が分かる資料 ※図面や建具表など ・小学校(4校):五常小学校、殿山第一小学校、招提小学校、藤阪小学校 ・中学校(1校):長尾中学校 <対象文書> ①枚方市立五常小学校体育館新設工事 図面(〇〇-〇〇~〇〇、〇〇 ~〇〇) ②枚方市立殿山第一小学校体育館改築工事 図面(〇〇-〇〇~〇〇、 〇〇) ③殿山第一小学校体育館耐震補強工事 図面(〇〇-〇〇、〇〇) ④招提小学校体育館新設工事 図面(No. 〇〇、〇〇) ⑤招提小学校体育館耐震補強工事 図面(〇〇-〇〇~〇〇、〇〇) ⑥市立仮称第47小学校(藤阪地区)体育館新設工事 図面(〇〇-〇〇、 〇〇) ⑦市立仮称第9中学校(長尾地区)新設工事 図面(〇〇-〇〇~〇〇、 〇〇)</p>	公共施設部 施設整備室	H27.7.23	公開	郵送	写し	
31	H27.7.21	<p>枚方市の墓地一覧表(最新分)(個人墓地を除く) <対象文書> 墓地台帳の明細(平成27年3月3日現在)(個人墓地を除く)</p>	環境保全部 環境衛生課	H27.7.30	公開	郵送	写し	
32	H27.7.22	<p>社会福祉法人〇〇、社会福祉法人〇〇、社会福祉法人〇〇に係る次の 文書 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書、事業報告書 ※平成26年度分</p>	福祉部 福祉指導監査課	H27.8.5	部分公開 6-1 6-3	H27.8.5	写し	
33	H27.7.27	<p>①第二京阪道路沿道(茄子作南地区)まちづくり計画策定設計業務 設計書 ②茄子作南地区用地測量業務委託 設計書</p>	都市整備部 都市整備推進室	H27.8.4	部分公開 6-7	郵送	写し	
34	H27.7.27	<p>①東香里1丁目地内他道路修繕設計委託に係る設計書 ②道路ストック(道路照明灯)調査委託に係る設計書 ③北楠葉町地内他道路修繕設計委託に係る設計書 ④(平成26年度事業)路面性状調査委託に係る設計書 ⑤(平成26年度リフレッシュ整備事業)中宮津田線修繕設計委託に係 る設計書 ⑥(平成25年度)主要橋梁長寿命化耐震設計委託に係る設計書</p>	土木部 道路補修課	H27.8.5	部分公開 6-7	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
35	H27. 7. 27	京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業道路予備設計業務委託 京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業用地測量業務委託(その1) 京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業用地測量業務委託(その2) 京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業用地測量業務委託(その3) 京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業用地測量業務委託(その4) 上記5業務委託に係る設計書(金入り)	都市整備部 連続立体交差課	H27. 8. 10	部分公開 6-7	郵送	写し	
36	H27. 7. 27	①御殿山小倉線測量設計委託(変更設計書)に係る金入り設計書 ②牧野長尾線整備事業測量設計委託(予備設計(変更設計書))に係る金入り設計書 ③交通バリアフリー実施設計委託(藤阪駅周辺地区)(変更設計書)に係る金入り設計書 ④(仮称)長尾杉谷線整備事業予備設計委託に係る金入り設計書 ⑤(仮称)八幡線他詳細設計委託(変更設計書)に係る金入り設計書 ⑥中振交野線整備事業用地測量委託に係る金入り設計書 ⑦東高野街道(出屋敷地区)詳細設計業務委託に係る金入り設計書 ⑧(仮称)東部スポーツ公園整備事業に伴う用地測量委託(変更設計書)に係る金入り設計書 ⑨(仮称)東部スポーツ公園整備事業に伴う現地測量委託(変更設計書)に係る金入り設計書 ⑩貫谷川沿い道路整備事業検討業務委託(変更設計書)に係る金入り設計書 ⑪中振交野線整備事業詳細設計委託(変更設計書)に係る金入り設計書 ⑫牧野長尾線(6工区)詳細設計委託(変更設計書)に係る金入り設計書	土木部 道路整備課	H27. 8. 10	部分公開 6-7	郵送	写し	
37	H27. 7. 27	枚方市公園台帳作成委託業務に係る設計書(金入り)	土木部 公園課	H27. 8. 10	部分公開 6-7	郵送	写し	
38	H27. 7. 27	磯島小学校配膳室進入路整備工事実施設計委託設計書 (平成27年5月21日開札分)	公共施設部 施設整備室	H27. 8. 10	部分公開 6-7	郵送	写し	
39	H27. 7. 27	次の各委託に係る設計書(金入り) ①公共下水道藤阪東町地区土質調査委託(平成24年10月11日開札) ②公共下水道長尾東町地区他土質調査委託(平成24年10月11日開札) ③公共下水道田口山地区他土質調査委託(平成24年10月11日開札) ④公共下水道春日西町地区他土質調査委託(平成26年9月10日開札)	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H27. 8. 6	部分公開 6-7	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
40	H27.7.29	①開発事業に伴う事前協議申請書(平成27年6月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成27年7月23日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成27年度受付番号〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成27年6月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成27年7月23日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27.8.11	公開	H27.8.12	写し	
41	H27.7.29	枚方市津田南土地地区画整理事業に係る換地計画の認可申請書に添付の次の図面 ・施行地区位置図 ・換地図 ・施行地区区域図	都市整備部 都市計画課	H27.8.4	公開	郵送	写し	
42	H27.7.29	①香里園駅東地区第一種市街地再開発事業 ・施行地区位置図(香里園駅東地区第一種市街地再開発事業 事業計画書(第6回変更)に添付している位置図) ・施行地区区域図(香里園駅東地区第一種市街地再開発事業 事業計画書(第6回変更)に添付している区域図) ・従前の土地図(香里園駅東地区第一種市街地再開発事業 土地調査に添付している画地割図) ②牧野駅東地区第一種市街地再開発事業 ・施行地区位置図(牧野駅東地区第一種市街地再開発事業 施行地区及び設計の概要(第2回変更)に添付している位置図) ・施行地区区域図(牧野駅東地区第一種市街地再開発事業 施行地区及び設計の概要(第2回変更)に添付している区域図) ・従前の土地図(牧野駅東地区第一種市街地再開発事業 権利変換計画認可申請書に添付している図面) ・工事完了直後の地区内の新しい地番がわかる図面(公図合成図)	都市整備部 都市整備推進室	H27.8.10	公開	郵送	写し	
43	H27.7.31	保険証券(「平成27年度留守家庭児童会入室児童にかかる傷害保険」に係るもの) ※約款及び特約を除く ※署名及び印影を除く	子ども青少年部 放課後児童課	H27.8.10	公開	H27.8.17	写し	
44	H27.7.31	平成27年度「日々雇用者(雇い上げ)普通傷害保険」保険証券 ※明細書を含む ※約款及び特約を除く ※個人情報及び印影を除く ＜対象文書＞ 保健福祉事業の医療等業務総合賠償保険・傷害保険 加入者証(平成27年度日々雇用者(雇い上げ)損害保険分) ※印影を除く	健康部 保健所 保健センター	H27.8.5	公開	H27.8.17	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
45	H27. 8. 13	<p>開札日 平成26年11月6日 工事名 「渚市民体育館屋上防水他改修工事」 工事名 「西長尾小学校他1校校舎防水改修工事」 開札日 平成26年12月10日 工事名 「枚方中学校校舎防水改修工事」 当初 設計図 (変更があれば、変更設計図もお願いいたします) <対象文書> ①渚市民体育館屋上防水他改修工事 設計図(〇〇-〇〇~〇〇) ②同上 変更設計図(〇〇-〇〇、〇〇、〇〇、〇〇) ③西長尾小学校他1校校舎防水改修工事 設計図(〇〇-〇〇~〇〇) ④同上 変更設計図(〇〇-〇〇~〇〇) ⑤枚方中学校校舎防水改修工事 設計図(〇〇-〇〇~〇〇)</p>	公共施設部 施設整備室	H27. 8. 27	公開	郵送	写し	
46	H27. 8. 24	<p>①開発事業に伴う事前協議申請書(平成27年7月29日収受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成27年8月21日収受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成27年度受付番号〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成27年7月30日収受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成27年8月10日収受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 9. 7	公開	H27. 9. 7	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
47	H27. 8. 31	<p>①平成26年4月1日以降 揚水施設設置届出書(平成26年4月1日、平成26年5月8日、平成26年7月9日、平成26年9月1日、平成26年9月19日、平成26年9月25日、平成26年9月30日、平成26年11月20日、平成27年5月1日收受分) 地下水採取開始届出書(平成27年3月12日、平成27年4月16日收受分) ※農業用に限っては届出者、事業所等の名称、揚水施設の設置場所、地下水の採取目的、深度、ストレーナーの位置に限る</p> <p>②平成26年4月1日以前 地下水採取許可申請書(昭和49年8月29日、昭和51年2月27日、昭和51年10月4日、平成5年1月22日、平成14年5月1日收受分) ※工場等の名称、工場等の所在地、地下水の用途、深度、ストレーナーの位置に限る</p> <p>・揚水施設既届出書(昭和47年9月23日、昭和47年10月6日收受分) ※工場等の名称、工場等の所在地、深度、ストレーナーの位置に限る</p> <p>・地下水使用用途届出書(平成10年12月28日、平成11年1月6日、平成11年1月12日、平成11年1月13日、平成11年1月18日、平成11年12月20日收受分) ※地下水の使用用途、工場等の名称、工場等の所在地に限る</p> <p>③地下水採取量等報告書(平成26年4月21日、平成26年5月2日、平成27年4月9日、平成27年4月15日、平成27年5月14日、平成27年5月21日、平成27年6月12日、平成27年6月18日收受分) ※事業所等の名称、揚水施設の設置場所、地下水採取量等記録簿におけるストレーナーの位置、深度に限る</p> <p>※最新のものに限る</p>	環境保全部 環境公害課	H27. 9. 11	部分公開 6-1 6-3	H27. 9. 18	写し	
48	H27. 9. 14	特定施設一覧(騒音規制法第7条第1項の規定により各施設より届出のあった情報をまとめた資料) ※必要項目:工場又は事業場の名称、特定施設の種類、公称能力、数、使用開始年月日 <対象文書> 騒音施設台帳	環境保全部 環境公害課	H27. 9. 25	公開	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
49	H27. 9. 16	<p>○○町○○(地番○○-○○現○○)土壌汚染調査記録 ○○町○○(地番○○-○○他○○)土壌汚染調査記録 <対象文書> ・土地の土壌自主調査結果報告書(巻末資料を除く) ・土壌汚染調査並びに土壌改良計画報告(巻末資料を除く) ①土壌改良工事 第1期工事報告書(巻末資料を除く) ②土壌改良工事 第2期工事報告書(巻末資料を除く) ③No.15観測井戸付近土壌詳細調査報告書(巻末資料を除く) ④No.15観測井戸付近土壌改良工事報告書(巻末資料を除く) ⑤土壌改良工事 第2期工事報告書(巻末資料を除く) ⑥土壌改良工事 第3期工事及び全工事完了報告書(巻末資料を除く) ⑦土壌改良工事 地下水モニタリング計画書 ⑧2年間の地下水監視結果報告書</p>	環境保全部 環境公害課	H27. 10. 2	部分公開 6-1 6-3	H27. 10. 2	写し	
50	H27. 9. 17	<p>枚方市市民公益活動災害補償保険に係る次の文書 ①平成27年度市民公益活動補償保険のご案内 ②枚方市市民公益活動補償保険実施要綱 ③枚方市市民公益活動補償保険仕様書 ④指名競争入札(委託)執行調書 ⑤賠償責任保険証券(保険約款を除く)(印影を除く) ⑥平成24, 25, 26年度契約の事故件数および支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)</p>	市民安全部 市民活動課	H27. 9. 25	公開	郵送	写し	
51	H27. 9. 17	完了検査申請書(平成26年6月12日受付第○○号 第H26確更建築枚方市○○号)の基礎工事に関する写真	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 10. 1	公開	H27. 10. 7	写し	
52	H27. 9. 28	枚方岡東町自動車駐車場全体図	土木部 交通対策課	H27. 10. 1	公開	H27. 10. 2	写し	
53	H27. 10. 1	<p>①開発事業に伴う事前協議申請書(平成27年8月24日收受都調第○○-○○-○○号~平成27年9月30日收受都調第○○-○○-○○号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成27年度受付番号○○~○○) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成27年8月27日收受都調第○○-○○-○○号~平成27年9月28日收受都調第○○-○○-○○号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 10. 7	公開	H27. 10. 7	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
54	H27. 10. 16	枚方市全域における、大気汚染防止法に基づく平成23年度末のばい煙の発生施設の一覧表(廃止施設を除く)※必要項目:設置事業所名、所在地、施設種別、設置年月日、燃料の種類、伝熱面積(ボイラーに限る) <対象文書> ・大気関係対象施設情報(平成24年3月31日現在)(大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設のうち、設置事業所名、所在地、施設種別、設置年月日、伝熱面積(ボイラーに限る)(廃止施設を除く) ・ばい煙発生施設対象事業所情報(平成24年3月31日現在)(設置事業所名、所在地、施設種別、燃料の種類に限る)	環境保全部 環境公害課	H27. 10. 28	公開	郵送	写し	
55	H27. 10. 16	次の各委託に係る設計書(金入り) ①公共下水道伊賀緑町地区他実施設計委託(平成27年9月9日開札) ②茄子作東町地区他排水路調査設計委託(平成27年9月9日開札)	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H27. 10. 29	部分公開 6-7	郵送	写し	
56	H27. 10. 22	次の工事に係る3号内訳書及び設計計算書 ・公共下水道第67工区溝谷川ポンプ場整備工事(電気設備その1)	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H27. 11. 5	部分公開 6-7	H27. 11. 12	写し	
57	H27. 10. 26	・竹田川排水路整備工事に係る平面図(1/4) ・竹田川排水路整備工事に伴う付帯工事に係るボックスカルバート道路横断部詳細図(2/4)	上下水道局 下水道部 下水道管理課	H27. 10. 30	部分公開 6-1	H27. 10. 30	写し	
58	H27. 10. 26	開発行為変更許可申請書(平成24年2月8日收受都審査開第〇〇号)の添付図書である擁壁の構造計算書 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 11. 2	公開	郵送	写し	
59	H27. 11. 9	工事完了届出書(都安第〇〇-〇〇-〇〇号平成26年12月4日受付)の添付図書である工事施工中の写真(L型擁壁H=3.30m)、地盤の平板載荷試験報告書及びびコンクリート強度試験成績報告書(L型擁壁H=3.30) ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 11. 18	公開	H27. 11. 18	写し	
60	H27. 11. 10	自治会等代表者名簿(縦覧用)平成27年11月10日発行分(町名、番地及び電話番号等を除く)	市民安全部 市民活動課	H27. 11. 13	公開	H27. 11. 16	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
61	H27. 11. 17	<p>①開発事業に伴う事前協議申請書(平成27年10月2日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成27年11月9日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図</p> <p>②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成27年度受付番号〇〇~〇〇)</p> <p>③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成27年10月6日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成27年11月13日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図</p> <p>※個人情報及び印影を除く。</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 11. 30	公開	H27. 12. 1	写し	
62	H27. 11. 19	<p>①特定粉じん排出等作業実施届出書の表紙と「事前調査の結果及び建築物の石綿排出等作業に関するお知らせの」掲示例(平成27年5月14日、平成27年6月5日、平成27年9月1日、平成27年9月18日收受分)</p> <p>②石綿排出等作業実施届出書の表紙と「事前調査の結果及び建築物の石綿排出等作業に関するお知らせの」の掲示例(平成27年6月1日、平成27年8月28日、平成27年9月1日、平成27年9月29日收受分)</p>	環境保全部 環境公害課	H27. 11. 30	部分公開 6-1 6-3	郵送	写し	
63	H27. 12. 9	<p>①開発事業に伴う事前協議申請書(平成27年11月19日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成27年12月7日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図</p> <p>②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成27年度受付番号〇〇~〇〇)</p> <p>③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成27年11月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図</p> <p>※個人情報及び印影を除く。</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 12. 18	公開	H27. 12. 22	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
64	H28. 1. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度における母子・寡婦・父子福祉資金貸付金の償還金の資金別・過年度・現年度別収納状況調 ・平成26年度における母子・父子福祉資金貸付金の資金別母子世帯類型、寡婦福祉資金貸付金の資金別対象者類型 <対象文書> ・母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金の貸付業務成績書のうち次のもの ①第4表 平成26年度母子福祉資金貸付金の償還金の資金別・過年度・現年度別収納状況調 ②第5表 平成26年度父子福祉資金貸付金の償還金の資金別・過年度・現年度別収納状況調 ③第6表 平成26年度寡婦福祉資金貸付金の償還金の資金別・過年度・現年度別収納状況調 ④第13表1 母子福祉資金貸付金の資金別母子世帯類型 ⑤第13表2 父子福祉資金貸付金の資金別母子世帯類型 ⑥第13表3 寡婦福祉資金貸付金の資金別対象者類型 	子ども青少年部 子ども青少年課	H28. 1. 19	公開	郵送	写し	
65	H28. 1. 20	<ul style="list-style-type: none"> ①開発事業に伴う事前協議申請書(平成27年12月9日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成28年1月19日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成27年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成27年12月9日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成27年12月25日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 <p>※個人情報及び印影を除く。</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 1. 26	公開	H28. 1. 27	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
66	H28. 2. 5	<p>枚方市新町1丁目229番1他所在の枚方寝屋川消防組合の新消防本部庁舎建設工事に係る入札・契約等に関する別紙記載の書類 <対象文書></p> <p>①工事契約手続依頼書(平成25年9月2日分・11月15日分・平成26年1月7日分) ②契約事務依頼書(平成25年9月2日分・11月15日分・平成26年1月7日分) ③予定価格調書(平成25年9月18日分・11月20日分・平成26年1月15日分) ④制限付き一般競争入札実施要綱(初度発注分・2回目発注分・3回目発注分) ⑤制限付き一般競争入札(標準型)の再発注について(お知らせ) ⑥入札・見積結果情報(平成25年11月7日分・12月11日分) ⑦入札・見積結果情報(平成26年2月5日分) ⑧回議書(入札の不調について:平成25年11月7日分・12月11日分) ⑨提出書類一式(3回目発注分) ・「入札参加資格確認申請書」等一式書類確認票 ・参加資格状況申告書 ・価格内訳書 ・配置予定技術者等調書 ・監理技術者及び現場代理人の国民健康保険被保険者証写し ・監理技術者及び現場代理人の資格証明書写し ・経営規模等評価結果通知書写し ・コリンズカルテ写し ・ISO登録証写し ・障害者雇用状況報告書</p> <p>⑩回議書(入札結果及び落札決定の通知について:平成26年2月7日分) ⑪決定通知書(平成26年2月7日分)</p>	<p>財務部 総合契約検査室</p>	H28. 2. 19	<p>部分公開 6-1 6-3</p>	H28. 2. 22	写し	
67	H28. 2. 9	<p>市民会館における直近の指定管理公募時に選定団体が提出した事業計画書、収支報告書 直近の指定管理公募時の募集要項、仕様書 平成26年度の事業報告書 <対象文書></p> <p>①枚方市市民会館指定管理者事業計画書(平成26～28年共通)(JTBコミュニケーションズ提出分) ②枚方市市民会館指定管理者募集要項、枚方市市民会館管理運営業務基本仕様書(平成26年度～28年度) ③枚方市市民会館平成26年度事業報告書(JTBコミュニケーションズ提出分)</p>	<p>地域振興部 文化振興課</p>	H28. 2. 23	<p>部分公開 6-1 6-3</p>	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
68	H28. 2. 15	<p>申出内容又は申出公文書名</p> <p>〇〇免震装置交換に関する会議録 <対象文書></p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇製の免震ゴムへの対応に関する関係課情報共有会議について(平成27年3月16日開催分) ・資料1 現在までの対応について(平成27年3月16日開催会議資料) ・資料2 枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事(建築工事)において使用した〇〇が製造した免震材料の大臣認定不適合について(第2報)(平成27年3月16日開催会議資料) ・〇〇が製造した免震材料の大臣認定不適合等について(平成27年3月16日開催会議資料) ・当社が製造した建築用免震積層ゴムの国土交通大臣認定不適合等について(平成27年3月16日開催会議資料) ・〇〇製の免震ゴムへの対応に関する関係課情報共有会議について(平成27年3月30日開催分) ・〇〇からの回答文書(平成27年3月30日開催会議資料) ・〇〇の免震材料についての不正の疑いの報告について(平成27年3月30日開催会議資料) ・大臣認定不適合の免震材料を用いた建築物の構造安全性の検証に関する〇〇による報告について(平成27年3月30日開催会議資料) ・当社グループが製造・納入した大臣認定不適合等の免震積層ゴム全数取替え方針について(平成27年3月30日開催会議資料) ・消防庁及び国土交通省への説明内容(平成27年3月30日開催会議資料) ・問題点と対応策(平成27年3月30日開催会議資料) ・〇〇製の免震ゴムへの対応に関する関係課情報共有会議について(平成27年4月6日開催分) ・消防本部庁舎建設請負工事に係る損害の取扱いについて(平成27年4月6日開催会議資料) ・消防本部庁舎契約約款(平成27年4月6日開催会議資料) ・〇〇製の免震ゴムへの対応に関する関係課情報共有会議について(平成27年4月8日開催分) ・新消防本部庁舎の免震ゴムに係る経緯等について(平成27年4月8日開催会議資料) ・全体協議(平成27年4月10日開催分) ・〇〇製の免震ゴムへの対応に関する関係課情報共有会議について(平成27年4月22日開催分) ・消防本部庁舎建設請負工事に係る今後の契約手続き等の取扱いについて(平成27年4月22日開催会議資料) ・免震装置の契約変更の考え方(平成27年4月22日開催会議資料) ・〇〇の免震装置に関する経過(平成27年4月22日開催会議資料) ・問題点と対応策(平成27年4月22日開催会議資料) 	市民安全部 危機管理室	H28. 2. 29	部分公開 6-1 6-3	H28. 3. 1	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
69	H28. 2. 15	「○○免震装置交換に関する会議録」に係る次の文書 ＜対象文書＞ ①庁内(消防組合を含む)協議・打合せ記録 ②国との協議他 ③設計及び工事受注者並びに下請負業者からの報告 ④設計及び工事受注者並びに下請負業者との協議・打合せ記録 ⑤免震装置交換作業までの詳細協議・打合せ記録 ⑥免震装置交換時の協議・打合せ記録	公共施設部 施設整備室	H28. 3. 28	部分公開 6-1 6-3	H28. 3. 28	写し	決定期間 延長通知 H28. 2. 26
70	H28. 2. 18	①開発事業に伴う事前協議書(平成28年1月21日收受都調第○○-○○-○○号~平成28年2月15日收受都調第○○-○○-○○号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成27年度受付番号○○~○○) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年2月9日收受都調第○○-○○-○○号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 2. 25	公開	H28. 2. 29	写し	
71	H28. 2. 26	・枚方市河川水路網図一般図 ・下水道占用許可書(更新)枚方市○○町○○ ・下水道占用許可書(更新)下管占○○第○○-○○号	上下水道局 下水道部 下水道管理課	H28. 3. 8	部分公開 6-1	H28. 3. 9	写し	
72	H28. 3. 15	①開発事業に伴う事前協議書(平成28年2月25日收受都調第○○-○○-○○号~平成28年3月14日收受都調第○○-○○-○○号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成27年度受付番号○○~○○) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年2月19日收受都調第○○-○○-○○号~平成28年2月26日收受都調第○○-○○-○○号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 3. 24	公開	H28. 3. 24	写し	

不存在の理由

※1 出口ふれあい公園の建設は、当該行為が土壌汚染の調査及び報告義務を定めた土壌汚染対策法の施行及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正以前の行為であり、法令に基づき報告及び所有者等からの自主報告についても提出された履歴がないため。

3. 自己情報開示等の請求の内容等

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
1	H27.4.7	改製原附票	市民安全部 市民室	H27.4.10	開示	H27.4.15	写し	
2	H27.4.8	平成16年度～平成20年度 物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	財務部 税務室 資産税課	H27.4.20	開示	H27.4.20	写し	
3	H27.4.20	①平成3年度～11年度 土地・家屋名寄台帳 ②平成12年度～14年度 課税台帳データ一覧(賦課表) ③平成15年度～21年度 物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	財務部 税務室 資産税課	H27.5.7	開示	H27.5.7	写し	
4	H27.4.20	平成27年度 土地評価調査書 木造・非木造家屋調査表	財務部 税務室 資産税課	H27.5.13	開示	郵送	写し	決定期間 延長通知 H27.5.7
5	H27.4.21	平成27年度 土地評価調査書 木造・非木造家屋調査表	財務部 税務室 資産税課	H27.6.5	開示	H27.6.8	写し	決定期間 延長通知 H27.5.7
6	H27.4.23	①土地・家屋名寄台帳(昭和62年～平成11年度) ②課税土地一筆表(平成12～14年度) ③物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)(平成15年～平成22年)	財務部 税務室 資産税課	H27.5.7	開示	H27.5.7	写し	
7	H27.4.24	平成27年度 土地評価調査書	財務部 税務室 資産税課	H27.5.8	開示	H27.5.14	写し	
8	H27.5.18	平成21年度 市府民税課税台帳	財務部 税務室 市民税課	H27.5.25	開示	H27.5.25	写し	
9	H27.5.22	物件一覧表(平成16～22年度)	財務部 税務室 資産税課	H27.5.28	開示	H27.5.28	写し	
10	H27.6.3	回議書 枚方市情報公開条例に基づく公開請求のあった「①平成27基準年度 路線価バランス検証図②平成27鑑定メモ価格バランス調整用図面③ 標準宅地変更対比図(H24-27)※〇〇に限る。④別紙の路線の固定資 産税路線価算定表」の公開について	財務部 税務室 資産税課	H27.6.17	開示	H27.6.19	写し	
11	H27.6.5	〇〇〇〇 家庭訪問の記録	健康部 保健所 保健センター	H27.6.16	開示	H27.6.16	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
12	H27.6.10	①土地・家屋名寄台帳(昭和61年～平成11年度) ②賦課表(平成12年～14年度) ③物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)(平成15年～平成22年)	財務部 税務室 資産税課	H27.6.24	開示	H27.7.3	写し	
13	H27.6.11	住民票(除票)交付申請並びに誓約書(1件)	市民安全部 市民室	H27.6.25	非開示 16-2-4			異議申立て H27.8.26
14	H27.6.11	相談記録	健康部 保健所 保健予防課	H27.6.23	部分開示 16-2-2 16-2-4	H27.6.29	閲覧、写し	異議申立て H27.8.26
15	H27.6.11	自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書類(5件)	福祉部 障害福祉室	H27.6.22	部分開示 16-2-2	H27.6.29	閲覧、写し	異議申立て H27.8.26
16	H27.6.11	・平成20～27年度 個人市市民税課税台帳及び課税資料 ・軽自動車税 車両台帳 ・軽自動車税申告書(報告書)新規用 ・平成25～27年度 軽自動車税課税台帳	財務部 税務室 市民税課	H27.6.23	開示	H27.6.29	閲覧、写し	
17	H27.6.11	国民年金システム記録情報	健康部 年金児童手当課	H27.6.23	開示	H27.6.29	閲覧、写し	
18	H27.6.11	・国保兼退職異動届出書 ・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届 ・国民健康保険料納付・分納誓約書	健康部 国民健康保険室	H27.6.22	開示	H27.6.29	写し	
19	H27.6.11	・生活保護法に係る面接記録票 ・生活困窮者自立支援法に係るスクリーニング決裁(相談受付・申込票、メンテナンス・アセスメントシート、支援経過記録シート(入力用))	福祉部 生活福祉室	H27.6.18	開示	H27.6.29	閲覧、写し	
20	H27.6.11	診療報酬明細書 3医療機関分 16件	健康部 国民健康保険室	H27.7.23	部分開示 16-2-2	未実施		決定期間 延長通知 H27.6.22
21	H27.6.15	平成21年度市市民税課税台帳	財務部 税務室 市民税課	H27.6.17	開示	郵送	写し	
22	H27.6.25	住民票の写しの交付申請書	市民安全部 市民室	H27.7.1	部分開示 16-2-4	H27.7.2	写し	
23	H27.6.25	土地・家屋名寄台帳(昭和45年度)	財務部 税務室 資産税課	H27.7.7	開示	H27.7.13	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
24	H27.6.25	最終介護度認定日、介護度数、有効期間等 ＜対象文書＞ 本人に係る次の文書 介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書	福祉部 高齢社会室	H27.7.2	開示	H27.7.3	写し	
25	H27.7.10	・認定調査票 ・主治医意見書 ※印影を除く	福祉部 高齢社会室	H27.7.21	開示	H27.7.21	写し	
26	H27.7.21	H27年度入学式における本人にかかる不起立事例に関する文書	教育委員会 学校教育教育部 教職員課	H27.8.4	部分開示 16-2-4	H27.8.4	閲覧、写し	
27	H27.7.21	①交付要求調書(2件) ②差押調書(3件) ③充当計算書(8件) ④配当計算書(6件) ⑤差押解除通知書(2件)	財務部 税務室 債権回収課	H27.8.3	開示	H27.8.4	閲覧、写し	
28	H27.7.21	①差押調書 ②配当計算書 ③充当計算書 ④差押解除通知書	財務部 税務室 納税課	H27.7.30	部分開示 16-2-4	H27.8.4	写し	
29	H27.7.21	差押調書、配当計算書、充当計算書、差押解除通知(債権回収課分、納 税課分、国民健康保険室分)(平成22年度以降分) ＜対象文書＞ ①差押調書 ②充当計算書	健康部 国民健康保険室	H27.7.29	開示	H27.8.4	閲覧、写し	
30	H27.7.22	本人について〇〇が枚方市に提出した介護施設事故報告書 ＜対象文書＞ 介護保険事業者事故報告書	福祉部 高齢社会室	H27.8.4	開示	H27.8.10	写し	
31	H27.7.27	土地家屋名寄台帳(昭和44年～平成2年分)	財務部 税務室 資産税課	H27.8.6	開示	H27.8.6	写し	
32	H27.8.6	①生活保護法に係る面接記録票開始記録 ②生活保護法に係る保護台帳(平成25～27年度) ③生活保護法に係るケース記録票 ④平成〇〇年〇〇月〇〇日の保護決定調書	福祉部 生活福祉室	H27.8.18	開示	H27.8.18	写し	
33	H27.8.7	住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書	市民安全部 市民室	H27.8.17	部分開示 16-2-4	郵送	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
34	H27.8.18	土地家屋名寄台帳(平成9年度と11年度)	財務部 税務室 資産税課	H27.8.25	開示	H27.8.28	写し	
35	H27.8.19	平成22年度の物件一覧表	財務部 税務室 資産税課	H27.8.31	開示	郵送	写し	
36	H27.8.19	平成21年度の物件一覧表	財務部 税務室 資産税課	H27.8.31	不存在 ※1			
37	H27.8.27	平成27年枚監査第〇〇号職員措置要求事案に係る本年〇〇月〇〇日(〇〇)実施「請求人〇〇」の陳述結果	監査委員事務局	H27.9.4	開示	H27.9.4	写し	
38	H27.9.14	住民票の写し等交付請求書	市民安全部 市民室					取下げ
39	H27.9.14	転居先についての照会	市民安全部 市民室	H27.9.25	部分開示 16-2-4	H27.9.28	写し	
40	H27.9.28	①戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 ②住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書 ③固定資産税の賦課業務に係る調査について(依頼) ④評価証明及び住民票除票の交付請求書	市民安全部 市民室	H27.10.13	部分開示 16-2-4	郵送	写し	
41	H27.10.1	①平成〇〇年〇〇月〇〇日財資第〇〇号の決裁一式 ②平成〇〇年〇〇月〇〇日財資第〇〇号の決裁一式	財務部 税務室 資産税課	H27.10.15	開示	H27.10.15	閲覧、写し	
42	H27.10.2	土地・家屋名寄台帳(昭和56年度及び57年度)	財務部 税務室 資産税課	H27.10.16	開示	H27.10.16	写し	
43	H27.10.2	土地・家屋名寄台帳(昭和56年度及び57年度)	財務部 税務室 資産税課	H27.10.16	開示	H27.10.16	写し	
44	H27.10.8	・本人の土地家屋名寄台帳(昭和57年～平成22年分) ・〇〇町〇〇に係る土地一筆表(平成12年～平成14年)	財務部 税務室 資産税課	H27.10.16	開示	H27.10.19	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
45	H27. 10. 9	①枚方市情報公開条例に基づく公開請求のあった複数文書のうち、「評価庁が次のことを行っていた場合に、その内容がわかる文書『路線価の付設が終了した場合は、最終的に全路線価の均衡が維持されているかどうか、綿密に検討し、適当な評価の実施に努める』」の公開について ②枚方市情報公開条例に基づく公開請求のあった複数文書のうち、「評価庁が次のことを行っていた場合に、その内容がわかる文書他」を除く残りの文書の公文書不存在について	財務部 税務室 資産税課	H27. 10. 23	開示	H27. 10. 26	閲覧、写し	
46	H27. 10. 13	書記から委員に送付した資料一式 <対象文書> ①送付状 ②判決文 ③固定資産評価審査申出書 ④審査の申出の趣旨及び理由(③の清書) ⑤決定書 ⑥固定資産評価審査申出書 ⑦固定資産評価審査申出書(⑥の清書) ⑧固定資産評価審査申出追加書 ⑨固定資産評価審査申出追加書(⑧の清書) ⑩固定資産評価審査申出補正等申出書 ⑪決定書 ⑫判決文	固定資産評価審査 委員会事務局	H27. 10. 27	開示	H27. 10. 30	閲覧、写し	
47	H27. 10. 14	土地・家屋名寄台帳(昭和55年度ないし57年度)	財務部 税務室 資産税課	H27. 10. 16	開示	H27. 10. 16	写し	
48	H27. 10. 22	住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書	市民安全部 市民室	H27. 10. 28	開示	H27. 10. 29	閲覧	
49	H27. 10. 23	①土地・家屋名寄台帳(昭和45・48・51・54・57・60・63年度及び平成3・6・9年度) ②課税土地一筆票(平成12年度) ③物件一覧表(固定資産課税台帳抄)(平成15・18年度)	財務部 税務室 資産税課	H27. 11. 5	開示	H27. 11. 5	写し	
50	H27. 10. 27	物件一覧表(固定資産課税台帳抄)	財務部 税務室 資産税課	H27. 11. 5	開示	H27. 11. 5	写し	
51	H27. 10. 27	固定資産評価審査委員会への再々弁明書の提出について	財務部 税務室 資産税課	H27. 11. 10	開示	H27. 11. 11	閲覧、写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
52	H27. 10. 27	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け枚固審第〇〇号の枚方市固定資産評価審査委員会委員長小川哲男様公印する「審査申出に係る評価庁の再々弁明書(副本)の送付及び同書への反論について」の審査申出人 〇〇への回議書一式 <対象文書> 審査申出に係る評価庁の再々弁明書(副本)の送付及び同書への反論について	固定資産評価審査委員会事務局	H27. 10. 29	開示	H27. 11. 4	閲覧、写し	
53	H27. 10. 29	捜査事項照会書	市民安全部 市民室	H27. 11. 10	非開示 16-2-3	郵送		
54	H27. 11. 13	家児相での面接の中で本人が発言したもので夫から本人への発言についてのもの <対象文書> 家庭児童相談記録(面接の中で配偶者からの発言に関する請求者の発言を記録した部分に限る。)	子ども青少年部 家庭児童相談所	H27. 11. 27	開示	H27. 12. 1	写し	
55	H27. 11. 13	①捜査事項照会書(3件) ②戸籍謄本等職務上請求書(戸籍法10条の2第3項から第5項までの規定による請求) ③戸籍謄本等職務上請求書(戸籍法10条の2第3項から第5項までの規定による請求) ④住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書 ⑤住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書 ⑥住民票の写し等交付申請書及び委任状 ⑦住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書 ⑧住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書	市民安全部 市民室	H27. 11. 27	部分開示 16-2-3 16-2-4	H27. 12. 3	写し	
56	H27. 11. 19	①平成27年度固定資産評価審査委員会関係書類綴収受・発送簿 ②平成27年度固定資産評価審査議事調書 ※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く <対象文書> ・収受・発送簿(平成27年度枚方市固定資産評価審査委員会関係書類綴分) ・固定資産評価審査議事調書(7件) ※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く	固定資産評価審査委員会事務局	H27. 12. 3	開示	H27. 12. 7	閲覧、写し	
57	H27. 11. 20	区域外就学協議書 転学通知書 <対象文書> 転学通知書(〇〇、〇〇分)	教育委員会 学校教育部 学務課	H27. 12. 4	部分開示 16-2-4	H27. 12. 4	写し	

番号	請求日	請求内容及は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
58	H27. 11. 20	枚方市私立幼稚園幼児保育助成金支給決定通知書	教育委員会 学校教育部 学務課	H27. 12. 4	不存在 ※2			
59	H27. 11. 20	請求者がした審査申出に関して、固定資産評価審査委員会がその書 記に指示をして当該標準宅地の前面道路の幅員を計測せしめた当該 指示に関する書類(平成24年11月・12月頃)	固定資産評価審査 委員会事務局	H27. 12. 4	不存在 ※3			
60	H27. 11. 20	請求者がした審査申出に関して、固定資産評価審査委員会がその書 記に指示をして当該標準宅地の前面道路の幅員を計測せしめた計測 後の報告に関する書類(平成24年11月・12月頃) ＜対象文書＞ 固定資産評価審査議事調書	固定資産評価審査 委員会事務局	H27. 12. 4	部分開示 16-2-4	H27. 12. 7	閲覧、写し	
61	H27. 11. 20	住民票の写し等交付請求書	市民安全部 市民室	H27. 11. 30	部分開示 16-2-4	H27. 12. 1	写し	
62	H27. 11. 24	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	H27. 11. 30	部分開示 16-2-4	H27. 11. 30	写し	
63	H27. 11. 24	情報公開請求のあった「平成24基準年度及び平成27基準年度の路線 価算定表において次のことがわかる書類などについて等」の公文書 不存在について	財務部 税務室 資産税課	H27. 12. 1	開示	H27. 12. 1	閲覧、写し	
64	H27. 11. 26	①主治医意見書及び認定調査票 ②介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書	福祉部 高齢社会室	H27. 12. 8	開示	H27. 12. 8	写し	
65	H27. 11. 27	住民票の写し等交付申請書及び誓約書	市民安全部 市民室	H27. 12. 2	部分開示 16-2-4	郵送	写し	
66	H27. 12. 3	枚方市〇〇町〇〇の税額がわかるもの「名寄帳」H18～H22 ＜対象文書＞ 物件一覧表(平成18年度～平成22年度)	財務部 税務室 資産税課	H27. 12. 11	開示	H27. 12. 17	写し	
67	H27. 12. 4	区域外就学協議書(〇〇、〇〇分) 転学通知書(〇〇、〇〇分)	教育委員会 学校教育部 学務課	H27. 12. 11	開示	H27. 12. 11	写し	
68	H27. 12. 7	保育料等の減免について(平成22年度分～平成25年度分(対象:〇〇、 〇〇、〇〇))	教育委員会 学校教育部 学務課	H27. 12. 11	開示	H27. 12. 11	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
69	H27.12.7	保育料等の減免について(平成21年度分(対象:○○))	教育委員会 学校教育部 学務課	H27.12.11	不存在 ※4			
70	H27.12.7	本人が平成25年3月から同年12月までに男女共生フロア・ウィルに申告のあった相談の内容が記載された資料	政策企画部 人権政策室	H27.12.16	非開示 16-2-3 16-2-4			
71	H27.12.10	次の書類の決裁一式 (1)弁明書 (2)再弁明書 (3)再々弁明書	財務部 税務室 資産税課					取下げ
72	H27.12.18	土地・家屋名寄台帳(昭和58年度ないし昭和61年度)	財務部 税務室 資産税課	H27.12.28	開示	H27.12.28	写し	
73	H27.12.18	土地・家屋名寄台帳(昭和58年度ないし昭和61年度)	財務部 税務室 資産税課	H27.12.28	開示	H27.12.28	写し	
74	H27.12.21	枚固審第○○号 平成○○年○○月○○日 開示等決定に関する回議書一式 ※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く <対象文書> 枚方市個人情報保護条例に基づく開示請求のあった「①平成27年度固定資産評価審査委員会関係書類綴収受・発送簿②平成27年固定資産評価審査議事調書」 ※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く	固定資産評価審査 委員会事務局	H28.1.4	開示	H28.1.8	閲覧、写し	
75	H27.12.21	平成27年度固定資産評価議事調書 ※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く <対象文書> ・固定資産評価審査議事調書(2件) ※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く	固定資産評価審査 委員会事務局	H28.1.4	開示	H28.1.6	閲覧、写し	
76	H28.1.4	住民票の写し等交付請求書	市民安全部 市民室	H28.1.18	部分開示 16-2-4	郵送	写し	
77	H28.1.15	相談内容の記録 <対象文書> 消費生活相談情報(受付)	市民安全部 消費生活センター	H28.1.15	開示	H28.1.15	閲覧、写し	
78	H28.1.26	本人の入所に係る子育て支援室とのやりとりの内容 <対象文書> 本人に係る問い合わせ相談記録	子ども青少年部 子育て支援室	H28.2.10	開示	H28.2.15	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
79	H28.2.3	住民票の写し等交付請求書	市民安全部 市民室	H28.2.16	部分開示 16-2-4	H28.2.19	写し	
80	H28.2.4	本人の生活保護費の振込先口座の分かる書類	福祉部 生活福祉室					取下げ
81	H28.2.10	住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書	市民安全部 市民室	H28.2.16	部分開示 16-2-4	H28.2.17	写し	
82	H28.2.18	土地・家屋名寄台帳(昭和55年度ないし57年度)	財務部 税務室 資産税課	H28.2.29	開示	H28.3.1	写し	
83	H28.2.19	土地・家屋名寄台帳(昭和46年度)	財務部 税務室 資産税課	H28.2.29	開示	H28.3.1	写し	
84	H28.2.25	職場における自身に対する暴力事案に関する文書	教育委員会 学校教育部 教職員課	H28.3.10	部分開示 16-2-4	郵送	写し	異議申立て H28.5.13
85	H28.2.25	職場における自身に対する暴言事案に関する文書	教育委員会 学校教育部 教職員課	H28.3.10	不存在 ※5			異議申立て H28.5.13
86	H28.2.26	権利変換変更処分通知	都市整備部 都市整備推進室	H28.3.4	開示	H28.3.4	写し	
87	H28.2.26	「住民票」「住民除票」請求のお願い	市民安全部 市民室	H28.3.10	部分開示 16-2-4	H28.3.11	写し	
88	H28.2.26	住民票交付のお願い	市民安全部 市民室	H28.3.9	部分開示 16-2-4	H28.3.14	写し	
89	H28.2.26	「枚方市〇〇町〇〇の固定資産税課税額のわかるもの(昭和58年から平成22年)(名寄帳)」 <対象文書> 本人に係る次の文書 土地・家屋名寄台帳(昭和58年度～平成11年度) 賦課表(平成12年度～平成14年度) 課税土地一筆表(平成12年度～平成14年度) 物件一覧表(平成15年度～平成22年度)	財務部 税務室 資産税課	H28.3.10	開示	H28.3.10	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
90	H28. 2. 26	「枚方市〇〇町〇〇の固定資産税課税額のわかるもの(昭和45年から昭和57年)(名寄帳)」 ＜対象文書＞ 本人に係る次の文書 土地・家屋名寄台帳(昭和45年度～昭和57年度)	財務部 税務室 資産税課	H28. 3. 10	開示	H28. 3. 10	写し	
91	H28. 3. 2	枚方市家庭児童相談所が保有している〇〇、〇〇、〇〇のケースファイル等一切の書類に記載されている本人に関する情報全て ＜対象文書＞ 家庭児童相談記録(本人に関する情報が記録されたもの)	子ども青少年部 家庭児童相談所	H28. 3. 16	部分開示 16-2-2 16-2-3 16-2-4	郵送	写し	
92	H28. 3. 11	認定調査票及び主治医意見書	福祉部 高齢社会室	H28. 3. 18	開示	H28. 3. 23	写し	

不存在の理由

- ※1 平成21年の賦課期日の時点で固定資産税課税台帳に、本人が所有者として登録されていないため。
- ※2 「枚方市私立幼稚園幼児保育助成金支給決定通知書」は、学務課所管のシステムから出力したものを、幼稚園を通じて保護者へ交付しており、また、その控えを保管していないため。
- ※3 本件請求に係る指示は書面ではなく口頭で行われたため。
- ※4 文書の保存年限が過ぎっており、廃棄しているため。
- ※5 該当する公文書を作成していないため。

4. 審議会への諮問及び答申の内容等

諮問第472号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	食物アレルギーチェックシステムに係る個人情報の電算処理について
審議日	平成27年5月26日
実施機関	教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>食物アレルギーのある児童への学校給食における対応については、対象児童の保護者と担任教諭等が、食物アレルギー対応確認用献立表（別紙）を用いて料理ごとに対象アレルギー（食物アレルギー原因物質）の有無を確認した上で、該当するものを提供しないようにする等の取組みを行っています。</p> <p>しかし、用紙に印刷された献立表を目標により確認していることや、料理の材料となった加工品の原材料にアレルギーが含まれていることに気づかないこと等が原因となつて、見落とし事例が発生しています。</p> <p>そこで、見落とし事例の発生を抑制するとともに、献立のチェック作業の効率化を図る観点から、食物アレルギーチェックシステムの運用（※）を開始することとしました。</p> <p>同システムにより、あらかじめ入力された献立情報と対象児童のアレルギー情報を自動かつ正確に照合することができるようになるとともに、システム運用委託事業者から、アレルギーに関する専門的な助言を受けることができるようになります。</p> <p>本諮問は、同システムを運用することにより、児童のアレルギーに関する情報を電算処理することとなることに対応するものです。</p> <p>※今年度中は対象校と期間を限定した試行運用とし、その結果を踏まえて本格運用について検討します。</p>
2	<p>電算処理する個人情報の項目 対象児童の学校番号、学籍番号、アレルギー、摂取限度量、既往症の状況など</p>
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>

諮問473号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	食物アレルギーチェックシステムにおける通信回線による結合について
審議日	平成27年5月26日
実施機関	教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>食物アレルギーのある児童への学校給食における対応については、対象児童の保護者と担任教諭等が、食物アレルギー対応確認用献立表（別紙）を用いて料理ごとに対象アレルギー（食物アレルギー原因物質）の有無を確認した上で、該当するものを提供しないようにする等の取組みを行っています。</p> <p>しかし、用紙に印刷された献立表を目標により確認していることや、料理の材料となった加工品の原材料にアレルギーが含まれていることに気づかないこと等が原因となつて、見落とし事例が発生しています。</p> <p>そこで、見落とし事例の発生を抑制するとともに、献立のチェック作業の効率化を図る観点から、新たに食物アレルギーチェックシステムを運用（※）することとしました。</p> <p>同システムにより、あらかじめ入力された献立情報と児童のアレルギー情報を自動かつ正確に照合することができるようになるとともに、システム運用委託事業者から、アレルギーに関する専門的な助言を受けることができるようになります。</p> <p>本諮問は、同システムにおいては、市以外のもの（システム運用委託事業者）のサーバにおいて情報を保持することとなるとともに、これと市の電子計算組織を通信回線により結合することとなることに対応するものです。</p> <p>※今年度中は対象校と期間を限定した試行運用とし、その結果を踏まえて本格運用について検討します。</p>
2	<p>電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 対象児童の学校番号、学籍番号、アレルギー、摂取限度量、既往症の状況など</p>
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>

諮問第474号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	健康管理システムに係る個人情報の電算処理項目の追加について							
審議日	平成27年5月26日	実施機関 市長						
答申	諮問のとおりで異論はない							
1 目的	保健センターでは、平成15年度から健康管理システムを導入し、健康増進事業、母子保健事業、予防接種事業等における事務処理の効率化を図っています。 現在、母子保健事業の一環として、児童虐待防止の観点から乳幼児健診未受診者の状況の全数把握を目的に、保健師による家庭訪問を実施しておりますが、事務処理の効率化を図るために、紙ベースで管理している次の項目を、本システムに追加して電算処理を行うものです。							
2 追加して電算処理する個人情報の項目	<table border="1"> <tr> <td>乳幼児健診台帳に、認定こども園入園情報を追加</td> <td>追加して電算処理する個人情報の項目</td> </tr> <tr> <td>台帳名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳幼児健診台帳</td> <td>認定こども園情報（個人番号、認定こども園名）</td> </tr> </table>		乳幼児健診台帳に、認定こども園入園情報を追加	追加して電算処理する個人情報の項目	台帳名		乳幼児健診台帳	認定こども園情報（個人番号、認定こども園名）
乳幼児健診台帳に、認定こども園入園情報を追加	追加して電算処理する個人情報の項目							
台帳名								
乳幼児健診台帳	認定こども園情報（個人番号、認定こども園名）							
3 個人情報の保護体制	情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。 ※現在、子育て支援室に個人情報目的外利用の依頼を行い文書にて管理を行っている。							

諮問第475号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	産業廃棄物指導課が所管する事務・事業に係る個人情報の電算処理について	
審議日	平成27年5月26日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	本諮問は、産業廃棄物指導課が所管する複数の事務や事業に係る個人情報を、閲覧の簡便化、検索の迅速化、事務の効率化の観点から電算処理するため、これに対応するものです。	
2 電算処理する個人情報の項目	産業廃棄物処理業許可等事務に係る許可日・届出日、許可番号、許可・届出業者情報、事業場及び施設情報、役員情報、行政処分情報、立入協議記録情報、自動車リサイクル許可・登録事務に係る許可・登録日、許可・登録番号、許可・登録業者情報、店舗情報、役員情報、行政処分情報、立入協議記録情報、ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理指導事務に係る保管事業者情報、保管事業場情報、ポリ塩化ビフェニル廃棄物、通知の送付先、立入検査情報、産業廃棄物適正処理指導事務等に係る指導対象者情報、立入・打合内容等	
3 個人情報の保護体制	情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問第476号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報記録）の規定による諮問

諮問事項	プレミアム付商品券発行事業に係る個人情報の電算処理について	
審議日	平成27年5月26日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、本年8月に、国の交付金を活用してプレミアム付商品券「枚方市ひこぼしくんプレミアム商品券」を発行します。</p> <p>本事業の実施に際しては、国から消費者アンケートを通じて消費喚起効果を測定することが求められており、本市においても消費者アンケートを実施する予定としております。</p> <p>事業効果の正確な測定に向けてアンケート回収率の向上を図る必要があることから、回答者の利便向上のため、専用のWEBサイトでのアンケートシステムを構築する予定です。</p> <p>また、回答者に対して抽選で景品を呈呈することから、アンケート回答者の個人情報についてシステム上で登録できるようにするものです。</p>	
2 電算処理する個人情報の項目	<p>アンケート回答者の住所、氏名、性別、年齢（年代）、居間連絡の出来る電話番号、メールアドレス（アンケート内容） ・プレミアム付商品券購入額、主な使用商品・サービス、使用目的別商品券の使用額及び追加支出額</p>	
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	

諮問第477号

条例第10条第1項第5号（外部提供の制限）の規定による諮問

諮問事項	福祉的配慮が必要な府民に対する生活支援事業に係る個人情報の外部提供について	
審議日	平成27年5月26日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>今般、大阪府は、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、内閣府から助成される地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、重度障害者等で常時介護が必要な福祉的配慮を要する方を対象に、プリペイドカードを配布し、生活支援を行う「福祉的配慮が必要な府民に対する生活支援事業」を実施します。</p> <p>同事業の対象となるのは、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当等の受給者ですが、それら手当の受給者情報は、市町村が保有しています。</p> <p>本諮問は、大阪府からの提供依頼に応じ、障害福祉室が保有する障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の受給者情報を外部提供することに対応するものです。</p>	
2 外部提供する個人情報の項目	<p>障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当受給者の氏名、生年月日、郵便番号、住所及び電話番号</p>	
3 外部提出先	<p>大阪府政策企画部企画室計画課</p>	
4 外部提供方法	<p>暗号化した電子データを LGWAN メールにより送付</p>	
5 添付資料	<p>重度障がい等で常時介護が必要な方へのプリペイドカード配布スキーム</p>	

諮問第478号

条例第7条第2項(収集等の一般的制限)ただし書の規定による諮問

諮問事項	災害情報システムに係る個人情報の収集等の一般的制限の特例について		
審議日	平成27年5月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、本市では、住民の安否情報の集約や罹災証明の発行等の災害対応事務を迅速かつ効率的に行うため、「被災者支援システム」を構築・運用しています(同システムについては、平成23年11月15日付けで貴審議会から関係する答申を得ています。)</p> <p>しかし、同システムについては、接続された端末が数台に止まる小規模なものである点や、そのサーバーが庁舎内に設置された自前のものである点(災害により庁舎が損壊した場合、サーバーが使用不能になるおそれがある。)などの改善が求められています。</p> <p>そこで今回、災害に強いといわれるクラウド方式により、職員安否・参集確認機能、(地理情報付加機能を含む)情報共有機能を備えた「災害情報システム」を新たに整備し、①職員に対する参集の指示、②災害対応に係る市民からの要望対応、③被害調査結果の集約、④罹災証明書の発行、⑤避難行動要支援者を含む住民の安否情報の集約、⑥避難者名簿の作成等の災害対応事務に当たることとしました。</p> <p>本諮問は、災害情報システムに記録する個人情報の一部が、社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報に該当することに対応するものです。</p>		
2	<p>社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目 写真、避難行動要支援者に係る安否確認情報</p>		

諮問第479号

条例第8条第2項第5号(収集方法の制限)の規定による諮問

諮問事項	災害情報システムに係る個人情報の本人以外のものからの収集について		
審議日	平成27年5月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、本市では、住民の安否情報の集約や罹災証明の発行等の災害対応事務を迅速かつ効率的に行うため、「被災者支援システム」を構築・運用しています(同システムについては、平成23年11月15日付けで貴審議会から関係する答申を得ています。)</p> <p>しかし、同システムについては、接続された端末が数台に止まる小規模なものである点や、そのサーバーが庁舎内に設置された自前のものである点(災害により庁舎が損壊した場合、サーバーが使用不能になるおそれがある。)などの改善が求められています。</p> <p>そこで今回、災害に強いといわれるクラウド方式により、職員安否・参集確認機能、(地理情報付加機能を含む)情報共有機能を備えた「災害情報システム」を新たに整備し、①職員に対する参集の指示、②市民からの要望対応、③被害調査結果の集約、④罹災証明書の発行、⑤避難行動要支援者を含む住民の安否情報の集約、⑥避難者名簿の作成等の災害対応事務に当たることとしました。</p> <p>本諮問は、災害対応事務において、災害情報システムで記録する個人情報の一部を、本人以外のものから収集する必要が あることに対応するものです。</p>		
2	<p>本人以外のものから収集する個人情報の項目 証明書発行・見舞金申請・給付情報、避難行動要支援者に係る安否確認情報、避難者名簿情報、職員情報 (職員安否参集確認情報)</p>		

諮問事項	災害情報システムに係る個人情報提供の外部提供について		
審議日	平成27年5月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、本市では、住民の安否情報の集約や罹災証明の発行等の災害対応事務を迅速かつ効率的に行うため、「被災者支援システム」を構築・運用しています（同システムについては、平成23年11月15日付けで貴審議会から関係する答申を得ています。）。</p> <p>しかし、同システムについては、接続された端末が数台に止まる小規模なものである点や、そのサーバーが庁舎内に設置された自前のものである点（災害により庁舎が損壊した場合、サーバーが使用不能になるおそれがある。）などの改善が求められています。</p> <p>そこで今回、災害に強いといわれるクラウド方式により、職員安否・参集確認機能、（地理情報付加機能を含む）情報共有機能を備えた「災害情報システム」を新たに整備し、①職員に対する参集の指示、②市民からの要望対応、③被害調査結果の集約、④罹災証明書の発行、⑤避難行動要支援者を含む住民の安否情報の集約、⑥避難者名簿の作成等の災害対応事務に当たることとしました。</p> <p>本諮問は、災害対応事務において、災害情報システムで記録する個人情報の一部を、外部提供する必要があることに対応するものです。</p>		
2 外部提供する個人情報の項目	<p>受付情報、通報者情報、被害場所情報、被害概況情報・要望情報、対応状況情報、証明書発行・見舞金申請・給付情報、避難行動要支援者に係る安否確認情報、避難者名簿情報、職員情報（職員安否参集確認情報）</p>		
3 情報の提供先	<p>国の機関、地方公共団体、警察、消防、社会福祉協議会、医療機関、福祉施設、民生委員、児童委員、報道機関、コミュニティ連絡協議会、自治会、自主防災組織等</p>		

諮問事項	災害情報システムに係る個人情報情報の電算処理について		
審議日	平成27年5月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、本市では、住民の安否情報の集約や罹災証明の発行等の災害対応事務を迅速かつ効率的に行うため、「被災者支援システム」を構築・運用しています（同システムについては、平成23年11月15日付けで貴審議会から関係する答申を得ています。）。</p> <p>しかし、同システムについては、接続された端末が数台に止まる小規模なものである点や、そのサーバーが庁舎内に設置された自前のものである点（災害により庁舎が損壊した場合、サーバーが使用不能になるおそれがある。）などの改善が求められています。</p> <p>そこで今回、災害に強いといわれるクラウド方式により、職員安否・参集確認機能、（地理情報付加機能を含む）情報共有機能を備えた「災害情報システム」を新たに整備し、①職員に対する参集の指示、②市民からの要望対応、③被害調査結果の集約、④罹災証明書の発行、⑤避難行動要支援者を含む住民の安否情報の集約、⑥避難者名簿の作成等の災害対応事務に当たることとしました。</p> <p>本諮問は、災害情報システムにおいて個人情報情報を電算処理することに対応するものです。</p> <p>なお、災害情報システムは、被災者支援システムの全ての機能をカバーするものではないため、被災者支援システムの運用は継続します。</p>		
2 電算処理する個人情報の項目	<p>受付情報、通報者情報、被害場所情報、被害概況情報・要望情報、対応状況情報、証明書発行・見舞金申請・給付情報、避難行動要支援者に係る安否確認情報、避難者名簿情報、職員情報（職員安否参集確認情報）</p>		
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	災害情報システムにおける電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成27年5月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、本市では、住民の安否情報の集約や罹災証明の発行等の災害対応事務を迅速かつ効率的に行うため、「被災者支援システム」を構築・運用しています（同システムについては、平成23年11月15日付けで貴審議会から関係する答申を得ています。）。</p> <p>しかし、同システムについては、接続された端末が数台に止まる小規模なものである点や、そのサーバーが庁舎内に設置された自前のものである点（災害により庁舎が損壊した場合、サーバーが使用不能になるおそれがある。）などの改善が求められています。</p> <p>そこで今回、災害に強いといわれるクラウド方式により、職員安否・参集確認機能（地理情報付加機能を含む）情報共有機能を備えた「災害情報システム」を新たに整備し、①職員に対する参集の指示、②市民からの要望対応、③被害調査結果の集約、④罹災証明書の発行、⑤避難行動要支援者を含む住民の安否情報の集約、⑥避難者名簿の作成等の災害対応事務に当たることとしました。</p> <p>本諮問は、災害情報システムのサーバーを提供する事業者の電子計算組織と、市の電子計算組織を通信回線により結合することに対処するものです。</p>		
2	<p>結合により伝送する個人情報の項目 受付情報、通報者情報、被害場所情報、被害概況情報、要望情報、対応状況情報、証明書発行・見舞金申請・給付情報、避難行動要支援者に係る安否確認情報、避難者名簿情報、職員情報（職員安否参集確認情報）</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	各業務システムにおいて電算処理する個人情報の項目の追加について		
審議日	平成27年5月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>マイナンバーは、番号法の規定により、同法の別表第1で列挙されている事務においてのみ利用することができま。</p> <p>本市では、同表に列挙されている事務の多くを、専用の業務システムを用いて処理しているため、それらの事務におけるマイナンバーの利用は、必然的にマイナンバーの電算処理を伴います。</p> <p>マイナンバーを実際に利用することができるのは平成28年1月以降ですが、各業務システムで保有する個人情報とマイナンバーを結びつけるなどの準備作業が必要となるため、その電算処理は、実際の利用に先立って行います。</p> <p>本諮問は、各業務システムにおいて電算処理する個人情報として、マイナンバーを新たに加えることに対応するものです。</p>		
2	<p>電算処理する個人情報の項目を追加する業務システム 番号法の別表第1に掲げる事務を処理する業務システムのうち、住民基本台帳・印鑑等システム、未熟児養育医療システム、介護保険事務システム、国保オンラインシステム、枚方市後期高齢者医療保険料システム、健康管理システム、子ども子育て支援新制度システム、母子寡婦福祉資金貸付システム、個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、収納・滞納システム、障害福祉システム、生活保護システム、中国残留邦人支援給付システム、国民年金システム、児童扶養手当システム、特別児童扶養手当システム、児童手当システム、小児慢性特定疾患システム</p>		
3	<p>追加して電算処理する個人情報の項目 送付先情報（住基システムのみ。番号通知カードを送付するための情報。）、マイナンバー</p>		
4	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	社会保障・税番号制度に係る本市における特定個人情報の保護への対応について	
審議日	平成27年5月26日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づいて整備される「社会保障・税番号制度」、「マイナンバー制度」は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）であるとされており、個人に対して、「個人番号」が付番されることとなります。</p> <p>この社会保障・税番号制度、マイナンバー制度の運用によって、各行政機関等が保有する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うことができ、各行政機関間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となります。また、異なる行政機関の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、真に手を差し伸べべき者に対してのよりきめ細かな支援が期待されています。さらには、社会保障給付等の申請を行う際に必要な情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることとなる等のメリットがあります。</p> <p>一方で、「個人番号」は、高度な個人識別性を有する性質から、それ自体がキーとなって特定の個人に関する情報の追跡・名寄せ・突合せを容易にし、特定の個人に関する情報が集積・集約され、その結果、これが不正に取り扱われることによって、個人のプライバシーに重大な侵害が加えられる恐れがあります。</p> <p>このため、番号法においては、個人の権利利益の保護の観点から、「個人番号」及び「特定個人情報（個人番号その内容を含む個人情報）」の取扱いに対し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律、各地方公共団体の個人情報保護条例における一般的な「個人情報」に対するものよりも厳格な制限を課しており、この点において、番号法は、既存の個人情報保護法の特別法としての性質を有しています。</p> <p>国においては、番号法において条文を書き起こし、また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を読み替える形で、特定個人情報の保護に関する諸般の措置が講じられており、地方公共団体においても、番号法（第31条）の規定に基づいて、国が講じることとされている措置の趣旨を踏まえ、自らが保有する特定個人情報について、必要な措置を講じることが求められています。</p> <p>つきましては、枚方市附属機関条例別表1の表枚方市情報公開・個人情報保護審議会の項目（任事務の欄第2号（情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する調査審議）の規定に基づき貴審議会の意見を聴くため、同条例第1条第2項の規定により下記のとおり諮問いたします。</p> <p>【別紙省略】</p>	

諮問事項	プレミアム付商品券発行事業に係る個人情報の電算処理項目の追加について	
審議日	平成27年7月14日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、本年8月に、国の交付金を活用してプレミアム付商品券「枚方市ひこぼしくんプレミアム商品券」を発行します。</p> <p>本事業の実施に際しては、国から消費者アンケートを通じて消費喚起効果を測定することが求められており、本市においても消費者アンケートを実施することとしております。</p> <p>プレミアム付商品券発行事業に係る個人情報を電算処理することについては平成27年5月26日付け諮問第476号により貴審議会に諮問し、諮問のとおりで異論のない旨、既に答申を得ています。</p> <p>本諮問は、貴審議会諮問後に内閣府地方創生推進室からアンケート項目を追加する旨の通知がなされたため、次の項目を追加して電算処理を行うものです。</p>	
2 追加して電算処理する個人情報の項目	今回追加して電算処理する個人情報の項目	既に答申を得ている項目
	家族構成（独身・単身 2人 3人 4人 5人 6人以上）	アンケート回答者の住所、氏名、性別、年齢（年代）、昼間連絡の出来る電話番号、メールアドレス
		（アンケート内容） ・プレミアム付商品券購入額、主な使用商品・サービス、使用目的別商品券の使用額及び追加支出額
3 個人情報の保護体制	情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問第486号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	登記・供託オンライン申請システムの利用に伴う個人情報の電算処理について		
審議日	平成27年8月28日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>これまで、登記・供託オンライン申請システムについては、インターネット回線を経由する必要がある、十分なセキュリティの確保が難しいことから、その利用を見送ってきました。しかし、平成25年4月から、インターネット回線を経由せずに、総合行政ネットワーク（LGWAN）及び政府共通ネットワーク（政府共通NW）を経由して利用することが可能となりました。これを受けて、本市においても、登記・供託等の事務の迅速化及び効率化を図るため、LGWANを経由した登記・供託オンライン申請システムを利用することとします。これにより、法務局が閉庁する午後5時15分以降も午後9時までの嘱託が可能となることで、翌日の受付順位が優先され、また、遠隔地であってもスムーズな嘱託が可能となります。</p> <p>本諮問は、LGWANを経由した登記・供託オンライン申請システムの利用に伴い、個人情報を電算処理することとなるため、これに対応するものです。</p>		
2 電算処理する個人情報の項目	<p>登記の目的、登記原因、権利者、義務者、添付情報、嘱託年月日、嘱託先登記所、嘱託者、代位者、代位原因、課税価格、登録免許税、不動産物件表示、関係図書PDFデータ、申請項目、供託者、被供託者、供託の原因、供託金額、連絡先、法令案項</p>		
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問第487号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	登記・供託オンライン申請システムの利用に伴う電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成27年8月28日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>これまで、登記・供託オンライン申請システムについては、インターネット回線を経由する必要がある、十分なセキュリティの確保が難しいことから、その利用を見送ってきました。しかし、平成25年4月から、インターネット回線を経由せずに、総合行政ネットワーク（LGWAN）及び政府共通ネットワーク（政府共通NW）を経由して利用することが可能となりました。これを受けて、本市においても、登記・供託等の事務の迅速化及び効率化を図るため、LGWANを経由した登記・供託オンライン申請システムを利用することとします。これにより、法務局が閉庁する午後5時15分以降も午後9時までの嘱託が可能となることで、翌日の受付順位が優先され、また、遠隔地であってもスムーズな嘱託が可能となります。</p> <p>本諮問は、LGWANを経由した登記・供託オンライン申請システムの利用に伴い、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織とのLGWAN回線による結合が必要となることに対応するものです。</p>		
2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目	<p>登記の目的、登記原因、権利者、義務者、添付情報、嘱託年月日、嘱託先登記所、嘱託者、代位者、代位原因、課税価格、登録免許税、不動産物件表示、関係図書PDFデータ、申請項目、供託者、被供託者、供託の原因、供託金額、連絡先、法令案項</p>		
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問第488号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	登記・供託オンライン申請システムの利用に伴う個人情報の電算処理について	
審議日	平成27年8月28日	実施機関
審議者	上下水道事業管理者	
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>これまで、登記・供託オンライン申請システムについては、インターネット回線を経由する必要がある、十分なセキュリティの確保が難しいことから、その利用を見送ってきました。しかし、平成25年4月から、インターネット回線を経由せずに、総合行政ネットワーク（LGWAN）及び政府共通ネットワーク（政府共通NW）を経由して利用することが可能となりました。これを受けて、本市においても、登記・供託等の事務の迅速化及び効率化を図るため、LGWANを経由した登記・供託オンライン申請システムを利用することとします。これにより、法務局が閉庁する午後5時15分以降も午後9時までの嘱託が可能となることで、翌日の受付順位が優先され、また、遠隔地であってもスムーズな嘱託が可能となります。</p> <p>本諮問は、LGWANを経由した登記・供託オンライン申請システムの利用に伴い、個人情報を電算処理することとなるため、これに対応するものです。</p>	
2 電算処理する個人情報の項目	<p>登記の目的、登記原因、権利者、義務者、添付情報、嘱託年月日、嘱託先登記所、嘱託者、代位者、代位原因、課税価格、登録免許税、不動産物件表示、関係図書PDFデータ、申請項目、供託者、被供託者、供託の原因、供託金額、連絡先、法令案項</p>	
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	

諮問第489号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	登記・供託オンライン申請システムの利用に伴う電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成27年8月28日	実施機関
審議者	上下水道事業管理者	
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>これまで、登記・供託オンライン申請システムについては、インターネット回線を経由する必要がある、十分なセキュリティの確保が難しいことから、その利用を見送ってきました。しかし、平成25年4月から、インターネット回線を経由せずに、総合行政ネットワーク（LGWAN）及び政府共通ネットワーク（政府共通NW）を経由して利用することが可能となりました。これを受けて、本市においても、登記・供託等の事務の迅速化及び効率化を図るため、LGWANを経由した登記・供託オンライン申請システムを利用することとします。これにより、法務局が閉庁する午後5時15分以降も午後9時までの嘱託が可能となることで、翌日の受付順位が優先され、また、遠隔地であってもスムーズな嘱託が可能となります。</p> <p>本諮問は、LGWANを経由した登記・供託オンライン申請システムの利用に伴い、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織とのLGWAN回線による結合が必要となることに対応するものです。</p>	
2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目	<p>登記の目的、登記原因、権利者、義務者、添付情報、嘱託年月日、嘱託先登記所、嘱託者、代位者、代位原因、課税価格、登録免許税、不動産物件表示、関係図書PDFデータ、申請項目、供託者、被供託者、供託の原因、供託金額、連絡先、法令案項</p>	
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	

諮問第490号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	地域活性化支援センターイベント申込システムの更新に伴う個人情報の電算処理項目の追加について		
審議日	平成27年8月28日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市地域活性化支援センターでは、セミナー等の主催イベントへの参加をセンターのホームページで申し込むことができるよう、イベント申込システムを設置して、同システムにおける個人情報の電算処理については、平成17年11月29日付け諮問第200号により貴審議会に諮問し、異論のない旨、既に答申を得ているところです。</p> <p>しかし、同システムは、経年によりサポートの切れたソフトウェアを使用しており、脆弱性に対しプログラムが発表されず、対策ができない状況です。</p> <p>そこで、同システムを更新することとし、スマートフォンからの申込みも可能にするとともに、申込者の業種などを事業の参考とするため、個人情報の電算処理項目の追加を行うものです。</p>		
2 追加して電算処理する個人情報の項目	<p>氏名、住所、電子メールアドレス、配信希望の有無、年齢、性別、電話番号、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号、一時保育用の要否、対象児の年齢、対象児の氏名、郵便番号、FAX番号、業種、役職、自社サイトURL、セミナー開催を知ったきっかけ</p>		
3 個人情報保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問第491号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	地域活性化支援センターイベント申込システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成27年8月28日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市地域活性化支援センターでは、セミナー等の主催イベントへの参加をセンターのホームページで申し込むことができるよう、イベント申込システムを設置しています。</p> <p>しかし、同システムは、経年によりサポートの切れたソフトウェアを使用しており、脆弱性に対しプログラムが発表されず、対策ができない状況です。</p> <p>そこで、同システムを更新することとし、セキュリティ対応能力の向上および運営維持コストの軽減のため、庁内設置型（※1）からデータセンター利用型（※2）に切り替えるものです。</p> <p>※1：庁内設置型 ⇒ サーバを庁内のサーバ室に設置してシステムを運用する方式。 ※2：データセンター利用型 ⇒ サーバを事業者が運営するデータセンター内に設置してシステムを運用する方式。物理的なデータの保管場所はデータセンター内となる。</p>		
2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目	<p>氏名、住所、電子メールアドレス、配信希望の有無、年齢、性別、電話番号、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号、一時保育用の要否、対象児の年齢、対象児の氏名、郵便番号、FAX番号、業種、役職、自社サイトURL、セミナー開催を知ったきっかけ</p>		
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付業務に係る個人情報の伝送項目の追加について	
審議日	平成27年8月28日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、平成25年10月から、住民票の写し、印鑑登録証明書及び市・府民税課税証明書について、住民基本台帳カードによる個人認証を行った上で、コンビニエンスストアのキオスク端末から発行するサービス（以下「コンビニ交付サービス」といいます。）を行っています。</p> <p>コンビニ交付サービスに係る電子計算組織の通信回線による結合については、平成25年2月19日付け諮問第415号により貴審議会に諮問し、諮問のとおりで異論のない旨、既に答申を得ています。</p> <p>平成28年1月に社会保険・税番号制度が開始されることに伴い、従来の住民基本台帳カードに加えて、新たに個人番号カードでも個人認証を行うことが可能となることから、個人番号カードによる本サービスの利用を予定しています。これに併せて、本市では、個人番号カードによる市民の利便性の向上を図るため、既存のコンビニ交付サービスを拡充し、戸籍証明書（戸籍全部・個人事項証明書及び戸籍附票の写し）の交付を行えるよう、システムの構築を行うものです。</p>	
2 追加して伝送する個人情報の項目	<p>登録番号、入籍日、除籍日、氏名、生年月日、現在戸籍、従前戸籍、配偶者区分、父・母の氏名、続柄、養父・養母の氏名、養父母との続柄、身分事項、戸籍番号、戸籍事項、編製日、本籍、筆頭者、名、住所、住定日、生年月日</p>	
3 接続先	<p>地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の広域交付サーバ ※個人認証を行うため、同サーバと公的個人認証サービスシステム（JPKI システム）は接続しています が、本市の電子計算組織と直接接続するものではありません。</p>	
4 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	
5 稼働時期（予定）	<p>平成28年2月から。</p>	

諮問事項	個人番号カード交付予約受付事務に係る個人情報の電算処理について	
審議日	平成27年8月28日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成28年1月より、全国で一斉に個人番号カードの交付が始まります。</p> <p>個人番号カードについては、その交付申請の受付と作成の事務を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が、交付の事務を市区町村が担う形で行われますが、交付開始当初は、窓口の大変な混雑が予想されます。</p> <p>そこで、枚方市では、民間事業者の提供する個人番号カード交付予約サービスを利用することにより、窓口の混雑の緩和を図るとともに、カードの交付滞りや交付遅延の防止を期することとしました。</p> <p>本諮問は、同サービスを利用することにより、個人番号カードの交付申請者の個人情報電算処理することとなることに対応するものです。</p>	
2 個人番号カードの交付申請から交付までの流れ	<p>別紙のとおり。【別紙省略】</p>	
3 電算処理する個人情報の項目	<p>予約システムにおける予約番号、月日、氏名、交付希望日時、交付希望場所、Eメールアドレス、予約日時、交付通知書を識別する番号、カードの状態、予約番号と整理番号の対応テーブルにおける予約番号、整理番号</p>	
4 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	

諮問第494号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	個人番号カード交付予約受付事務における電子計算組織の通信回線による結合について
審議日	平成27年8月28日
実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成28年1月より、全国で一斉に個人番号カードの交付が始まります。</p> <p>個人番号カードについては、その交付申請の受付と作成の事務を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が担い、その交付の事務を市区町村が担う形で行われますが、交付開始当初は、窓口の大変な混雑が予想されます。</p> <p>そこで、枚方市では、民間事業者の提供する個人番号カード交付予約サービスを利用することにより、窓口の混雑の緩和を図るとともに、カードの交付遅れや交付遅延の防止を期することとしました。</p> <p>サービスのシステム形態については、短期の利用となることから、多額の導入費用が必要となるサーバ導入型（※1）ではなく、ASP型（※2）とします。</p> <p>本諮問は、同サービスを利用することにより、個人情報処理に当たって、市の電子計算組織とサービス提供事業者の電子計算組織を通信回線により結合することとなることに対応するものです。</p> <p>※1：サーバ導入型 ⇒ 自前のサーバを利用してシステムを運用する方式、データは自前のサーバに記録される。</p> <p>※2：ASP型 ⇒ 自前のサーバを持たず、事業者がインターネットを通じて提供するアプリケーションを利用してシステムを運用する方式、データは当該事業者管理のデータセンターに設置される外部サーバに記録される。</p>
2 通信回線により伝送する個人情報の項目	<p>予約システムにおける予約番号、月日、氏名、交付希望日時、交付希望場所、Eメールアドレス、予約日時、交付通知書を識別する番号、カードの状態</p>
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>

諮問第495号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業における電子計算組織の通信回線による結合について
審議日	平成27年8月28日
実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>大阪府国民健康保険団体連合会は、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業（一定額以上の医療費について都道府県内の全市町村の拠出により共同で負担し、市町村間の保険料を平準化し、財政の安定化を図る事業）を担っており、毎年度、各市町村に対して、各市町村の保険料を平準化するための交付金を算定し、交付することとなっています。</p> <p>今般、国民健康保険法の一部改正に伴い、当該事業について、平成27年4月1日から対象額が拡大され、全ての医療費を対象として実施されることとなりました。</p> <p>それに伴い、本市において給付を行った療養費が、新たにその対象となることから、療養費の支給実績を大阪府国民健康保険団体連合会に報告する必要があるとあります。</p> <p>本諮問は、療養費支給実績データを送信するにあたり、本市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線により結合する必要があることに対応するものです。</p>
2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目	<p>データ区分、保険者番号、被保険者証番号、個人番号、診療年月、本家入外、支給年月日、療養費種別、点数表、診療日数、費用額、一部負担金、保険者負担額、レセプト全国共通キー、支給決定年月日、保険制度（保険種別①）、保険種別（保険種別②）、給付割合、海外療養費区分</p>
3 接続先	<p>大阪府国民健康保険団体連合会</p>
4 個人情報の保護体制	<p>情報システムにかかわる個人情報保護基準のとおり。</p>

諮問事項	個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書の第三者点検について	
審議日	平成27年8月28日	実施機関 市長
答申	実施手続が指針に適合するとともに、その内容はPIAの目的等に照らして妥当であると認められる。	
1 目的	<p>本市では、平成28年1月以降、個人住民税事務において法第2条第9項の特定個人情報ファイルを保有することとしています。</p> <p>地方自治体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するときは、法第27条第1項の規定に基づき、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を評価した結果を記載した評価書を公示し、広く市民の意見を求める（以下「意見公募」といいます。）とともに、規則第7条第4項の規定に基づき、得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関の意見を聴くものとされています。</p> <p>以上の手続きに則り、本市では、個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護評価書を作成するとともに、意見公募を完了しましたので、当該評価書について、①適合性及び②妥当性の2つの観点から点検されるよう求めます。</p> <p>①特定個人情報保護指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているかどうか。 ②特定個人情報保護評価の内容が、特定個人情報保護指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるかどうか。</p>	
2	<p>特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴く評価書 別添のとおり。【別紙省略】</p>	
3	<p>関係規定の条文 別紙のとおり。【別紙省略】</p>	

諮問事項	学校圏メール配信システムに係る個人情報の電算処理項目の追加について	
審議日	平成27年11月25日	実施機関 教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>現在、枚方市立学校圏では、不審者の目撃情報や、インフルエンザによる学級閉鎖等の緊急情報、行事の予定変更などの情報を、より正確かつ迅速に保護者に提供できるよう、事前に登録した携帯電話やパソコンに電子メールで配信しており（以下「学校圏メール配信システム」という。）、この学校圏メール配信システムにおいて個人情報を電算処理することについては、既に平成17年2月28日付け諮問第180号により貴審議会に諮問し、異論はない旨の答申を得ています。</p> <p>平成28年度以降においては、さらなる児童生徒の登下校の安全確保を行うため、登下校時等に児童生徒の見守りを行っている方（見守り隊・交通専従員等）にも、情報の配信を行う予定をしています。</p> <p>本諮問は、学校圏メール配信システムにおいて、メール配信対象者を追加することに伴い、電算処理する個人情報の項目を追加するものです。</p>	
2	<p>追加して電算処理する個人情報の項目 登下校時等、児童生徒の見守りを行っている方（見守り隊、交通専従員等）の氏名及びメールアドレス</p>	
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムにかかわる個人情報保護基準のとおり。</p>	

諮問事項	学校園メール配信システムに係る個人情報の伝送項目の追加について	
審議日	平成27年11月25日	実施機関 教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>学校園メール配信事業（不審者の目撃情報や、インフルエンザによる学級閉鎖等の緊急情報、行事の予定変更などの情報を、より正確かつ迅速に保護者に提供できるよう、事前登録された携帯電話やパソコンに電子メールで配信）を実施するに当たり、本市の電子計算組織と民間事業者が管理するサーバーを通信回線により結合することについては、既に平成26年2月18日付け諮問第448号により貴審議会に諮問し、異論はない旨の答申を得ています。</p> <p>平成28年度以降においては、さらなる児童生徒の登下校の安全確保を行うため、登下校時等に児童生徒の見守りをしている方にも情報配信の対象を拡大することに伴い、本市の電子計算組織と民間事業者が管理するサーバーの電子計算組織との通信回線の結合による伝送項目を追加するものです。</p>	
2 追加して伝送する個人情報の項目	登下校時等、児童生徒の見守りをしている方（見守り隊、交通専従員等）の氏名及びメールアドレス	
3 個人情報の保護体制	情報システムにかかわる個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	中学校給食予約管理事務に係る個人情報の電算処理について	
審議日	平成27年11月25日	実施機関 教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、平成28年4月より、中学校給食を新たに開始します。</p> <p>中学校給食は、全員喫食の小学校給食とは異なり、「選択制ランチボックス方式」による給食となることから、事前予約が必要となります。</p> <p>こうした中で、利用者の利便向上や、予約管理等の事務を正確かつ迅速に行うため、「枚方市学校給食管理運営システム」を構築し、予約用WEBサイトの開設と、個人情報を含む予約情報の電算処理を行うものです。</p>	
2 電算処理する個人情報の項目	<p>中学校給食を喫食する者（枚方市立中学校の生徒、教職員）及び枚方市立小学校の6年生に係る以下の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・所属校名 ・学年 ・組 ・席番 ・利用者ID（利用者登録番号） ・利用者パスワード（暗証番号） ・牛乳飲用の有無 ・アレルギーの有無 ・生活保護受給状況 ・就学援助受給状況 ・学校給食費支払い状況 ・給食利用状況 <p>※枚方市立小学校の6年生についても、入学月からの中学校給食の予約を行うため、上記個人情報の登録及び処理を行います。</p>	
3 個人情報の保護体制	情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問第500号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	中学校給食予約管理事務における電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成27年11月25日	実施機関 教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、平成28年4月より、中学校給食を新たに開始します。 中学校給食は、全員喫食の小学校給食とは異なり、「選択制ランチボックス方式」による給食となることから、事前予約が必要となります。</p> <p>本諮問は、利用者の利便向上や、予約管理等の事務を正確かつ迅速に行うため、「牧方市学校給食管理運営システム」を構築することに伴い、民間事業者が管理するサーバと、市の電子計算組織をインターネット経由で結合させることに対応するものです。</p>	
2 通信回線と結合して処理する個人情報項目と情報処理の内容	<p>中学校給食を喫食する者（牧方市立中学校の生徒、教職員）及び牧方市立小学校の6年生に係る以下の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・所属校名 ・学年 ・組 ・席番 ・利用者ID（利用者登録番号） ・利用者パスワード（暗証番号） ・牛乳飲用の有無 ・アレルギーの有無 ・生活保護受給状況 ・就学援助受給状況 ・学校給食費支払い状況 ・給食利用状況 	
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	

諮問第501号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	市立図書館コンピュータシステムの更新に伴う個人情報の電算処理について	
審議日	平成27年11月25日	実施機関 教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>現在、市立図書館における蔵書管理、図書貸出、利用者管理等の業務については、市立図書館コンピュータシステムを導入し、電算化による処理の効率化を図っていますが、平成28年10月に、同システムを更新を予定しています。</p> <p>これに合わせて、市立小中学校の全ての学校図書館の蔵書情報を電算化して市立図書館コンピュータシステムに集約するとともに、同システムとのオンライン端末を各学校図書館に配置することにより、現在は紙ベースで行っている学校図書館における蔵書管理や図書貸出の業務を電算化することを検討しています。</p> <p>このことにより、学校図書館における蔵書管理や図書貸出業務が効率化されるとともに、児童、生徒ごとにデータベース化された読書記録に基づくよりきめ細やかな読書指導や、市立図書館図書の貸出予約を学校図書館で行うことが可能となり、児童生徒の読書力、学力の一層の向上を図る事ができるようになります。</p> <p>本諮問は、上記に伴い、市立図書館コンピュータシステムの更新前後で、同システムにおいて電算処理する個人情報の項目に異同が生ずることに対応するものです。</p>	
2 電算処理する個人情報の項目	<p>別紙のとおり。【別紙省略】</p>	
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムにかかわる個人情報保護基準のとおり。</p>	

諮問第502号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	実施機関
市立図書館コンピュータシステムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について	教育委員会
審議日	平成27年11月25日
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>本市では、現在、市立図書館コンピュータシステムを導入して、市立図書館業務の一部を電算化していますが、平成28年10月の同システム更新の際に、自前のサーバを利用する現在の形態から、パフォーマンスの向上とコストの低減を目的として、事業者が運営する庁外にあるデータセンターにデータを記録し、管理・運用する形態に改める予定です。</p> <p>本諮問は、上記図書館コンピュータシステムの更新に伴い、民間事業者が管理するサーバと、市の電子計算組織を結合させることに対応するものです。</p> <p>なお、システム更新に合わせて、学校図書館業務にも市立図書館コンピュータシステムを導入する予定であるため、通信回線と結合して処理する個人情報の項目には、学校図書館業務において処理するものが含まれます。</p>
2 通信回線と結合して処理する個人情報の項目	別紙のとおり。【別紙省略】
3 個人情報の保護体制	情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。

諮問第503号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	実施機関	病院事業管理者
ひらかた地域医療連携ネットワークにおける個人情報保護の通信回線による結合について	平成27年11月25日	
審議日	平成27年11月25日	
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>現在、本市では、市民の健康増進や地域医療の更なる充実を図ることを目的に、先進医療提供のための連携事業として、市内にある基幹病院間で、患者の診療情報を開示、共有するためのネットワークである、ひらかた地域医療連携ネットワークの構築に向けた取り組みを進めています。</p> <p>ひらかた地域医療連携ネットワークとは、これに参加する病院間で、その保有する電子カルテ情報を、患者本人の同意を得た上で、システムを通じて参照できるようにするもので、このようにすることで、かかりつけ医が、その患者が他の病院で受けた診療の内容を正確かつ円滑に把握することができるようになり、かかりつけ医によるよりきめ細やかな診療を可能とするものです。</p> <p>本諮問は、ひらかた地域医療連携ネットワークを構築し、これに参加することにより、ひらかた地域医療連携ネットワークシステムの提供事業者の電子計算組織と、市の電子計算組織のうち、市立ひらかた病院の電子計算組織を通信回線により結合することとなることに対応するものです。</p>	
2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目	患者基本属性情報、カルテ情報、文書情報、移動情報、オーダ情報、検査結果/レポートなど（ネットワーク運用開始以前の情報は対象外）。	
3 接続先	ひらかた地域医療連携ネットワークシステムの提供事業者。	
4 個人情報の保護体制	情報システムにかかわる個人情報保護基準のとおり。	

諮問第504号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	電子情報処理組織の取扱いに適合しない戸籍のイメージ取り込みによる電子データ化における個人情報の電算処理項目の追加について		
審議日	平成27年11月25日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>戸籍事務の電算処理については、平成15年11月26日付け諮問第137号により貴審議会に諮問し、諮問のとおりで異論のない旨、答申を得ており、平成17年2月26日から行っているところですが、その際、それまで紙の戸籍に記載されていたものと同一の字体では電子データ化することができない文字がその氏名等に含まれる方のうち、電子データ化が可能な字体への置き換えを希望されなかった方の戸籍（以下「未改製戸籍」といいます。）については、国からの通達に基づき、電子データ化を行わず、現在も引き続き紙による管理を行っています。</p> <p>しかし、平成26年7月に国から新たな見解が示され、未改製戸籍について、電子データ化の上、当該データを正本として扱ってもよいとされました。</p> <p>電子データ化した正本があれば、法務省が設置した戸籍副本データ管理センターにデータを送信することができようになり、災害等による滅失のおそれの大幅な軽減と、記載、検索、証明発行等の戸籍事務の効率化と適正化を図ることができるようになります。</p> <p>本諮問は、未改製戸籍を電子データ化することに伴い、個人情報を追加して電算処理を行うこととなることに対応するものです。</p>		
2	追加して電算処理する個人情報の項目 未改製戸籍に係る戸籍の情報、附票の情報		
3	個人情報の保護体制 情報システムにかかわる個人情報保護基準のとおり。		

諮問第505号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	管轄法務局への戸籍副本等の送付事務に係る個人情報の伝送項目の追加について		
審議日	平成27年11月25日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>管轄法務局への戸籍副本等の送付事務（正本が電子データである戸籍）について、その複製を法務省が設置した戸籍副本データ管理センターに送信、保管することにより、災害による戸籍の滅失を防止するもの）における電子計算組織の通信回線による結合については、既に平成25年2月19日付け諮問第416号により貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。</p> <p>今般、従来はその正本を電子データ化することができなかつた戸籍（以下「未改製戸籍」といいます。）について、新たに電子データ化することができるようになり、このことに伴って、戸籍副本データ管理センターに送信する情報の項目に、新たに「未改製戸籍のイメージデータ」が加わることになりました。</p> <p>本諮問は、未改製戸籍のイメージデータをL2WAN回線を通じて、戸籍副本データ管理センターに新たに送信することとなることに対応するものです。</p>		
2	追加して伝送する個人情報の項目 未改製戸籍に係る戸籍の情報、附票の情報		
3	接続先 法務省（戸籍副本データ管理センター） （別添資料「戸籍副本等の送付事務における個人情報の流れ」を参照）【別紙省略】		
4	個人情報の保護体制 情報システムにかかわる個人情報保護基準のとおり。		

(特) 条例第14条第1項 (電子計算組織による個人情報記録)の規定による諮問

諮問事項	社会保障・税番号制度における情報連携を行うためのシステムに係る特定個人情報の電算処理について	実施機関	市長
審議日	平成27年11月25日		
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>社会保障・税番号制度においては、個人番号、いわゆるマイナンバーが付番され、市内部や市以外のものとの間で、個人に関する税情報や社会保障給付の受給情報等をやり取りする(以下「情報連携」といいます。)こととなりますが、情報連携を円滑かつ適正に行うためには、それらの特定個人情報を保有する各業務システム相互の連携が確保されている必要があります。</p> <p>このことに対応するため、まず、マイナンバーに加え、行政手続における最も基礎的な情報である住基情報を保有する住基システムと、市の他の業務システムとの連携基盤である統合DBシステムにおける電算処理項目に、マイナンバーを追加します。</p> <p>また、市以外のものとの情報連携に対応するため、国が構築した情報提供ネットワークシステムと市のシステムを仲介する中間サーバー、及び市内の宛名情報の集約や各業務システムと中間サーバーを仲介する連携機能を備えた団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)を導入します。</p> <p>これらのシステムを整備することにより、社会保障・税番号制度における情報連携を実現するものです。</p>		
2 電算処理する特定個人情報の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・統合DBシステム(平成23年2月22日付け諮問第319号により諮問済) <ul style="list-style-type: none"> ⇒「マイナンバー」を追加 ・中間サーバー ⇒「団体内統合宛名番号」「符号」「情報連携情報(※)」 ・団体内統合宛名システム <ul style="list-style-type: none"> ⇒「マイナンバー」「氏名、住所、生年月日、性別」「団体内統合宛名番号」「情報連携情報(※)」 <p>※情報連携情報:情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができる情報として国が示した「特定個人情報データ標準レイアウト」に列挙されている情報。</p>		
3 特定個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

(特) 条例第14条第1項 (電子計算組織による個人情報記録)の規定による諮問

諮問事項	税総合システムの再構築に伴う特定個人情報の電算処理について	実施機関	市長
審議日	平成27年11月25日		
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、平成12年4月に税総合オンラインシステムを導入(平成11年11月1日付け諮問第23号により貴審議会に諮問済。)し、以来、税に関する業務全般の処理に活用しています。</p> <p>しかし、同システムの稼働から既に15年が経過し、度重なる制度改正に対応したことによるシステムの複雑化や、多様化する他業務との情報連携への対応の困難化など、現行システムのままでは、効率的な運用が困難な状況となっております。</p> <p>そこで今般、制度改正に伴うシステム改修や、他業務との情報連携を効率的かつ柔軟に行えるようにすることにより、システムの運用費用を削減するとともに、事務処理の効率化を図るため、オープン化された標準的なパッケージシステムを新たに導入することとしました。</p> <p>本諮問は、新システムと従来システムとの間で、電算処理する特定個人情報の項目に異同があることに対応するものです。</p>		
2 電算処理する特定個人情報の項目	<p>別表のとおり。【別紙省略】</p>		
3 特定個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	枚方市立やすらぎの杜（枚方市立火葬場）の更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について	実施機関	市長
審議日	平成28年2月24日		
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、枚方市立やすらぎの杜（枚方市立火葬場）では、予約管理システム・場内案内システム・火葬戸運転管理システムからなる総合管理システムを導入し、施設の予約、火葬の進行状況の管理、場内での案内表示・放送や各種帳票の作成等を行っています。（同システムにおいて個人情報等を電算処理することについては、平成19年11月22日付け諮問第258号により貴審議会に諮問し、諮問のとおりで異論のない旨、既に答申を得ています。）</p> <p>同システムのサーバーについては、現在、庁内及びやすらぎの杜に設置していますが、パフォーマンスの向上とコストの低減を目的として、庁内に設置しているサーバーについて、事業者が運営する庁外にあるデータセンターにデータを記録し、管理・運用する形態への変更を予定しています。</p> <p>このことに伴い、民間事業者が管理するサーバーと、市の電子計算組織を結合する必要があるため、本諮問により対応するものです。</p>		
2 通信回線と結合して処理する個人情報の項目	<p>火葬、待合室、霊安室、多目的室、案内表示、案内放送、火葬許可証発行日、火葬許可証番号、死亡者の本籍、父の本籍、母の本籍、死亡者の住所、父母の氏名、父の氏名、母の氏名、性別、死亡者の生年月日、妊娠週数、死因、死亡年月日時、分べん年月日、死亡の場所、死産の場所、区分、人工臓器、申請者の住所、申請者の氏名、続柄、電話番号、葬儀形式、宗家名、戒免申請、骨箱、葬儀社名、備考</p>		
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	道路及び道路附属施設に関する要望、苦情等処理事務に係る個人情報の電算処理について	実施機関	市長
審議日	平成28年2月24日		
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、現在、市民等から受け付け付けた道路及び道路附属施設に関する要望、苦情等（以下「要望苦情等」といいます。）の事務を処理するにあたり、要望苦情等の内容やその処理に向けた情報等紙ベースで記録、管理を行っています。</p> <p>これらの要望苦情等の受付から処理までの事務を電算処理化することにより、円滑かつ効率的な事務を執行するとともに、迅速な対応や事故の未然防止をはかり、また発生件数、内容についての統計処理等を行うことで、道路に関する要望苦情等の適正な処理に資するものです。</p>		
2 電算処理する個人情報の項目	<p>要望苦情等を行った者の氏名、住所及び電話番号並びに要望苦情等の受付日、内容、場所、処理内容及び処理日</p> <p>※下線をつけた項目は、条例第14条第2項に該当する可能性のある項目</p>		
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問第510号

条例第7条第2項 (収集等の一般的制限) ただし書の規定による諮問

諮問事項	年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給事務に係る個人情報の特例について
審議日	平成28年2月24日
実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>年金生活者等支援臨時福祉給付金は、景気回復や賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者（65歳以上）や年金受給者（障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者を行います。）に対する措置として、支給対象者1名につき、3万円を支給するものです。</p> <p>DV被害者や、虐待等から避難するために施設に入所されている障害者、高齢者、児童等（以下「施設入所者」といいます。）が支給対象となっており、給付金については、確実に本人に支給する必要があります。</p> <p>本諮問は、このことに適切に対応するため、給付金の支給事務において、社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の収集等を行う必要があることに対応するものです。</p>
2 社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目（詳細は別表参照）【別紙省略】	<p>①大阪府から収集 DV被害者関連情報、施設入所者関連情報 ②本人から直接収集 DV被害者関連情報</p>

諮問第511号

条例第8条第2項第5号 (収集方法の制限) の規定による諮問

諮問事項	年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給事務に係る個人情報の特例の本人以外のものからの収集について
審議日	平成28年2月24日
実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>年金生活者等支援臨時福祉給付金は、景気回復や賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者（65歳以上）や年金受給者（障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者を行います。）に対する措置として、支給対象者1名につき、3万円を支給するものです。</p> <p>年金受給者の情報は、日本年金機構が保有しています。</p> <p>本諮問は、給付金の支給事務において、支給対象者を確定するに当たり、年金受給者の情報を、日本年金機構から収集する必要があることに対応するものです。</p>
2 本人以外のものから収集する個人情報の項目	年金受給者の氏名、住所、性別及び生年月日
3 個人情報を収集する相手先	日本年金機構

諮問事項	年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給事務に係る個人情報の電算処理について	
審議日	平成28年2月24日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>年金生活者等支援臨時福祉給付金は、景気回復や賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者（65歳以上）や年金受給者（障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者をいいます。）に対する措置として、支給対象者1名につき、3万円を支給するものです。</p> <p>給付金の給付事務においては、支給対象者等の情報を円滑かつ適正に処理する必要がありますが、処理すべき情報は膨大であり、電算処理が不可欠です。</p> <p>本諮問は、給付金の給付事務において、個人情報を電算処理する必要があることに対応するものです。</p>	
2 電算処理する個人情報の項目	<p>住民基本台帳情報、市民税情報、生活保護受給者情報、障害基礎年金受給者情報、遺族基礎年金受給者情報、DV被害者に係る被害者情報・申出同伴者情報、施設入所者に係る入所者情報・保護者情報・通信欄・措置自治体情報・住民票所在自治体情報・施設所在自治体情報</p>	
3 個人情報保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	

諮問事項	屋外広告物等に関する事務に係る個人情報の電算処理項目の追加について	
審議日	平成28年2月24日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では平成25年1月に大阪府から屋外広告物の表示の許可や是正指導等に関する事務の移譲を受け、それらの事務を効率的に処理するため、屋外広告物管理システムを導入しました。（同システムにおいて個人情報電算処理することについては、平成24年5月29日付け諮問第376号により貴審議会に諮問し、諮問のとおりで異論のない旨、既に答申を得ています。）</p> <p>その後、中核市移行に伴い、新たに屋外広告物の登録や指導等に関する事務が、大阪府から本市に移譲されました。また、来年度には、本市の実情により適合するよう、屋外広告物の表示の許可や制限等の基準を見直すとともに、事前協議等の新たな手続きの追加を予定しています。</p> <p>これらのごとを受けて、現行の屋外広告物管理システムの一部を改修し、機能の拡充を行います。このことに伴い、電算処理する個人情報の項目を追加する必要があるため、本諮問により対応するものです。</p>	
2 追加して電算処理する個人情報の項目	<p>色彩、地域区分、郵便番号、住所、施設名称、納付年月日、起案年月日、事前協議完了日、基準等の改正の施行日、経過措置の期間、抵触する事項、経過措置の期間延長を必要とする理由、手続種別（新規・変更・継続等）、道路占用許可満了日、事前協議時指導事項、事前協議結果、事務処理担当者、継続通知の要否、継続（再）通知日、許可条件、商号、氏名（法人等の団体にあつては代表者の氏名）、郵便番号、住所又は所在地、電話番号、業務内容、役員の氏名、法定代理人の住所、（法定代理人が法人の場合は）役員の氏名、営業所名、郵便番号、住所又は所在地、電話番号、業務主任者氏名、業務主任者の資格名称、資格番号、処分の根拠となる条例の根拠、処分の内容、処分の原因となった事実、その他参考となる事項、受付年月日、登録（届出）年月日、有効期限（目）、有効期限（年）、処分年月日、変更年月日、変更に係る事項、廃業等年月日、廃業等事由、手続種別（登録・特例届出・変更届出等）、添付図画像データ（申請書（届出書）・誓約書・略歴書・業務主任者の資格を証明する書類等）</p>	
3 個人情報保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	

諮問事項	総合文化施設整備における寄附收受事務に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年2月24日	実施機	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>総合文化施設の整備を進めるため、平成28年4月から寄附を募ることとしています。寄附者については、寄附の累計金額に応じて総合文化施設内にネームプレートを表示し、顕彰を行うことを予定しています。</p> <p>このことから、寄附者ごとに寄附の累計金額を把握することが必要であり、寄附者ごに係る情報を電算処理することで、事務の効率化を図るものです。</p>		
2	<p>電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目 寄附者の氏名、住所及び電話番号、寄附年月日並びに寄附金額</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	統合型地理情報システムの更新に伴う個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年2月24日	実施機	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、平成18年度より統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」といいます。）を導入し、民間事業者が作成した地図情報データに、各課が作成する道路台帳図や航空写真、地図等の業務情報データを付加して全庁的に共有し、業務において活用しています。</p> <p>今後、リース期間満了によるサーバーの更新に伴い、従来の地図情報データを、市が作成する住居表示台帳図データに置き換えるとともに、住民基本台帳データを新たに取り込むことで、地図上で住民基本台帳情報を利用できるようにします。</p> <p>このことにより、地理情報や居住情報をより正確かつ迅速に更新することが可能となることや、災害発生時における市民の居宅の把握や救援物資の配給、高齢者に対する訪問・巡回サービスの実施や保育所入所業務における保育所の通所範囲の把握等に活用することが期待されます。</p> <p>また、統合型GISのデータについて、各課の端末から直接更新を行うことができません。</p> <p>本諮問は、更新後の統合型GISにおいて、個人情報を電算処理することになることに対応するものです。</p>		
2	<p>電算処理する個人情報の項目 学校園距離等に関する情報、ごみ収集等に関する情報、ごみ処理等に関する情報、墓地管理・不法投棄・路上喫煙等に関する情報、地下水汚染・騒音・臭気調査等に関する情報、衛生等に関する情報、産業廃棄物管理等に関する情報、し尿処理等に関する情報、学校区等に関する情報、給食調理場等に関する情報、学校園等に関する情報、健康行政等に関する情報、医療機関等に関する情報、施設・業者管理等に関する情報、調査区域等に関する情報、財産区管理等に関する情報、市有財産等に関する情報、調査・徴収等に関する情報、家屋区・路線価図・境界面図等、工事業者管理等に関する情報、保育所・幼稚園等に関する情報、防災・防犯等に関する情報、住基・住居表示等に関する情報、文化財等に関する情報、汚水・雨水管理等に関する情報、施設管理等に関する情報、整備範囲等に関する情報、水道管理等に関する情報、浄水設備等に関する情報、工事等に関する情報、相談業務等に関する情報、投票所等に関する情報、システム管理等に関する情報、調査管理等に関する情報、市内小売店舗・商店等に関する情報、事業所等に関する情報、農地・圃場管理等に関する情報、文化観光施設等に関する情報、図書館等に関する情報、宅地造成等に関する情報、耐震診断管理等に関する情報、都市計画等に関する情報、交通対策等に関する情報、公園管理等に関する情報、道路・橋梁等に関する情報、市道管理等に関する情報、道路整備調査等に関する情報、補修管理等に関する情報、里山管理等に関する情報、農地管理等に関する情報、担当地区等に関する情報、医療機関等に関する情報、委嘱獣医等に関する情報、薬局・店舗・医療機器等に関する情報</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	統合型地理情報システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成28年2月24日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
<p>1 目的 本市では、平成18年度より統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」といいます。）を導入し、民間事業者が作成した地図情報データに、各課が作成する道路台帳図や航空写真、地番図等の業務情報データを付加して全庁的に共有し、業務において活用しています。</p> <p>今後、リース期間満了によるサーバの更新に伴い、従来の地図情報データを、市が作成する住居表示台帳図データに置き換えるとともに、住民基本台帳データを新たに取り込むことで、地図上で住民基本台帳情報を利用できるようになります。</p> <p>このことにより、地理情報や居住情報をより正確かつ迅速に更新することが可能となることや、災害発生時における市民の居宅の把握や救援物資の配給、高齢者に対する訪問・巡回サービスの実施や保育所入所業務における保育所への通所範囲の把握等に活用することが期待されます。</p> <p>また、統合型GISのデータについては、災害情報GISや各課業務GISとデータ連携を行ったり、各課の端末から参照や利用、更新を行うことができます。</p> <p>加えて、統合型GISのサーバは庁内に設置していますが、今回サーバの更新を行うに伴い、システム障害に対する脆弱性の低減、システム障害時における迅速な対応、災害対策、情報セキュリティの強化を目的として、クラウド型システムで管理・運用する形態に変更します。</p> <p>本諮問は、統合型GISの更新に伴い、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織をLGWAN回線により結合させることに対応するものです。</p>	<p>2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報項目 学校図距離等に関する情報、ごみ収集等に関する情報、ごみ処理等に関する情報、墓地管理・不法投棄・路上喫煙等に関する情報、地下水汚染・騒音・異臭調査等に関する情報、植生等に関する情報、産業廃棄物管理等に関する情報、し尿処理等に関する情報、学校区等に関する情報、給食調理場等に関する情報、学校園等に関する情報、健康行政等に関する情報、医療機関等に関する情報、施設・業者管理等に関する情報、調査区域等に関する情報、財産区管理等に関する情報、市有財産等に関する情報、調査・徴収等に関する情報、家屋図・路線図・筆界図等、工事業者管理等に関する情報、保育所・幼稚園等に関する情報、防災・防犯等に関する情報、住基・住居表示等に関する情報、文化財等に関する情報、汚水・雨水管理等に関する情報、施設管理等に関する情報、整備計画等に関する情報、水道管理等に関する情報、浄水設備等に関する情報、工事等に関する情報、相談業務等に関する情報、投票所等に関する情報、システム管理等に関する情報、調査管理等に関する情報、市内小売店舗・商店等に関する情報、事業所等に関する情報、農地・圃場管理等に関する情報、文化観光施設等に関する情報、図書館等に関する情報、宅地造成等に関する情報、耐震診断管理等に関する情報、都市計画等に関する情報、交通対策等に関する情報、公園管理等に関する情報、道路・橋梁等に関する情報、市道管理等に関する情報、道路整備調査等に関する情報、補修管理等に関する情報、里山管理等に関する情報、農地管理等に関する情報、担当地区等に関する情報、医療機関等に関する情報、委託施設等に関する情報、薬局・店舗・医療機器等に関する情報</p> <p>3 個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

情報システムに係る個人情報保護基準

◎ 情報セキュリティ対策

情報資産を脅威から保護するため、次に定める情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・盗難等から保護するために施設整備等の物理的な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定めるとともに、全ての職員等に情報セキュリティポリシーを周知徹底するための教育を実施する等、必要な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策ソフト導入等の技術面における対策を講ずる。

(4) 運用

外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずる。

◎ 物理的セキュリティ対策

(1) サーバ等の管理

① サーバ等の機器の取付けを行う場合は、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

② サーバ室から外部に通ずるドアは必要最小限にし、施錠設備等によって許可されていない立ち入りを防止しなければならない。また、施錠設備に関連する鍵、ICカード等は適正に管理しなければならない。

(2) 記録媒体の管理

記録媒体は、サーバ室又は施錠可能な保管庫に保管するなどの盗難防止対策を講じなければならない。

(3) その他の機器の管理

① 端末機は盗難防止のため、ワイヤーによる固定等の物理的措置を講じなければならない。

② 端末機は盗難や不正アクセス等に備え、ログインパスワードの入力を必要とするように設定しなければならない。

③ ネットワーク機器及びその他の機器については、不可抗力による損傷、破損、または意図的な情報の傍受等を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(4) 機器の修理・廃棄等

① 記録媒体を内蔵する機器を外部の事業者修理させる場合、内容を消去した状態で行わせなければならない。内容を消去できない場合は、修理を委託する事業者との間で、守秘義務契約を締結する等、秘密保持体制の確認などを行わなければならない。

② 機器の廃棄等の場合は、機器内部の記憶装置から、すべての情報を消去の上、復元不可能な状態

にする措置を講じなければならない。

◎ 人的セキュリティ対策

(1) ICカード等の取扱い

- ① 認証に用いる IC カード等を、職員等間で共有してはならない。
- ② 退席時または業務上必要のない場合等は、IC カード等をカードリーダー等から抜いておかなければならない。

(2) ID の取扱い

- ① 自己が利用している ID は、他人に利用させてはならない。
- ② 共用 ID を利用する場合は、共用 ID の利用者以外に利用させてはならない。
- ③ ID には必ずパスワードを設定し、他人に使用させてはならない。
- ④ 職員等は、パスワードが流出し、他人が不正使用した場合であっても、被害を最小限に抑えるため、システムごとに異なったパスワードを設定しなければならない。
- ⑤ システムを導入する場合には、システム利用者が 8 桁以上のパスワード設定を必要とするようシステム設計しなければならない。

◎ 技術的セキュリティ対策

(1) バックアップの実施

サーバ等に記録された情報について、必要に応じて定期的にバックアップを実施しなければならない。

(2) ネットワークの接続制御

不正アクセスを防止するため、ネットワークに適切なアクセス制御を施さなければならない。

(3) アクセス管理

システムの各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。

(4) 無線 LAN・広域無線通信の利用制限

- ① 情報セキュリティ責任者（総務部長）が認めた場合を除き、無線 LAN を利用してはならない。
- ② 情報セキュリティ責任者（総務部長）は、災害時の場合を除き広域無線通信の利用を認めない。
- ③ 無線 LAN 及び広域無線通信の利用を認める場合、解読が困難な暗号化等の必要な措置を義務付けなければならない。

(5) アクセス制御

ネットワーク又は情報システムごとにアクセスする権限のない職員等がアクセスできないように、システム上制限しなければならない。

(6) 利用者 ID の取扱い

利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職に伴う利用者 ID の取扱い等の方法を定めなければならない。

(7) 特権を付与された ID の管理

- ① 管理者権限等の特権を付与された ID を利用する者を必要最小限にし、当該 ID のパスワードの漏

えい等が発生しないよう、当該 ID 及びパスワードを厳重に管理しなければならない。

- ② 特権を付与された ID にて外部委託事業者が作業を行う場合は、職員等の立会いにより、作業内容の確認を行わなければならない。
- ③ 特権を付与された ID 及びパスワードについては、定期的な変更または入力回数制限等により、特にセキュリティ機能を強化しなければならない。

(8) パスワードに関する情報の管理

- ① 職員等のパスワードに関する情報を厳重に管理しなければならない。各情報システムにおいて、パスワード設定のセキュリティ強化機能がある場合は、これを有効に活用しなければならない。
- ② 特権によるネットワーク及び情報システムへの接続を必要最小限にしなければならない。

(9) システム開発・導入・保守等

- ① 情報システム開発、導入、保守等の調達にあたっては、調達仕様書に必要とする技術的なセキュリティ機能を明記しなければならない。
- ② システム開発の責任者及び作業者が使用する ID を管理し、開発完了後、開発用 ID を削除しなければならない。
- ③ システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限を設定しなければならない。
- ④ システム開発及びテスト環境からシステム運用環境への移行について、システム開発計画の策定時に手順を明確にしなければならない。

(10) 不正プログラム対策

- ① 所管するサーバ等及び端末機等に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させなければならない。
- ② 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルを常に最新の状態に保たなければならない。

◎ 運用

(1) 外部委託

- ① 外部委託先の選定にあたり、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを確認しなければならない。
- ② ASP/クラウドによるシステムを利用する場合、委託事業者がサービス内容に応じた十分な情報セキュリティ対策を確保していることを確認しなければならない。
- ③ 情報システムの運用等を外部委託する場合には、委託する業務の内容に応じて、委託事業者との間で次の情報セキュリティ要件を規定した契約を締結しなければならない。
 - ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守
 - ・委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定
 - ・通信速度及び安定性、システムの信頼性等の品質保証
 - ・従業員に対するセキュリティ教育の実施
 - ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
 - ・業務上知りえた情報の守秘義務
 - ・再委託に関する制限事項の遵守
 - ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等

- ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
 - ・市による検査
 - ・市による監査
 - ・市による事故時等の公表
 - ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)
- ④ ASP／クラウドによるシステムを導入する場合は、委託契約項目に合わせて次の情報セキュリティ要件を規定した契約を締結しなければならない。
- ・本店所在地及びデータセンター、データバックアップ先が日本国内であること
 - ・データセンターは十分な情報セキュリティ対策、災害対策を確保していること
- ⑤ 個人情報を取扱う作業を委託する場合は、委託事業者に対し、必ず個人情報の保護に関する覚書を取り交わさなければならない。
- ⑥ 個人情報を取扱う業務を外部委託する場合は、委託事業者と個人情報の保護に関する覚書を締結する際に、委託事業者に対し、個人情報の具体的な取り扱いについて説明を行わなければならない。

<用語の定義>

- ・ 無線 LAN
電波等を利用してデータの送受信を行う構内通信網システム
- ・ 広域無線通信
電波等を利用してデータの送受信を行う、事業者が提供する広域向けの通信網システム
- ・ ASP／クラウド
庁外データセンター等でプログラムやデータベースを管理し、ネットワークを介してこれを利用する仕組みや概念。
- ・ データセンター
耐震性に優れた建物にシステムを収容して高速な通信回線を引き込み、空調設備や入退室管理、カメラによる監視等のセキュリティ対策を施した施設

情個審答申第49号

平成28年2月18日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 松 本 哲 治

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年8月26日付け市民第301号により諮問のあった非開示決定（平成27年6月25日付け市民第157号）に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった非開示決定において非開示とした情報のうち、本件交付申請の任に当たった従業員の氏名以外のものを開示すべきである。

第二 本件異議申立ての経過

1 開示の請求

平成27年6月11日、異議申立人は、枚方市個人情報保護条例（以下「条例」という。）16条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「自己登録情報、医療機関使用及び関連する内容情報（カルテ、診断書）各証明発行記録及び必要とされた法人、行政などへの発行提供その他民事に関する記録 ※上記などの手続記録一式」の写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

平成27年6月25日、実施機関は、本件請求に対応するもののうち、市民室所管分として、「住民票（除票）交付申請並びに誓約書（1件）」（以下「本件文書」という。）を特定の上、以下の理由に基づき、本件文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（非開示の理由）

条例16条2項4号に該当

本件住民票（除票）交付申請並びに誓約書は、開示することにより、当該交付申請を行った者の正当な利益を害すると認められるものであるため。

3 異議申立て

平成27年8月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法5条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

第三 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の開示の決定を求める。

第四 異議申立人の主張要旨

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関による自己情報の確認は、十分でない。

担当者の説明も十分でなく、内容は意味不明で、説明が説明になっていない。

担当者の対応は人ごとにばらばらで、まるで異議申立人を怒らせようとして意図的にそのようにしているかのような印象を受ける。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の非開示決定通知書、決定理由説明書及び口頭意見陳述を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書について

本件文書は、特定の第三者が、住民基本台帳法 12 条の 3 の規定に基づき、異議申立人の住民票の写しが必要である旨の申出を行うために実施機関に提出したものである。

同条の趣旨は、本人等のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者からの申出について、市町村長が、特定の住民に係る居住関係について確認することにつき相当な理由があると認める場合に、公証制度としての利用の目的の範囲内として、対象事項を限定した上で住民票の写し等の交付を認めるというものである。

本件文書には、本件文書により申出を行った者（以下「本件交付申請者」という。）が、同条 1 項 1 号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」に該当する者であることを疎明する種々の記載が含まれており、それらの内容に照らせば、本件交付申請者は、同号に該当する者であったことが認められる。

また、本件文書の全ての記載内容に照らして総合的に判断すれば、実施機関が、本件交付申請者に住民基本台帳法 12 条の 3 第 1 項の規定に基づき異議申立人の住民票の写しを交付したことは、正当な事務執行であった。

2 条例 16 条 2 項 4 号該当性について

本件文書には、異議申立人の住民票の写しの交付を必要とする旨の記載のほかに、本件文書による申出があったことを異議申立人に知らせないことを希望する旨の記載があった。

自らに関する情報を自らコントロールする権利を保障するという条例の趣旨に照らして考えれば、単にそのような記載があることのみをもって本件文書を非開示とすることは困難と考えられるが、これに加えて、本件文書に記載されている異議申立人の住民票を必要とする理由や、本件文書を開示することによって想定される具体的事態を合わせて考慮すれば、本件文書を開示することにより、本件交付申請者の正当な権利利益を害

するおそれがあると判断される。

これらのことから、本件文書は、条例16条2項4号にいう「開示することにより、本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの」に該当するものである。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

本件文書は、本件交付申請者が、異議申立人の住民票の写しの交付を申請する目的で、実施機関に郵送して提出した書類である。

本件文書には、事業者たる本件交付申請者の名称、所在地、電話番号、代表者氏名及び代表者印の印影、異議申立人の住所、氏名及び生年月日、交付申請の任に当たった従業員の氏名、実施機関の所管課の名称、市役所の所在地、日付、標題、管理番号、申請理由、交付を受けた住民票の写しを申請理由以外の目的で使用しない旨の誓約並びに実施機関が異議申立人を含む第三者に本件文書を開示することを拒否する旨の注記のほか、本件交付申請者が異議申立人との関係において住民基本台帳法12条の3第1項に規定する者に該当することを疎明するものとして本件文書に添付されていた契約書、記載事項証明及び社員証の写しその他の資料の名称の一覧が記載されている。

これらの記載内容のうち、申請理由については、具体的には、本件交付申請者と異議申立人との間で締結した契約に基づく債権の保全手続をとるに当たり、異議申立人の普通裁判籍を確認する必要があるため、となっている。

なお、添付されていた資料については、交付申請に応じて住民票の写しを郵送した際、同封して本件交付申請者に返却したため、実施機関は現に保有していないとのことであった。

2 条例16条2項4号該当性について

(1) 本件処分において条例16条2項4号の規定に基づき非開示とされたのは、本件文書に記録されている情報の全てである。

同号は「本人以外のものに関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの」を開示しないことができる」と定めており、実施機関によれば、本件における「本人以外のものの正当な権利利益」は、本件交付申請者が債権者として債権の保全手続をとる正当な権利がこれに当たるとのことである。

(2) 条例16条2項4号該当性の検討を行うに当たり、実施機関に対し、これまでに本

件請求に類似する請求が他にあったかどうかと、もしそのような請求があった場合、それらに対してどのような決定を行ってきたのかについて説明を求めた。そうしたところ、これまでも、事業者が債権の保全手続をとるために実施機関に提出した住民票の写し等の交付申請書について、その交付対象となった債務者から自己情報開示請求を受けた例は複数あったとのことで、そのような請求に対しては、交付申請の任に当たった従業員の氏名等や交付申請者の法人代表者印の印影等を非開示とし、交付申請者の名称や申請理由を含む残りの情報を開示とする決定を行うことが多かった、とのことであった。

ただ、本件文書には、異議申立人を含む第三者に本件文書が開示されることを拒否する旨の注記があり、実施機関によれば、このような注記のある交付申請書について自己情報開示請求を受けた例はこれまでなかったとのことである。

- (3) 実施機関は、本件処分の理由について、本件文書に注記があったことに加え、本件処分時点において、本件交付申請者による債権の保全手続がどの程度進捗していたか把握していなかったことと、本件文書を開示することで、たとえば異議申立人が住所を変更する等の事態が起こるかもしれないと考えたことを挙げている。

しかし、本件処分に当たって実施機関が考慮した内容のうち、注記があったこと以外の内容については、過去の類似請求についても本件請求と同様に該当し得たものであり、また、実施機関の想定した事態が起こる具体的な事情が異議申立人について特に認められたわけでもない。それにもかかわらず、本件処分と類似請求に対する決定との間の隔たりは大きいのであって、結局のところ、本件処分理由の大半は、注記の存在によって占められると考えざるを得ない。

- (4) ところで、この注記は、本件文書が条例16条2項4号にいう情報に該当するとの主張に帰着すると解される。

そこで、条例16条2項4号該当性について検討すると、本件文書に記載されている申請理由によれば、本件交付申請は、異議申立人に対する債権の保全手続をとるに当たり、その普通裁判籍を確認するために行われたとのことである。

通常、民事保全手続は、債務者に対する密行性が要請されるものなので、このことからすると、実施機関が注記を考慮して本件処分を行ったこと自体を不合理ということとはできない。

しかし、民事保全手続は、密行性とともにも迅速性が要請されるもので、本件交付申請のあった日から本件処分のあった日に至る78日という期間は、民事保全手続の実効性が確保されなくなると考えられる通常の期間を大きく超えるものであり、このことからすると、本件交付申請を端緒とする債権の保全手続の実際の進捗にかかわらず、本件処分時点において、当該保全手続に密行性が要請される期間は、既に経過していたと判断せざるを得ないものである。

本件文書に記録されている情報を見分すると、本件交付申請者が債権の保全手続に

着手した事実にわたる情報と、本件交付申請の任に当たった従業員の氏名のほかは、異議申立人にとって既知か、そうでなかったとしても、異議申立人が新たに知ることによって、本件交付申請者を含む第三者の正当な権利利益を害することになるとは考えられない情報にすぎない。

以上のことからすると、本件文書に記録されている情報は、注記の有無にかかわらず、本件交付申請の任に当たった従業員の氏名を除き、異議申立人に開示することによって、第三者の正当な権利利益を害するおそれのある情報ということとはできない。

3 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

開催年月日	処 理 内 容
平成27年 8月26日	諮問書の收受
平成27年10月14日	決定理由説明書の收受
平成27年11月16日	事務局からの事案説明・実施機関からの意見聴取・審査
平成28年 1月29日	審査
平成28年 2月18日	答申

情個審答申第50号

平成28年2月18日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 松 本 哲 治

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年8月26日付け保予精第251号により諮問のあった部分開示決定（平成27年6月23日付け保予精第87号）に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件異議申立ての経過

1 開示の請求

平成27年6月11日、異議申立人は、枚方市個人情報保護条例（以下「条例」という。）16条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「自己登録情報、医療機関使用及び関連する内容情報（カルテ・診断書など）各証明発行記録及び必要とされた法人、行政などへの発行提供、その他、民事に関する記録 ※上記などの手続き一式」の自己情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成27年6月23日、実施機関は、本件請求に対応するもののうち、保健予防課所管分として「相談記録」（以下「本件文書」という。）を特定の上、以下の理由に基づき、本件文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
（非開示の理由）

- ・ 条例16条2項2号の規定に該当

職員による本人に対する評価、診断に関する情報は、開示することにより精神保健相談業務に関する事務の目的が達成できなくなるおそれのあるものであるため。

- ・ 条例16条2項4号の規定に該当

本人の近親者から申出のあった内容は、本人以外のものに関する情報であって、開示することにより、当該本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるものであるため。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成27年8月26日付けで実施機関に対し異議申立てを提起した。

第三 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の開示の決定を求める。

第四 異議申立人の主張要旨

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関による自己情報の確認は、十分でない。

担当者の説明も十分でなく、内容は意味不明で、説明が説明になっていない。

担当者の対応は人ごとにばらばらで、まるで異議申立人を怒らせようとして意図的にそのようにしているかのような印象を受ける。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の部分開示決定通知書、決定理由説明書及び口頭意見陳述を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書について

- (1) 本件文書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律47条1項の規定に基づき、実施機関の職員と、異議申立人やその近親者との間で行われた相談や指導（以下「相談指導」という。）の内容を記録した文書で、相談記録と呼ばれるものである。
- (2) 相談指導は、相談者が保健所に来所し、又は相談を担当する実施機関の職員（以下「相談員」という。）が相談者の自宅等を訪問するなどして行われる。相談員は、医師、ケースワーカー、保健師などが務めており、相談指導の内容は、こころの健康についての相談から、診療を受けるに当たっての相談、社会復帰のための相談など、保健、医療、福祉の広範にわたる。
- (3) 相談記録には、相談指導の内容に加え、相談者に対する相談員の評価や意見なども記録している。それらの評価や意見は、相談員以外の者を含む担当職員の間で共有することにより、相談者に対する支援内容の検討に役立てるほか、緊急時に相談員以外の職員でも対応できるようにするために記録するものであるが、その内容を開示することは前提としていないものである。

2 条例16条2項2号該当性について

- (1) 本件処分において条例16条2項2号に規定する情報に該当するものとして非開示としたのは、異議申立人に対する相談員の評価や意見に該当する記述である。
- (2) もし、これらの記述を開示すると、相談員の評価や意見に納得できない異議申立人が、担当職員等に抗議や苦情を申し立てるなどして、異議申立人と担当職員等との相談関係が損なわれてしまう。また、そのような事態の発生をおそれて、相談員が評価や意見を記録しなくなれば、適切な支援を行うことができなくなってしまう。
- (3) 以上のことから、本件文書に記録された相談員の評価や意見に該当する記述は、条例16条2項2号にいう「個人の評価、判定、診断等に関する情報であって、開示す

ることにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの」に該当する。

3 条例16条2項4号該当性について

- (1) また、本件文書に記録されている、異議申立人の近親者からの申出内容については、異議申立人を含めた第三者に開示されることを前提としておらず、近親者としても、開示されないことを期待して相談員に率直な意見を述べているものであり、これが開示されることとなると、近親者と異議申立人との間に軋轢が生じるなどの不利益が生じ、近親者の正当な権利利益を害することとなる。
- (2) 以上のことから、異議申立人の近親者から申出のあった内容は、条例16条2項4号にいう「開示することにより、本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの」に該当する。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

保健所では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律47条に基づいて相談指導を実施している。相談指導の際には、継続的な対応等の必要性から、相談員が相談や対応経過に関する記録を相談対象者ごとに作成し、それを時系列で整理、管理しており、本件文書は、異議申立人に関する相談指導の内容を記録した文書である。

本件文書には、異議申立人が保健所に来所した際や相談員が異議申立人の自宅等に訪問した際の相談指導における異議申立人の話の内容、様子や状態のほか、異議申立人に対する相談員の評価や意見に該当する記述、異議申立人の近親者からの申出内容に関する記述などが記録されている。

2 条例16条2項2号該当性について

- (1) 本件処分において条例16条2項2号の規定に基づき非開示とされたのは、異議申立人に対する相談員の評価や意見に該当する記述である。

同号は「個人の評価、判定、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの」を開示しないことができると定めており、以下、相談員の評価や意見に該当する記述がこれに該当するかについて検討する。

- (2) 実施機関の説明によると、異議申立人と相談員との間で、異議申立人の病状に対す

る認識に相違があり、このことを前提として慎重に相談指導を行っている状況にあるとのことである。

相談指導業務の趣旨に照らして考えれば、同業務が、面会を通じて相談者との安定した関係を構築しつつ進められるべきものであることは、容易に認められるところである。

その上で、異議申立人と実施機関との関係が、実施機関の説明するような状況にある場合において、本件文書に記載された、相談員の評価や意見の具体的内容を開示すれば、今後、相談指導における異議申立人との安定した関係の構築が困難となることは十分に予想される。

また、相談員の評価や意見の内容を開示することによって、今後、異議申立人との間で軋轢が生じること等を懸念する相談員が、相談指導にとって必要な内容を相談記録に記載しなくなり、ひいては、相談者に対する適切な支援ができなくなるおそれがあることも、十分に予想される。

- (3) 以上のことからすると、本件文書に記載された相談員の評価や意見に該当する記述を開示することは、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるものと認められる。

3 条例16条2項4号該当性について

- (1) 本件処分において条例16条2項4号の規定に基づき非開示とされたのは、異議申立人の近親者からの申出内容に関する記述である。

同号は「本人以外のものに関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの」を開示しないことができる」と定めており、以下、近親者からの申出内容に関する記述がこれに該当するかについて検討する。

- (2) 実施機関によると、異議申立人と近親者との間でも、異議申立人の病状に対する認識について相違があるとのことである。

このような状況の下、異議申立人が、近親者が実施機関に対して行った申出の具体的な内容を知ることによって、近親者と異議申立人との間に軋轢が生じることが十分に予想される。

- (3) このことから、近親者からの申出内容を開示することは、近親者の正当な権利利益を害するものと認められる。

4 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

開催年月日	処 理 内 容
平成27年 8月26日	諮問書の收受
平成27年10月14日	決定理由説明書の收受
平成27年11月16日	事務局からの事案説明・実施機関からの意見聴取・審査
平成28年 1月29日	審査
平成28年 2月18日	答申

情個審答申第51号

平成28年2月18日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 松 本 哲 治

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年8月26日付け福障第1546号により諮問のあった部分開示決定（平成27年6月22日付け福障第683号）に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において非開示とした情報のうち、別表に掲げるものを開示すべきである。

第二 本件異議申立ての経過

1 開示の請求

平成27年6月11日、異議申立人は、枚方市個人情報保護条例（以下「条例」という。）16条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「自己登録情報、医療機関使用及び関連する内容情報（カルテ、診断書）各証明発行記録及び必要とされた法人、行政などへの発行提供その他民事に関する記録 ※上記などの手続記録一式」の写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

平成27年6月25日、実施機関は、本件請求に対応するもののうち、障害福祉室所管分として、「自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書類」（以下「本件文書」という。）を特定の上、以下の理由に基づき、本件文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（非開示の理由）

条例16条2項2号に該当

自立支援医療（精神通院医療）診断書は、個人の診断等に関する情報であって、医療事務事業の目的が達成できなくなるおそれがあるため。

3 異議申立て

平成27年8月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法5条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

第三 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の開示の決定を求める。

第四 異議申立人の主張要旨

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関による自己情報の確認は、十分でない。

担当者の説明も十分でなく、内容は意味不明で、説明が説明になっていない。

担当者の対応は人ごとにばらばらで、まるで異議申立人を怒らせようとして意図的にそのようにしているかのような印象を受ける。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の部分開示決定通知書、決定理由説明書及び口頭意見陳述を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書について

(1) 本件文書は、実施機関に提出された自立支援医療費支給認定申請書で、異議申立人がその申請者となっているものである。

(2) 自立支援医療制度（精神通院医療）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。）」58条1項の規定に基づく医療費の公費負担制度で、指定自立支援医療機関（医療機関の所在地の都道府県知事等が指定）で受けた医療の医療費の一部又は全部に公費を支給し、医療費の自己負担額を軽減することにより、継続的な精神医療を可能にし、もって自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する制度である。

(3) 枚方市に居住する者が自立支援医療制度（精神通院医療）に基づく医療費の支給認定を受けようとするときは、市に自立支援医療費支給認定申請書を提出する必要がある。同申請書には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）」35条2項の規定により、当該認定対象者を診察した指定自立支援医療機関の医師が作成した診断書を添付する必要がある。

通常は、医療を受ける本人が必要書類を実施機関に提出して申請するが、何らかの理由により本人が来庁できないとき等は、家族や施設職員、ケアマネージャー、医療機関等が代わりに提出することがある。また、診断書は、その内容が支給認定事務に携わる者以外の者の目に触れないよう、封印された状態で提出されることもある。

(4) 本件文書に添付された診断書は、医師による診察・検査、本人の訴え及び家族等からの聞き取りその他により、病名、病歴・治療経過、本人の精神疾患の状況、治療方針、継続的な治療の必要の有無等を専門的見地から判断し、第三者に証明するものである。

このため、診断書は、本人の症状について正確かつ率直な記述が求められるものである。

(5) なお、本件処分に先立ち、本件文書を作成した医療機関（以下「本件医療機関」という。）に意見を求めたところ、現在も異議申立人に対して継続して実施している診療に支障が起り得ると考えられることから、診断書は「非開示として欲しい」とのことであった。

2 本件文書の条例16条2項2号該当性について

- (1) まず、本件医療機関からあった意見について検討した結果、適切な診療を行う上で、診療に関する情報を患者と十分に共有することが適当でない場合もあり得るといふ精神医療の特性や、異議申立人が自らに対する診療に関して実施機関に述べた主張の内容等に鑑みれば、本件文書を開示することにより、異議申立人の協力を得ることがこれまで以上に困難となる等、本件医療機関が適切な診療を行うことが出来なくなり、異議申立人に対する診療の目的を達成できなくなると判断した。
- (2) また、診断書については、正確かつ率直な記述が求められるものであるところ、診療に対する本人の十分な理解と協力が得られている場合はともかく、必ずしもそのような状況にない本件のような場合において、診断書を開示することとなると、その内容を巡って、医師と異議申立人との間で摩擦が生じることをおそれて、今後、その記述が簡潔に流れることによって、適切な診療にとって必要な記述を欠くこととなり、結果として、異議申立人に対する診療の目的を達成できなくなると判断した。
- (3) 以上のことから、自立支援医療（精神通院医療）診断書は、条例16条2項2号にいう「開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの」に該当するものである。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

本件文書は、法53条の規定に基づき、異議申立人に対する自立支援医療費の支給認定を申請するため、それぞれ異なる日に実施機関に提出された5件の自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書（以下「申請書」という。）である。

申請書には、個人情報の本人以外収集に関する同意書、健康保険証の写し、自立支援医療（精神通院医療）診断書（以下「診断書」という。）及び自立支援医療受給者証（精神通院）がそれぞれ添付されていて、これらの添付書類のうち、同意書については、5件のうち4件において世帯状況申出書を兼ねており、また、診断書については、5件のうち2件にのみ添付されている。

なお、異議申立人自身は、本件文書を直接見たことがないとのことである。

2 条例16条2項2号該当性について

- (1) 本件処分において条例16条2項2号の規定に基づき非開示とされたのは、2件の診断書に記録されている情報の全てである。

同号は「個人の評価、判定、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの」を開示しないことができると定めている。本件処分における「当該事務事業」は、「異議申立人に対する診療」がこれに当たるとのことなので、以下、診断書に記録されている情報が、開示することにより、異議申立人に対する診療の目的が達成できなくなるおそれのあるものに該当するかについて検討する。

- (2) 実施機関の説明によれば、異議申立人は、自身の病状に対する認識が、その主治医を含む周囲の他の者の認識と異なっているとのことである。

このような状況の下、異議申立人の病状に関する具体的な記述を含む診断書を開示すれば、適切な診療を行うことができなくなるという実施機関の説明に、不合理な点はない。

また、実施機関は、診断書を開示することにより、その記述が簡潔に流れることにより、適切な診療にとって必要な記述を欠くおそれがあると主張する。

このことについては、診断書の発行義務が法定されていることや、その用途の公益性に照らせば、容易にそのような事態は生じないと考えられる。

しかし、患者との全面的な情報共有が適当でない場合があるという精神医療の特性に鑑みれば、そのようなおそれがなお認められ、結果として、異議申立人に対する適切な診療を行うことができなくなるおそれがあると認められる。

- (3) しかし、診断書の書式自体は、「大阪府障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」に規定する様式であり、その内容はインターネット等で公表されている。

そこで、実施機関に対し、診断書に記載されている内容のうち、記載項目の名称等、様式自体にあらかじめ記載されている事項（以下「様式記載事項」という。）を開示し、これ以外のものを非開示とする、部分開示決定を行う余地がなかったのか尋ねたところ、そのような部分開示を行っても、異議申立人の請求の趣旨に合致せず、意味がないと判断し、本件処分を行ったとのことである。

- (4) 条例16条3項は、「実施機関は、開示の請求に係る自己情報の一部に前項各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該自己情報の開示をしなければならない。」と規定している。

たしかに、本件請求の趣旨を、診断の具体的内容を知ることと解すれば、診断書か

ら様式記載事項のみを分離できても、「当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できる」ときに該当しないが、本件請求の趣旨が、そのように局限されたものであったと解すべき具体的事情はなく、むしろ本件請求の対象が極めて広範にわたることに照らして考えるならば、たとえ様式記載事項のみであってもこれを開示することは、本件請求の趣旨に適うものと解すべきである。

そして、前述のとおり、様式記載事項は既に広く公表されており、また、本件処分において開示された部分には、本件文書に診断書が添付されている旨の記載があるので、これらのことからすると、様式記載事項（ただし、異議申立人の病状等に関する具体的内容と容易に分離できない③の欄に記載されている項目を除く。）を開示することにより、異議申立人に対する診療に何らかの支障が生ずると認めることはできない。

- (5) 加えて、診断書に記入された情報のうち、異議申立人の氏名、住所、生年月日、年齢及び性別、医療機関の所在地、名称及び電話番号、診断を行った医師の氏名及び略歴、診断日並びに診療担当科名については、異議申立人にとって既知の情報であることは明らかなので、これらを開示することにより、異議申立人に対する診療に何らかの支障が生ずると認めることはできない。また、異議申立人が高額治療継続者に該当するかどうかの判定結果についても、本件処分において開示とされた部分に記述があるので、これを開示することにより、異議申立人に対する診療に何らかの支障が生ずると認めることはできない。
- (6) 以上のことからすると、診断書に記録されている情報のうち、別表に掲げるもの以外のものについては、これを開示することにより、異議申立人に対する診療の目的を達成することができなくなる情報に該当すると認められるが、別表に掲げる情報については、そのように認めることはできない。

3 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

開催年月日	処 理 内 容
平成27年 8月26日	諮問書の收受
平成27年10月14日	決定理由説明書の收受
平成27年11月16日	事務局からの事案説明・実施機関からの意見聴取・審査
平成28年 1月29日	審査
平成28年 2月18日	答申

別 表

様式記載事項（③の欄に記載されている項目を除く。）

異議申立人の氏名、住所、生年月日、年齢及び性別
異議申立人が高額治療継続者に該当するかどうかの判定結果
診断を行った医師の氏名及び略歴
医療機関の所在地、名称及び電話番号
診療担当科名
診断日

6. 条例及び施行規則

枚方市情報公開条例

平成9年12月15日
条例第23号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 情報の公開（第5条—第13条）
- 第3章 救済手続（第14条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第15条）
- 第5章 雑則（第16条—第21条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の保有する情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 情報 実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（磁気テープ、マイクロフィルムその他これらに類するものから出力され、又は採録されたものを含む。）で、実施機関が管理しているもの（以下「公文書」という。）に記録されているものをいう。
- （2） 情報の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。
- （3） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合においては、個人に関する情報が正当な理由なく公開されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 情報の公開

(情報の公開の請求)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開（第6号に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから情報の公開の申出があつた場合においても、次条から第12条までの規定に準じて情報の公開に努めるものとする。

(公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧することができるとして
ている情報

ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ハ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ニ 法令等の規定による許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要があると認められる情報

- (2) 法令等の規定により、公開することができない旨が明示されているもの

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体又はこれらに準ずる団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 人の生命、身体又は健康を害し、又は害するおそれのある事業活動に関する情報

ロ 人の財産又は生活に影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報

- (4) 市が国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）と協力して行う事務事業又は国等から依頼、協議等を受けて行う事務事業に関して作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、市と国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの
- (5) 公開しないとの約束の下に、個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの
- (6) 市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究その他の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該意思形成を適正又は公正に行うことに著しい支障が生じると認められるもの
- (7) 市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの
- (8) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産又は生活の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるもの
(部分公開)

第7条 実施機関は、情報の公開の請求に係る公文書の一部に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

(公開の請求手続)

第8条 情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 請求に係る情報の内容その他情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による請求を代理人により行おうとするときは、請求書に代理人の氏名及び住所を併記しなければならない。

(説明及び助言)

第9条 情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、当該請求に係る情報を特定するために必要な説明及び助言を求めることができる。

(公開の請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、第8条の規定による請求があつたときは、当該請求が到達した日から起算して15日以内に、当該請求に係る情報の公開をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して45日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（当該決定をする時期が明らかであると

きは、その時期を含む。)を同項の請求をしたもの(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る情報の公開をしない旨の決定(第7条の規定により情報の一部を公開しない場合及び公文書が不存在であるため情報を公開できない場合を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(第2項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)内に第1項の決定をしないときは、情報の公開をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(第三者保護に関する手続)

第11条 実施機関は、公開の請求に係る情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合は、前条第1項の決定をするに当たり、次項に規定する場合を除き、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、公開の請求に係る情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1号ニ又は同条第3号ただし書の規定により当該情報の公開をしようとするときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により手続をとった場合において、当該情報の公開をするときは、情報の公開の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に公開しなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知しなければならない。

(公開の実施)

第12条 実施機関は、第10条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、請求者に対し情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、情報の公開をすることにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第7条の規定による情報の公開をするときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

(手数料及び費用負担)

第13条 情報の公開に係る手数料は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第5条第1項に規定する情報の公開の請求の場合 無料

(2) 第5条第2項に規定する情報の公開の申出の場合 1件につき300円

2 前項に定めるもののほか、請求者又は第5条第2項の規定により情報の公開の申出を行ったものは、

公文書の写し（前条第2項に規定する写しを含む。）の交付により情報の公開を受けた場合は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 救済手続

（救済手続）

第14条 実施機関は、第10条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

第4章 情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進）

第15条 実施機関は、この条例に定める情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるように情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

第5章 雑則

（市長の調整）

第16条 市長は、市長以外の実施機関に対し、情報の公開に関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

（出資法人への要請）

第17条 市長は、市が出資する法人で規則に定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

（指定管理者の情報公開）

第17条の2 公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理業務に関し保有する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設の管理業務に関する文書であって実施機関が保有していないものについて閲覧又は写しの交付の求めがあったときその他必要があると認めるときは、当該公の施設の指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

（運用状況の公表）

第18条 市長は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

（他の制度との調整）

第19条 この条例は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、実施機関において、市民の利用に供することを目的として保有する情報については、適用しない。

(検索資料の作成等)

第20条 実施機関は、情報の公開に必要な検索資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報の公開の請求手続)

第2条 条例第8条第1項の規定による請求書の提出は、情報公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

(情報の公開の請求書の記載事項)

第3条 条例第8条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公開の方法

(2) 次に掲げる請求者の区分に応じ、それぞれに定める事項

イ 条例第5条第1項第2号に掲げるもの そのものが本市の区域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

ロ 条例第5条第1項第3号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ハ 条例第5条第1項第4号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地

ニ 条例第5条第1項第5号に掲げる者 その市税の税目名

ホ 条例第5条第1項第6号に掲げるもの 実施機関が行う事務事業に関してそのものが有する利害関係の内容

(情報の公開の請求に係る決定期間の延長通知)

第4条 条例第10条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第2号）により行うものとする。

(情報の公開の請求に係る決定の通知)

第5条 条例第10条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 情報の公開をする旨の決定をした場合 公開決定通知書（様式第3号）

(2) 情報の部分公開をする旨の決定をした場合 部分公開決定通知書（様式第4号）

(3) 情報の公開をしない旨の決定をした場合 非公開決定通知書（様式第5号）

(4) 情報の公開の請求のあった公文書が存在しない場合 公文書不存在通知書（様式第6号）

(第三者に対する通知)

第6条 条例第11条第2項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開請求通知書（様式第7号）により、同項の規定による意見を述べる機会の付与は、第三者情報公開請求意見書（様式第8号）により行うものとする。

- 2 前項の規定は、条例第11条第1項の規定により第三者の意見を聴く場合について準用する。
- 3 条例第11条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（情報の公開の申出）

第7条 情報の公開の申出は、情報公開申出書（様式第10号）により行うものとする。

- 2 情報の公開の申出に対する回答は、情報公開申出回答書（様式第11号）により行うものとする。

（情報の公開の実施方法等）

第8条 条例第12条第1項の規定による情報の公開（郵送により写しを交付する場合を除く。）は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の主管課の担当職員の立会いの上で行うものとする。

- 2 情報の公開は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 文書、図画及び写真 原本の閲覧又はその写しの交付
- (2) 電子計算組織等に係る磁気テープ等 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付
- (3) マイクロフィルム リーダープリンタで複写したものの閲覧又はその写しの交付
- (4) 録音テープ テープから採録した文書の閲覧又はその写しの交付

- 3 実施機関は、閲覧による情報の公開を受ける者が当該閲覧に係る公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該閲覧の中止を命じることができる。

- 4 情報の公開をする場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、当該請求に係る公文書1件につき原則として1部とする。

（手数料及び費用負担）

第9条 条例第13条に規定する手数料及び費用は、情報の公開までに前納しなければならない。

- 2 前項の費用のうち、写しの作成に要する費用の額は、市長が別に定める。

（出資法人）

第10条 条例第17条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

（運用状況の公表）

第11条 条例第18条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

- (1) 情報の公開の請求及び決定の状況
- (2) 不服申立ての状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 個人情報の収集等の制限（第7条—第10条）
- 第3章 個人情報の適正管理（第11条—第15条）
- 第4章 自己情報の開示等（第16条—第25条）
- 第5章 救済手続（第26条）
- 第6章 雑則（第27条—第32条）
- 第7章 罰則（第33条—第38条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護と信頼される市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 個人に関する情報（法人その他の団体の役員に関するもの及び事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、特定の個人が識別され得るものをいう。
- （2） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- （3） 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管又は利用をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報の収集等を行うに際しては、市民の基本的人権を尊重し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、職員に対し、教育及び研修を行い、その指導及び監督に当たらなければならない。
- 3 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、個人情報の収集等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る市民の基本的人権の侵害を防止する措置を講ずるとともに、個人

情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(適用上の注意)

第6条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第2章 個人情報の収集等の制限

(収集等の一般的制限)

第7条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要最小限の範囲内で適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めに基づくとき、又は実施機関が枚方市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び信仰に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集する場合は、その個人情報の収集目的及び記録項目を明らかにして、当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

4 法令、条例、規則等の規定に基づき、本人又はその代理人が申請、届出その他これらに類する行為をする場合は、第1項の規定による収集があったものとみなす。

(目的外利用の制限)

第9条 実施機関は、前条第1項に規定する収集目的の範囲を超える実施機関内又は実施機関相互にお

ける個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 正当な行政執行又は市民の福祉の向上のため、特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより目的外利用をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項第5号の規定により目的外利用をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第10条 実施機関は、第8条第1項に規定する収集目的の範囲を超える市以外のものへの個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより外部提供をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

第3章 個人情報の適正管理

(個人情報ファイルの作成等)

第11条 実施機関は、個人情報の収集等に当たり、個人情報ファイル（所定の様式に従って個人情報が記録されている台帳、名簿等であつて氏名、番号等により個人を特定することができる個人情報の集合物をいう。以下同じ。）を作成しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、簡易又は一時的な個人情報ファイルについては、この限りでない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報ファイルの名称

- (3) 個人情報ファイルを管理する組織の名称
- (4) 個人情報ファイルの利用目的
- (5) 記録する個人情報の項目
- (6) 記録の対象となる個人の範囲
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、その内容について、審議会に報告するとともに、公表し、市民の閲覧に供さなければならない。

(適正な維持管理)

第12条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保管する個人情報について、利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新なものとする。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 必要でなくなった個人情報について、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(委託業務の適正管理)

第13条 実施機関から個人情報の処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該委託を受けた処理業務（以下「受託業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、個人情報の処理業務の委託に当たっては、受託者に個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理業務の適正管理)

第13条の2 実施機関から個人情報の処理業務を伴う公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、前項の指定に当たっては、指定管理者に個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(電子計算組織による個人情報の記録)

第14条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理しようとするときは、あらかじめ、審議

会の意見を聴かなければならない。

2 実施機関は、第7条第2項各号に掲げる事項に関する個人情報を電子計算組織に記録してはならない。ただし、法令等に定めがある場合その他正当な行政執行のために必要でありその権限の範囲内で行われる場合は、審議会の意見を聴いて、電子計算組織に記録することができる。

(電子計算組織の結合の禁止)

第15条 実施機関は、個人情報を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

第4章 自己情報の開示等

(開示の請求)

第16条 何人も、実施機関に対し、公文書（枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第2条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されている自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示をしないことができる。

(1) 法令等の規定により、開示することができない旨が明示されているもの

(2) 個人の評価、判定、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの

(3) 開示することにより、事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(4) 本人以外のものに関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの

(5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認められたもの

3 実施機関は、開示の請求に係る自己情報の一部に前項各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該自己情報の開示をしなければならない。

(訂正の請求)

第17条 何人も、実施機関に対し、自己情報の事実に関する事項に誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第18条 何人も、実施機関に対し、第7条又は第8条第1項若しくは第2項の規定による制限を超えて、自己情報の収集がされたと認めるときは、その削除を請求することができる。

(中止の請求)

第19条 何人も、実施機関に対し、第9条第1項又は第10条第1項の規定に反して、自己情報の目的外

利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）がされていると認めるときは、その中止を請求することができる。

（開示等の請求手続）

第20条 第16条の規定による開示、第17条の規定による訂正、第18条の規定による削除又は前条の規定による目的外利用等の中止（以下「自己情報の開示等」という。）の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- （1） 氏名及び住所
- （2） 請求に係る自己情報の内容その他自己情報を特定するために必要な事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 自己情報の開示等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、当該自己情報の本人又は規則で定める代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

（説明及び助言）

第21条 自己情報の開示等を請求しようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る自己情報を特定するために必要な説明及び助言を求めることができる。

（開示等の請求に対する決定及び通知）

第22条 実施機関は、第20条第1項の規定による請求があったときは、当該請求が到達した日から起算して、開示の請求にあつては15日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては30日以内に、当該請求に係る自己情報の開示等をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して、開示の請求にあつては45日を、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を同項の請求をした者（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る自己情報の開示等をしない旨の決定（第16条第3項の規定により自己情報の一部を開示しない場合及び当該自己情報が不存在であるため開示できない場合を含む。）をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に第1項の決定をしないときは、当該自己情報の開示等をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（第三者保護に関する手続）

第23条 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、前条第1項の決定をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該自己情報を開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項により手続をとった場合において、当該自己情報を開示するときは、開示の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に開示しなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知するものとする。

（開示等の実施）

第24条 実施機関は、第22条第1項の規定により自己情報の開示等をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、自己情報の開示等を行わなければならない。

2 自己情報の開示は、当該開示の請求に係る自己情報が記録されている公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することにより行うものとする。

3 実施機関は、自己情報を開示することにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第16条第3項の規定による自己情報の開示をするときその他相当の理由があるときは、その公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

4 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしたときは、速やかに、その旨を請求者に通知しなければならない。

（費用負担）

第25条 自己情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

2 請求者は、公文書の写し（前条第3項に規定する写しを含む。）の交付により自己情報の開示を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第5章 救済手続

（救済手続）

第26条 実施機関は、第22条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

第6章 雑則

（市長の調整）

第27条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(出資法人への要請)

第28条 市長は、市が出資する法人で規則に定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

(運用状況の公表)

第29条 実施機関は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

(他の制度との調整)

第30条 この条例は、法令又は他の条例の規定により自己情報が記録されている公文書の閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本若しくは写しの交付、記載の訂正若しくは記録の削除又は目的外利用等の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、実施機関において、市民の利用に供することを目的として管理される個人情報については、適用しない。

(事業者に対する指導、勧告等)

第31条 市長は、事業者が第4条の規定に著しく反する行為を行っているとき、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めた後に、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該行為の是正又は中止を勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に意見を述べる機会を与えた上で、審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第33条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されたその業務に係る個人情報ファイルであって、特定の個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第34条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報（その業務上収集されたものであって、組織的に利用するものとして保管されているものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第35条 受託者又は指定管理者である法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第36条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円

以下の罰金に処する。

第37条 第33条、第34条及び前条の規定は、枚方市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第38条 偽りその他不正の手段により、第22条第1項の決定に基づき開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市個人情報保護条例（平成 9 年枚方市条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(収集の手続)

第 2 条 条例第 8 条第 3 項の規定による通知は、個人情報収集通知書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭又は告示により行うことができる。

(目的外利用の手続)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項ただし書の規定により目的外利用をしようとする課（課に相当するものを含む。以下同じ。）の長は、個人情報目的外利用依頼書（様式第 2 号）を当該個人情報を保管する課の個人情報管理責任者（第 8 条に規定する個人情報管理責任者をいう。次項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、口頭によることができる。

2 個人情報管理責任者は、前項の依頼を承認したときは、個人情報目的外利用承認書（様式第 3 号）により目的外利用をしようとする課の長に通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定により依頼を受けたときは、口頭によることができる。

(外部提供の手続)

第 4 条 実施機関は、条例第 10 条第 1 項ただし書の規定により外部提供をするときは、国又は他の地方公共団体からの照会の場合を除き、次に掲げる事項（使用の目的等により該当のない事項を除く。）について条件を付した覚書を作成するものとする。ただし、緊急その他やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 目的外使用の禁止
- (3) 複写の禁止
- (4) 使用期間終了後の返還義務及び廃棄義務
- (5) 使用又は保管に係る市の検査に応じる義務
- (6) 事故報告義務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 実施機関は、外部提供を受けたものが前項各号に掲げる条件に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、必要な措置を命ずるものとする。

(目的外利用等の記録票の作成)

第 5 条 実施機関は、目的外利用等（目的外利用をさせ、又は外部提供をすることをいう。）を行ったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに個人情報目的外利用等記録票（様式第 4 号）を作成するも

のとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体からの照会である場合
- (2) 個人情報目的外利用承認書を作成している場合
(目的外利用等の通知)

第6条 条例第9条第2項又は条例第10条第2項の規定による通知は、個人情報目的外利用等通知書(様式第5号)により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭又は告示により行うことができる。

(個人情報ファイルの届出)

第7条 条例第11条第1項の規定による届出は、個人情報ファイル届出書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第11条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報の収集の方法及び時期
- (2) 個人情報ファイルの記録形態等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第11条第2項の規定による届出は、個人情報ファイル(廃止・変更)届出書(様式第7号)により行うものとする。

4 条例第11条第3項の規定による届出に係る事項の公表は、告示により行うものとする。

(個人情報管理責任者)

第8条 条例第12条の個人情報管理責任者は、市長部局の職制に関する規則(平成15年枚方市規則第38号)第3条第1項の表に規定する課長の職にある者(これに相当する職を含む。)をもって充てる。

(処理委託等の条件)

第9条 実施機関は、条例第13条第2項の個人情報の処理業務の委託又は条例第13条の2第2項の指定に当たっては、次に掲げる事項(契約の性質又は目的により該当のない事項を除く。)について条件を付すものとする。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 目的外使用の禁止
- (3) 複写の禁止
- (4) 提供資料の返還義務
- (5) 事務管理に係る市の検査に応じる義務
- (6) 事故報告義務
- (7) 再委託等の禁止又は制限
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項
- (9) 前各号の条件に違反した場合の契約解除に関する事項

(自己情報の開示等の請求手続)

第10条 条例第20条第1項の規定による請求は、自己情報開示等請求書（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第20条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 請求の区分
- (2) 訂正、削除又は中止の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第20条第2項の規則で定める代理人は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本人が未成年者又は成年被後見人であるとき 法定代理人
- (2) 本人が自ら請求を行うことができないと実施機関が認めるとき 実施機関が適当と認める代理人

4 条例第20条第2項に規定する本人又は代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして実施機関が認める書類
- (2) 代理人が請求する場合 当該代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、委任状等代理人の資格を証する書類として実施機関が認める書類
(自己情報の開示等の請求に係る決定期間の延長)

第11条 条例第22条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第9号）により行うものとする。

(自己情報の開示等の請求に係る決定の通知)

第12条 条例第22条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 自己情報の開示等をする旨の決定をした場合 開示等決定通知書（様式第10号）
- (2) 自己情報の部分開示等をする旨の決定をした場合 部分開示等決定通知書（様式第11号）
- (3) 自己情報の開示等をしない旨の決定をした場合 非開示等決定通知書（様式第12号）
- (4) 自己情報の開示等の請求のあった公文書が存在しない場合 自己情報不存在通知書（様式第13号）

(第三者に対する通知)

第13条 条例第23条第2項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示請求通知書（様式第14号）により、同項の規定による意見を述べる機会の付与は、第三者情報開示請求意見書（様式第15号）により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第23条第1項の規定により第三者の意見を聴く場合について準用する。

3 条例第23条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示決定通知書（様式第16号）

により行うものとする。

(自己情報の開示の実施方法等)

第14条 条例第24条第2項の規定による自己情報の開示(郵送により写しを交付する場合を除く。)は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の主管課の担当職員の立会いの上で行うものとする。

2 自己情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書、図画及び写真 原本の閲覧又はその写しの交付

(2) 電子計算組織等に係る磁気テープ等 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付

(3) マイクロフィルム リーダープリンタで複写したものの閲覧又はその写しの交付

(4) 録音テープ テープから採録した文書の閲覧又はその写しの交付

3 実施機関は、閲覧による開示を受ける者が自己情報が記録されている公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該閲覧の中止を命じることができる。

4 条例第24条第4項の規定による通知は、訂正等通知書(様式第17号)により行うものとする。

5 自己情報の開示をする場合において、自己情報の写しを交付するときの交付部数は、当該請求に係る自己情報が記録されている公文書1件につき原則として1部とする。

(写しの交付に要する費用)

第15条 条例第25条第2項に規定する自己情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、自己情報の開示までに前納しなければならない。

2 前項の費用のうち、写しの作成に要する費用の額は、市長が別に定める。

(出資法人)

第16条 条例第28条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

(運用状況の公表)

第17条 条例第29条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

(1) 個人情報ファイルの届出等の状況

(2) 電子計算組織に記録している個人情報の記録項目の概要

(3) 電子計算組織による主な事務処理状況

(4) 開示等の請求及び決定の状況

(5) 不服申立ての状況

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 特定個人情報の収集等の制限等（第 6 条—第 9 条）
- 第 3 章 特定個人情報の適正管理（第 10 条—第 15 条）
- 第 4 章 自己情報の開示等（第 16 条—第 25 条）
- 第 5 章 救済手続（第 26 条）
- 第 6 章 雑則（第 27 条—第 30 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市における特定個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに市が保有する特定個人情報の開示、訂正、削除、利用の中止及び提供の中止を実施するために必要な措置を講じ、もって、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図るとともに、特定個人情報を取り扱う者の責務を明らかにすることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- （2） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- （3） 特定個人情報ファイル 番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- （4） 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- （5） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- （6） 本人 特定個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関等の責務）

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、特定個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、特定個人情報の保護の重要性に関し事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関は、特定個人情報の保護の重要性を認識し、実施機関の職員に対し、特定個人情報の取扱いに係る教育及び研修を行うとともに、その指導及び監督に当たらなければならない。

3 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、特定個人情報を取り扱うときは、特定個人情報の保護の重要性を認識し、及び当該保護に関し必要な措置を講ずるとともに、当該保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、特定個人情報の保護の重要性を認識し、特定個人情報を適切に取り扱うとともに、特定個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第2章 特定個人情報の収集等の制限等

(収集等の制限)

第6条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

2 実施機関は、特定個人情報を保有するに当たっては、法令等で定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その収集の目的をできる限り特定しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により特定された収集の目的（以下「収集目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を保有してはならない。

(収集目的の明示)

第7条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の特定個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該本人に対し、その収集目的を明示しなければならない。

(1) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 収集目的を本人に明示することにより、当該本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 収集目的を本人に明示することにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて収集目的が明らかであると認められるとき。

(利用の制限)

第8条 実施機関は、収集目的の範囲を超えて、その保有する特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、収集目的の範囲を超

えて、その保有する特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を当該実施機関内において利用することができる。ただし、その保有する特定個人情報を収集目的の範囲を超えて当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（提供の制限）

第9条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、その保有する特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

第3章 特定個人情報の適正管理

（特定個人情報ファイルの保有の届出等）

第10条 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- （1） 業務の名称
- （2） 特定個人情報ファイルの名称
- （3） 特定個人情報ファイルを管理する組織の名称
- （4） 特定個人情報ファイルの収集目的
- （5） 特定個人情報ファイルに記録する特定個人情報の項目
- （6） 特定個人情報ファイルに記録する個人の範囲
- （7） 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る特定個人情報ファイルを廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、その内容について、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するとともに、これを公表し、及び市民の閲覧に供さなければならない。

（適正な維持管理）

第11条 実施機関は、特定個人情報の適正な維持管理を図るため、特定個人情報管理責任者を定めるとともに、その保有する特定個人情報に関し次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- （1） 収集目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新なものとする事。
- （2） 漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止すること。
- （3） 保有する必要がなくなった特定個人情報について、速やかに廃棄し、又は消去すること。

（委託業務の適正管理）

第12条 実施機関から特定個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）の範囲内で、特定個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、特定個人情報の取扱いを伴う業務の委託に当たっては、特定個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、受託者に特定個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 前2項の規定は、受託業務の全部又は一部の委託を受けた者（受託者を除く。）について準用する。

4 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（指定管理業務の適正管理）

第13条 実施機関から特定個人情報の取扱いを伴う業務を含む公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲内で、特定個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、前項の指定に当たっては、特定個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、指定管理者に特定個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 前2項の規定は、指定管理業務の一部の委託を受けた者について準用する。

4 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、指定管理業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（電子計算組織による特定個人情報の記録）

第14条 実施機関は、電子計算組織を利用して特定個人情報を処理しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、番号法に定めがあるときは、この限りでない。

2 実施機関は、番号法に定めがある場合を除き、次の各号に掲げる事項に関する特定個人情報を電子計算組織に記録してはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（1） 思想、信条及び信仰に関する事項

（2） 社会的差別の原因となるおそれのある事項

（電子計算組織の結合の禁止）

第15条 実施機関は、番号法に定めがある場合を除き、特定個人情報を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

第4章 自己情報の開示等

（開示の請求）

第16条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己を本人とする特定個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る自己情報のうち、

次の各号のいずれかに該当する情報については、開示をしないことができる。

- (1) 法令等の規定により、開示することができない旨が明示されているもの
- (2) 個人の評価、判定、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの
- (3) 開示することにより、事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 請求者（第20条第2項の規定により同項に規定する代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号、第22条及び第25条第2項において同じ。）以外のものに関する情報が含まれる情報であつて、開示することにより、請求者以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたもの

3 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に前項各号のいずれかに該当する情報が含まれている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該自己情報の開示をしなければならない。

4 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、第2項各号に規定する情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（訂正の請求）

第17条 何人も、実施機関に対し、自己情報の事実に関する事項に誤りがあると認めるときは、当該自己情報の訂正を請求することができる。

（削除の請求）

第18条 何人も、実施機関に対し、自己情報（情報提供等記録を除く。この条及び次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該自己情報の削除を請求することができる。

- (1) 実施機関により適法に収集されたものでないとき。
- (2) 第6条第1項の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- (3) 第6条第3項の規定に違反して保有されているとき。
- (4) 第8条に違反して利用されているとき。
- (5) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録がされているとき。

（中止の請求）

第19条 何人も、実施機関に対し、自己情報が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該自己情報の利用の中止を請求することができる。

2 何人も、実施機関に対し、自己情報が第9条に違反して提供されていると認めるときは、当該自己情報の提供の中止を請求することができる。

(開示等の請求手続)

第20条 自己情報の開示、訂正、削除、利用の中止又は提供の中止(以下「自己情報の開示等」という。)

の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 当該請求に係る自己情報の内容その他自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって自己情報の開示等の請求をすることができる。

3 自己情報の開示等の請求をしようとする者は、第1項の請求書を提出する際、当該自己情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(情報の提供等)

第21条 実施機関は、自己情報の開示等の請求をしようとする者が容易かつ的確に当該自己情報の開示等の請求をすることができるよう、当該請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(開示等の請求に対する決定及び通知)

第22条 実施機関は、第20条第1項の規定による請求があったときは、当該請求が到達した日から起算して、開示請求にあっては15日以内に、自己情報の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)、自己情報の削除の請求(以下「削除請求」という。)又は自己情報の利用の中止若しくは提供の中止の請求(以下「中止請求」という。)にあっては30日以内に、当該請求に係る自己情報の開示等をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して、開示請求にあっては45日を、訂正請求、削除請求又は中止請求にあっては60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由(当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。)を請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る自己情報の開示等をしない旨の決定(第16条第3項の規定により自己情報の一部を開示しない場合、同条第4項の規定により自己情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する場合及び当該自己情報が不存在であるため開示できない場合を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(第2項の規定により当該期間が延長された場合にあ

っては、当該延長後の期間)内に第1項の決定をしないときは、当該自己情報の開示等をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

6 実施機関は、情報提供等記録の開示請求又は訂正請求について、他の実施機関に事案を移送しないものとする。

(第三者保護に関する手続)

第23条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合は、当該開示請求に係る前条第1項の決定(以下「開示の決定」という。)をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、開示請求に係る自己情報に第16条第2項第4号に規定する情報が含まれている場合において、当該自己情報を開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定による手続をとった場合において、当該自己情報を開示するとき(第三者が開示に反対する旨の意見を述べたときに限る。)は、開示の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に開示しなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、規則で定める事項を通知するものとする。

(開示等の実施)

第24条 実施機関は、第22条第1項の規定により自己情報の開示等をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、当該自己情報の開示等を行わなければならない。

2 自己情報の開示は、次の各号に掲げる自己情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書又は図画に記録されている自己情報 自己情報が記録されている文書又は図画の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録に記録されている自己情報 自己情報が記録されている電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、前項各号の方法による自己情報の開示により公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第16条第3項の規定による自己情報の開示をするときその他相当の理由があるときは、他の方法によることができる。

4 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正、削除、利用の中止又は提供の中止をしたときは、速やかに、その旨を請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))をいう。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(費用負担)

第25条 自己情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

- 2 請求者は、写しの交付により自己情報の開示を受ける場合においては、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、写しの作成に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 救済手続

第26条 実施機関は、第22条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、枚方市附属機関条例別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

第6章 雑則

(市長の調整)

第27条 市長は、市長以外の実施機関に対し、特定個人情報の取扱いに関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(運用状況の公表)

第28条 実施機関は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

(他の制度との調整等)

第29条 訂正請求、削除請求又は中止請求に関する規定は、法令等の規定によりそれらの請求の手続が定められている場合については、適用しない。

- 2 自己情報の開示、訂正、削除、利用の中止又は提供の中止について、枚方市個人情報保護条例（平成9年枚方市条例第24号）の相当規定による請求があった場合においては、この条例によるそれらの請求があったものとみなす。
- 3 この条例は、この条例に定めのない事項についての枚方市個人情報保護条例の規定の適用を妨げるものではない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市特定個人情報保護条例(平成27年枚方市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報ファイルの保有の届出等)

第 2 条 条例第10条第 1 項の規定による届出は、特定個人情報ファイル保有届出書(様式第 1 号)により行うものとする。

2 条例第10条第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定個人情報の収集の方法及び時期
- (2) 特定個人情報ファイルの記録形態等
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第10条第 2 項の規定による届出は、特定個人情報ファイル(廃止・変更)届出書(様式第 2 号)により行うものとする。

4 条例第10条第 3 項の規定による届出に係る事項の公表は、告示により行うものとする。

5 実施機関は、条例第10条第 1 項又は第 2 項の規定による届出のほか、条例第 8 条第 2 項の規定により、その保有する特定個人情報を利用し、又は利用させたときは、速やかに、特定個人情報利用記録票(様式第 3 号)を作成するものとする。この場合において、実施機関は、当該特定個人情報の利用状況について、枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)別表 1 の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審議会に報告するものとする。

(特定個人情報管理責任者)

第 3 条 条例第11条の特定個人情報管理責任者は、市長部局の職制に関する規則(平成15年枚方市規則第38号)第 3 条第 1 項の表に規定する課長の職にある者(これに相当する職を含む。)をもって充てる。

(業務の委託等に当たって講じる措置)

第 4 条 実施機関は、条例第12条第 2 項の業務の委託又は条例第13条第 2 項の指定に当たっては、次に掲げる事項について、受託者又は指定管理者(以下「受託者等」という。)と締結する契約書等において明記するものとする。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 特定個人情報の取扱いに際して設定された場所からの特定個人情報の持出しの禁止
- (3) 特定個人情報の目的外使用の禁止
- (4) 特定個人情報の複製の禁止
- (5) 特定個人情報の返却又は消去若しくは廃棄の義務

- (6) 受託業務又は指定管理業務（以下「受託業務等」という。）に従事する者の明確化
- (7) 受託業務等に従事する者に対する監督及び教育義務
- (8) 受託業務等の履行状況に係る市の検査又は報告の求めに応じる義務
- (9) 特定個人情報の漏えい等が発生した場合の受託者等の損害賠償等の責任
- (10) 受託業務等の委託（以下「再委託」という。）における条件
- (11) 再委託の相手方に対する受託者等の監督義務
- (12) 前号の監督義務の履行状況の報告義務
- (13) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項
- (14) 前各号に掲げる事項に違反した場合の契約解除又は指定の取消し等に関する事項
（自己情報の開示等の請求手続）

第5条 条例第20条第1項に規定する請求（以下「自己情報の開示等の請求」という。）は、自己情報開示等請求書（様式第4号）により行うものとする。

2 条例第20条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 請求の区分
- (2) 開示請求にあつては、条例第24条第2項に規定する開示の方法のうち、開示請求をしようとする者が希望する開示の方法
- (3) 訂正請求、削除請求又は中止請求にあつては、その内容
- (4) 代理人が自己情報の開示等の請求をしようとする場合にあつては、代理人の種別並びに本人の氏名及び住所
- (5) 自己情報の開示等の請求をしようとする者の連絡先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第20条第3項に規定する本人又は代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が自己情報の開示等の請求をしようとする場合 個人番号カード、運転免許証、旅券その他これらに類するものとして市長が認める書類（郵送により当該請求をしようとする場合にあつては、これらを複写機により複写したもの。）
- (2) 法定代理人が自己情報の開示等の請求をしようとする場合 当該法定代理人に係る前号に規定する書類及び戸籍謄本若しくは戸籍の全部事項証明書又は登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類として市長が認める書類
- (3) 本人の委任による代理人が自己情報の開示等の請求をしようとする場合（次号に定める場合を除く。） 当該代理人に係る第1号に規定する書類並びに本人の印鑑を押印した委任状及び当該押印した印鑑に係る印鑑登録証明書その他当該代理人であることを証する書類として市長が認める書類
- (4) 本人の委任による代理人（法人である場合に限る。）が自己情報の開示等の請求をしようとする

する場合 当該代理人の代表者の資格を証する書類及び印鑑証明書並びに現に当該請求の任に当たっている者に係る第1号に規定する書類及び当該代理人の当該請求の任に当たっている者に対する委任状並びに本人の印鑑を押印した委任状及び当該押印した印鑑に係る印鑑登録証明書その他当該代理人であることを証する書類として市長が認める書類

- 4 前項各号に定めるもののほか、郵送により自己情報の開示等の請求をしようとする者は、その者に係る住民票の写し又は住民票に記載されている事項を記載した書類その他その者が同項第1号に規定する書類に記載された者であることを示すものとして市長が認める書類を実施機関に提出しなければならない。

(自己情報の開示等の請求に係る決定期間の延長)

第6条 条例第22条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

(自己情報の開示等の請求に係る決定の通知)

第7条 条例第22条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 自己情報の開示等をする旨の決定をした場合 開示等決定通知書(様式第6号)
- (2) 自己情報の部分開示等をする旨の決定をした場合 部分開示等決定通知書(様式第7号)
- (3) 自己情報の開示等をしない旨の決定をした場合 非開示等決定通知書(様式第8号)
- (4) 自己情報の存否を明らかにしないで当該請求を拒否する旨の決定をした場合 自己情報存否応答拒否決定通知書(様式第9号)
- (5) 自己情報の開示等の請求のあった公文書が存在しない場合 自己情報不存在通知書(様式第10号)

(第三者の意見の聴取等の通知等)

第8条 条例第23条第1項の規定による第三者の意見の聴取及び同条第2項の規定による第三者の意見を述べる機会の付与は、第三者意見照会書(様式第11号)により行うものとする。

- 2 条例第23条第1項及び第2項の規定による第三者の意見の聴取等に対する第三者の意見の陳述は、第三者意見書(様式第12号)により行うものとする。

- 3 条例第23条第3項後段の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第三者に関する情報の開示決定をした旨及びその理由
- (2) 第三者に関する情報の開示を実施する日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 4 条例第23条第3項後段の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示決定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(自己情報の開示の実施方法等)

第9条 条例第24条第2項又は第3項の規定による自己情報の開示(郵送により写しを交付する場合を

除く。)は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の主管課の担当職員の立会いの上で行うものとする。

2 条例第24条第2項第1号の規定による文書又は図画(以下「文書等」という。)の閲覧は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書等(次号に掲げるものを除く。) 当該文書等(当該文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該文書等の写し)の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの閲覧

3 条例第24条第2項第1号の規定による文書等の写しの交付は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書等(次号に掲げるものを除く。) 当該文書等を複写機により用紙に複写したもの(複写機による複写が困難な場合にあつては、当該文書等をデジタルカメラにより撮影し、又はスキャナ等の機器を用いて読み取ってできた電磁的記録(以下「当該文書等の電磁的記録」という。)を用紙に出力したものをいう。)又は当該文書等の電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの交付

4 条例第24条第2項第2号の規則で定める方法は、次に定める方法とする。ただし、第2号の方法による交付については、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより当該複写を容易に作成することができる場合に限る。

(1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(2) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(3) 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

5 実施機関は、閲覧又は視聴による開示を受けている者が自己情報が記録されている文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧を中止し、他の方法による閲覧に変更することができる。

6 条例第24条第4項の規定による通知は、訂正等通知書(様式第14号)により行うものとする。

7 自己情報の開示をする場合において、自己情報の写しを交付するときの交付部数は、当該請求に係る自己情報が記録されている公文書1件につき原則として1部とする。

8 条例第24条第5項の規定による通知は、訂正実施通知書(様式第15号)により行うものとする。

(写しの交付に要する費用)

第10条 条例第25条第2項に規定する自己情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 写しの作成に要する費用 別表に定める額

(2) 写しの送付に要する費用 日本郵便株式会社による郵便料金に相当する額

2 前項の写しの作成及び送付に要する費用の額は、自己情報の開示までに前納しなければならない。

3 条例第25条第3項の規定により、写しの作成に要する費用を減額し、又は免除できる場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該減額し、又は免除することができる額は、当該各号に定める額とする。

(1) 当該自己情報の開示の請求を行った者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に定める保護を受けている場合 当該写しの作成に要する費用の全額

(2) 前号に掲げるもののほか、当該自己情報の開示の請求を行った者（当該者が代理人である場合にあっては、当該請求に係る本人）について、天災その他市長が特別の事情があると認める場合 当該写しの作成に要する費用のうち市長が定める額

4 条例第25条第3項の規定による写しの作成に要する費用の減額又は免除を受けようとする者は、実施機関に対し、写しの作成費用減免申出書（様式第16号）を提出しなければならない。

（運用状況の公表）

第11条 条例第28条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

- (1) 特定個人情報ファイルの保有の届出等の状況
- (2) 電子計算組織に記録している特定個人情報の記録項目の概要
- (3) 電子計算組織による特定個人情報の主な事務処理状況
- (4) 自己情報の開示等の請求及び決定の状況
- (5) 不服申立ての状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

別表（第10条関係）

交付する写しの区分	費用の額
1 用紙に複写し、印刷し、又は出力したもの	日本工業規格A列0番の用紙1枚につき50円
	日本工業規格A列1番の用紙1枚につき30円
	日本工業規格A列2番の用紙1枚につき20円
	日本工業規格A列3番の用紙1枚につき10円
	日本工業規格A列4番の用紙1枚につき10円
	日本工業規格B列4番の用紙1枚につき10円
	日本工業規格B列5番の用紙1枚につき10円
2 光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき100円

備考 用紙の両面に複写し、印刷し、又は出力する場合にあっては、片面を1枚として費用の額を算定するものとする。ただし、日本工業規格A列4番及びB列5番の用紙の両面又は片面2枚に複写し、印刷し、又は出力する場合にあっては、当該両面又は当該片面2枚を日本工業規格A列3番又はB列4番の用紙1枚とみなして費用の額を算定する。

(設置等)

- 第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。
- 2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

(委員の委嘱)

- 第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。
- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。
- 3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

- 第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。
- 3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

- 第5条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が招集し、会長がその議長となる。
- 2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

(会議の公開)

- 第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。
- (1) 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

1 市長の附属機関

名称	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の委嘱期間
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
枚方市情報公開・個人情報保護審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 枚方市個人情報保護条例(平成9年枚方市条例第24号)及び枚方市特定個人情報保護条例(平成27年枚方市条例第23号)の規定によりその権限に属させられた事項 (2) 情報公開制度、個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度の運営に関する重要事項	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	

枚方市情報公開・個人情報保護審査会	枚方市情報公開条例第10条第1項、枚方市個人情報保護条例第22条第1項及び枚方市特定個人情報保護条例第26条第1項の決定についての不服申立てに関する審査	5人以内	学識経験を有する者	
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 平成27年度
平成28年10月

編集・発行 枚方市総務部コンプライアンス推進課
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1294

FAX 072-841-3039

<http://www.city.hirakata.osaka.jp>